

株式交換・移転、会社分割マニュアル

第1章 株式交換・株式移転

第1 制度の概要

1 株式交換・株式移転の意義

(1) 意義

株式交換及び株式移転は、平成11年8月9日成立、同年10月施行の商法改正で導入されました。

株式交換及び株式移転は、株主総会の承認等を経て100%親子会社関係（完全親子会社関係）を創設する制度です。完全親会社となる会社が既存の会社である場合が「株式交換」であり、完全親会社となる会社が新たに設立される場合が「株式移転」です。

なお、「株式交換」及び「株式移転」という用語は、特別の概念であって、通常の意味での「株式の交換」又は「株式の移転」という用語とは意味が異なります。

(2) 株式交換・株式移転が導入された経緯と目的

今日、社会、経済のグローバル化、情報技術の革新によって、経済環境は国際的な激しい競争時代に入っており、各企業は競争力の増強、企業グループとしての経営態勢の合理化を図る必要があります。企業はリストラクチャリングによる不採算部門の整理統合、得意部門、将来性のある事業の強化という事業再編の必要に迫られています。

このような経済社会の要請から規制緩和の一環として、数々の法改正がなされました。まず、平成9年5月には、商法の改正がなされ、会社合併の手続の簡素化がなされました。すなわち、従来の会社合併手続における創立総会及び報告総会の開催は廃止され、債権者保護手続の合理化がなされ、他方、情報開示を充実させるために、事前開示書類の拡充、事後開示書類の法定がなされました。また、より簡易な合併の手続も新たに設けられました。

そして、従来独占禁止法によって禁止されていた純粹持株会社制度が、平成9年6月の同法の改正によって認められることになりました。持株会社制度は企業経営の分業化専門化を可能とし、事業の再編も容易となり、経営の効率化に大変すぐれたものです。

さらに、平成9年12月、銀行だけに商法の合併手続の例外を認める目的で、「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律」が制定されまし

た。この手続は、まず、銀行の持株会社となる子会社を設立し、さらにその子会社が銀行業務を行わせるための孫会社を設立します。そして、銀行と孫会社が合併契約を結び、孫会社の株式を銀行の株主に割り当てます。その後、銀行の株主はこの割り当てられた孫会社の株式を子会社に対して現物出資を行い、銀行の株主はその子会社から新株の割当てをうけて、その子会社の株主となるという手続です。

また、平成 10 年に、独占禁止法が改正され、会社の合併の届出に関する制度が改められました。すなわち、届出の対象範囲について、従来は全ての合併が対象であったところ、改正により大幅に削減されました。総資産 100 億円超の会社が、総資産 10 億円超の会社と合併するときだけ届出が必要とされ、それ以外のケースでは親子・兄弟会社間の合併においても不要とされました。

また、審査期間についても、原則届出受理後 30 日間とされ、報告等を求めた場合には 120 日を経過した日、又は追加報告を受理した日から 90 日を経過した日のいずれか遅い日までとされました。

このような流れの中、平成 9 年の独占禁止法の改正及びその付帯決議をうけて、持株会社の設立等の企業組織の変更が円滑に行われるための制度の創設として、株式交換及び株式移転について、法制審議会において検討が行われるようになりました。そして、平成 11 年 8 月の商法改正により、株式交換及び株式移転の制度が導入されるに至りました。

株式交換及び株式移転は、持株会社の設立を容易にするために導入された制度ですが、その利用は持株会社設立のためだけに限られるわけではなく、企業買収などの手段などとしても利用することができます。

(3) 新会社法の制定と施行

(イ) 新会社法の制定

近年、会社法制の重要な改正が相次いで行われ、平成 17 年には「会社法制の現代化」として、それまでの改正を含めて規整を統合・整理した「会社法」(平成 17 年法 86 号)が平成 17 年 6 月に国会で成立し、7 月 26 日に公布されました。

この新しい会社法の正式な法令名は「会社法」ですが、巷間では「新会社法」と呼ばれることも多いようです。

本書では、原則として「新会社法」と呼ぶこととしますが、条文を引用する場合には単に「会社法」と呼びます。また、改正前の規定については、「平成 17 年改正

前商法」と呼ぶこととします。

新会社法は、近年の社会経済情勢の変化に対応するため会社法制の各種制度を見直すとともに、会社法制を国民にわかりやすいものとするため片仮名・文語体で表記されている規定を平仮名・口語体としたうえで再編成しています（相澤哲編著「一問一答 新・会社法」3頁）。

新会社法では、株式移転及び株式交換についても、下記をはじめとする様々な改正が行われています。

(a) 規整の横断化

新会社法は、組織再編の制度を大幅に横断化しました。組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転は、新会社法の第5編にまとめて規定されています。

(b) 対価柔軟化

新会社法では、株式交換の場合、完全子会社となる会社の株主に対して、完全親会社となる会社の株式を交付せず、金銭その他の財産を交付することができることとされました。

これを、対価柔軟化といいます。

なお、株式移転の場合、対価柔軟化は認められません。

(c) 簡易手続の要件の緩和

新会社法は、株式交換において完全子会社の株主等に交付する完全親会社の株式等の財産の額が完全親会社の純資産額の5分の1（平成17年改正前商法では20分の1）を超えない場合等には、完全親会社の株主総会の決議を不要としています。

(d) 略式手続の創設

新会社法は、支配関係のある会社間で株式交換を行う場合には、株式会社である被支配会社における株主総会の決議を要しないとする手続を創設しました。この手続は、「略式手続」や「略式組織再編」と呼ばれています。

なお、株式移転の場合、略式手続は認められません。

(e) 敵対的買収への防衛策の導入

新会社法は、敵対的買収への合理的な防衛策を導入するのに必要かつ十分な次のような法整備も行っています。

- ・ 種類株式や新株予約権の内容を平成17年改正前商法よりも自由に定めることができるものとする。

- ・ 株主総会の決議要件を加重することができることを明確化する。

(ロ) 新会社法の施行

新会社法の施行期日については、「公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」こととされています(会社法附則1項)。本書を執筆した時点では、新会社法の施行期日は平成18年5月ころの見込みであると言われています。

ただし、新会社法のうち合併等の対価柔軟化(上述の、株式交換における対価柔軟化を含みます)に関する部分については、新会社法の施行期日の更に1年後に施行されることとされています(会社法附則4項)。

2 株式交換のしくみとメリット

(1) 株式交換のしくみ

(イ) 制度の意義

(a) 平成 9 年の独占禁止法の改正により、純粋持株会社の設立が設められました。

この純粋持株会社の形態による企業再編を、簡易、円滑に行うため、100%の持分を有する親子関係の会社を作るための法整備が必要となり、株式交換・移転の制度が平成 11 年の商法改正により創設されました。

(b) 商法 352 条 1 項において、株式交換制度を規定し、「会社はその一方が他方の発行済株式の総数を有する会社（以下これを完全親会社と他方を完全子会社といいます）となるため株式交換をすることができる」としています。他の会社の発行済株式の 100%を保有する会社を「完全親会社」他の会社に発行済株式の 100%を保有される会社を「完全子会社」といいます。

(ロ) 内容

株式交換による完全親子関係の成立は、具体的には以下の手続きによります（商法 352 条 2 項）。

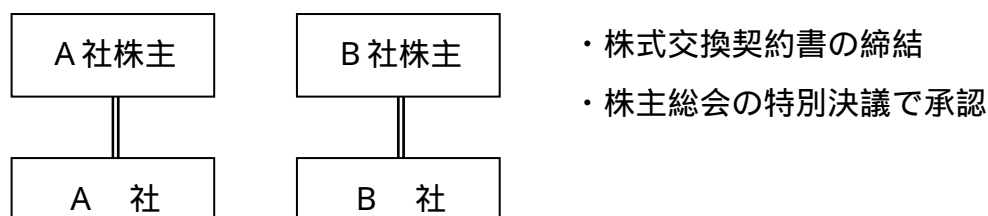
(a) 既存の会社（A 社と B 社）が株式交換契約書を締結し、それぞれの会社の株主総会の特別決議によりその株式交換契約書の承認を行います。

(b) 完全親会社となる A 社は完全子会社となる B 社の株主から取得する B 社株式と交換に A 社の株式を B 社株主に交付します。

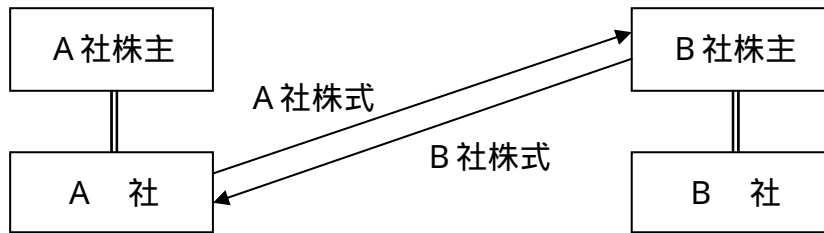
(c) 以上により、A 社と B 社の間に 100%親子関係が成立し、B 社の旧株主は A 社の株主となります。

これを図で示しますと、次のとおりです。

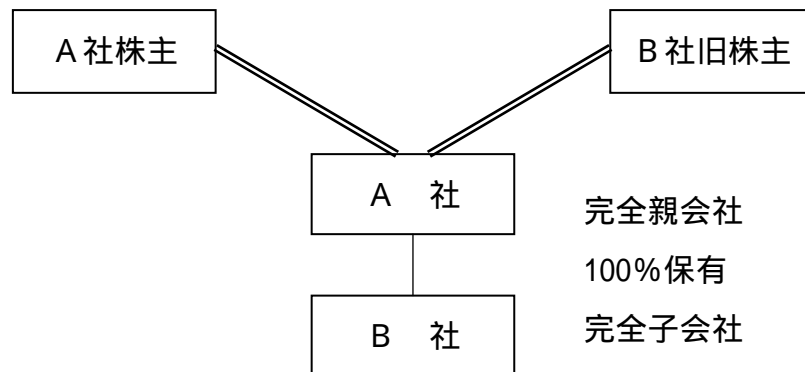
(a) 株式交換前



(b) 株式交換手続



(c) 株式交換後



(八) 税法での取扱い

株式交換の制度が広く普及、活用されることを目的とし、税法で定める一定の要件を満たすことを条件に、課税関係が生じないようにしています。詳細は、第3株式交換の会計と税務で述べています。

(2) 株式交換のメリット

(イ) 制度のメリット

(a) 株式の100%取得を実現

完全親会社となる会社と完全子会社となる会社との間で株式交換契約を締結し、双方の会社の株主総会の特別決議で承認されますと、完全子会社となる会社の株主の意志にかかわらず、強制的に完全子会社の株式のすべてが完全親会社に移転します。

なお、株式交換に反対である完全子会社となる会社の株主については、商法355条の規定により「反対株主の株式買取請求権」を与えて反対株主の保護を図ることにより、株式交換の容易及び円滑な運用を行うことができます。

(b) 資金手当を必要としない

株式交換の場合には、完全親会社となる会社は完全子会社となる会社の株式の取得の対価として、完全子会社となる会社の株主に対して自社の株式を交付すればよいので、資金を必要としません。

(c) 課税上のメリット

株式交換による株式の移転においては、一定の要件のもとに譲渡損益を認識しませんので、課税が生じません。

3 株式移転のしくみとメリット

(1) 株式移転のしくみ

(イ) 制度の意義

「株式移転」とは、株式交換制度と同様、平成 11 年の商法改正により創設された商法 364 条 1 項に規定する「既存の会社と株主との間に新たな持株会社を設立する」手続きをいいます。

いいかえれば、既存の会社が完全子会社となるために、持株会社である完全親会社を設立するための手続きをいいます。

(ロ) 内容

株式移転制度による持株会社の設立は、具体的には以下の手続きによります（商法 364 条 2 項）。

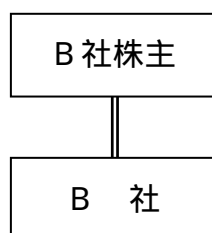
(a) 既存の会社（B 社）の持株会社（A 社）を設立するため、既存の会社の株主総会を開催し、特別決議の承認を得ます。

(b) B 社株主はその保有する B 社株式全てを移転することにより、A 社を設立し、A 社から A 社の新株の割り当てを受けます。

(c) 以上により、B 社（完全子会社）は A 社（完全親会社）の 100% 子会社となり、B 社の旧株主は A 社の株主となります。

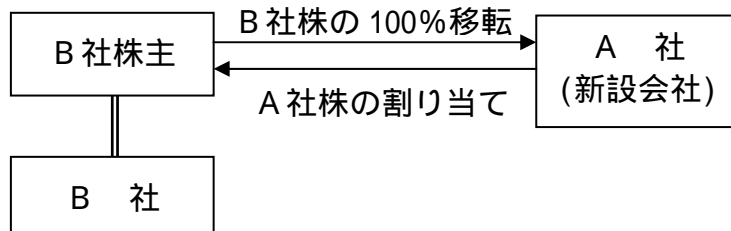
これを図示すると次のとおりです。

(a) 株式移転前

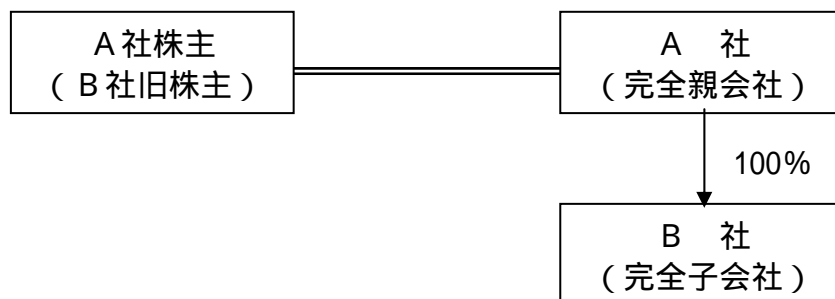


- ・ 株主総会の特別決議により
- ・ A 社の設立の承認を決議

(b) 株式移転手続



(c) 株式移転後



(八) 税法での取扱い

株式移転についても、株式交換同様、制度の普及、活用されることを目的として税法上種々の特例が設けられています。なお、詳細は、第5 株式移転の会計と税務で述べています。

(2) 株式移転のメリット

(イ) 制度のメリット

(a) 複数企業による共同持株親会社の設立

完全子会社となる会社の株主が、株主総会の特別決議で株式移転による完全親会社の設立の承認を受けると、株式移転の日に新たに完全親会社が設立され、完全子会社の発行済株式全部が完全親会社に移転し、完全子会社の株主には、一定の移転比率によって完全親会社の株式が割当てられます。このようにして、複数の既存企業が、統合を目的として新設の持株親会社を設立し、その傘下のもとに企業グループの効率化、競争力の向上を図ることが手続上容易にできるようになります。

(b) 資金手当を要しない

株式交換と同様、持株会社を設立するに当たり、株式を移転するだけで資金出資は伴わないので資金手当を要しないメリットがあります。

(c) 課税上のメリット

株式移転による譲渡損益は一定の要件のもとに認識いたしません。

4 株式交換・移転の活用方法・活用例

(1) 企業再編のための株式交換・移転

(イ) 株式交換を使った親会社による子会社の完全子会社化

株式交換制度を使い、既存の親会社・子会社の関係を完全子会社にすることにより、意思決定を一本化し、各会社に必要な資本、労働、ノウハウ、特許権等の知的所有権、ネットワーク等の経営資源を最適配置することが可能となります。又、完全子会社の企業価値を 100% 親会社の企業価値に反映することが可能となります。株式交換を使った企業再編は具体的には下記の目的で活用されると考えられます。

- ・親会社と関連する事業領域での共同開発や共同事業を、より強力に押し進めるために完全子会社化する。
- ・インターネットやIT技術の急速な発達などに見られるような時代の急激な変化に対応したビジネスモデルや、新しい企業体を作るため、完全子会社化する。
- ・不採算事業からの撤退と人員の再配備、事業の転換や資金の投入を迅速に行うため、完全子会社化する。
- ・親会社子会社間で無駄に重複していた店舗や業務を整理しやすくするために完全子会社化する。
- ・オーナー企業において、オーナーが複数の会社の株式を所有している場合に、より強力かつ密接な会社グループを構築し、グループ全体としての競争力を上げるため完全子会社化を行っていく。

このような株式交換を使った企業再編の代表例として、ソニーグループの例が挙げられます。

ソニー株式会社は、平成 12 年 1 月 5 日をもって、株式会社ソニー・ミュージック・エンタテインメント、ソニーケミカル株式会社、ソニー・プレジジョン・テクノロジー株式会社の 3 社を完全子会社化しました。この完全子会社化の目的は、ソニーのホームページの「報道資料」によりますと、「ソニーグループはこのたび顧客の多様な需要に的確に対応する競争力ある商品・製品・サービスの迅速な開発・提供が可能な体制を整備するとともに、収益力の強化を通じたグループ全体の株主価値を向上させるため、グループの再編を行うことといたしました。これに伴い、上場子会社 3 社についても、引き続き各社の自主性を尊重しながら、親会社である

ソニー株式会社と広範な分野で協力関係を深め、グループとして従来以上に一体となった総合的な事業戦略を展開することといたしました。

また、各子会社は非公開子会社としてソニーグループの今後の戦略をより迅速に実施することが可能となりますので、それぞれの業界において、より一層確固たる地位を占めることができるものと考えております。」となっております。

ソニーがこの株式交換を使った企業再編で目的としている事を整理しますと下記のとおりと考えられます。

- ・ 3社を一体化し、収益力を高めることにより、今後の新分野への進出や多額の投資を迅速に行えるよう、十分な資金力を持つ。
- ・ 競争力ある商品、製品、サービスを効率的に開発・提供するために、共同開発や共同事業展開を行いやすい事業環境を作る。
- ・ 上場子会社3社をソニー株式会社の100%子会社にする事により、ソニーの今後の戦略がより迅速に実行できるような態勢とする。
- ・ ソニー株式会社の企業価値に、子会社の企業価値が100%反映するようにする。

このような株式交換を活用した企業再編は、今後ますます活発に行われると予想されます。

(ロ) 株式移転を使った完全親会社としての持株会社設立と完全子会社化

新たな持株会社を作り、それぞれの企業グループ会社の株式を株式移転により移転して、完全子会社することにより、株式交換を活用した企業再編と同様、資本や人材等の経営資源を重点的かつ戦略的に配分でき、企業グループの再編が可能となります。株式移転を使った企業再編は具体的には下記の目的で活用されると考えられます。

- ・ 同一業種で資本提携関係のある複数の会社が、株式移転を使って持株会社のもとに一体となり、大きな市場占有率を持つことができるようにするため。
- ・ 異なった業種で資本提携関係のある複数の会社が株式移転を使って持株会社のもとに一体となり、広い市場について有機的にビジネスをしてゆくことが可能となり、またそれぞれの業種が関連性のあるものであれば、相乗効果により、単体の利益以上のものを上げることができるようにするため。
- ・ オーナー企業において、オーナーの意思を複数の会社に素早く伝え、機動的なマネジメントをするため。

このような株式移転を使った企業再編の代表例として、みずほグループの例が挙げられます。

平成 11 年 8 月 20 日、日本興業銀行、第一勧業銀行、富士銀行の 3 行は共同持株会社を設立し、平成 14 年を目途に全面的に統合することを発表しました。その手順は、

- (a) 3 行の証券子会社を合併させる（平成 12 年 10 月 2 日、第一勧業証券株式会社、富士証券株式会社、興銀証券株式会社が合併し、みずほ証券株式会社となった）。
- (b) 平成 12 年秋に共同持株会社を設立し、日本興業銀行、第一勧業銀行、富士銀行の 3 行を統合する（平成 12 年 10 月 2 日共同持株会社みずほホールディングスを設立）。
- (c) 平成 14 年春を目途に 3 行の業務を個人分野、法人取引、投資銀行等に分けて事業を再編する。

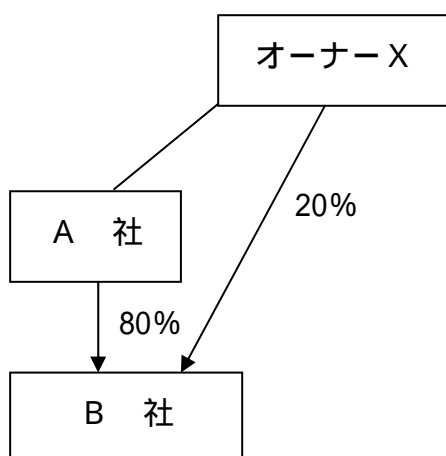
となっています。

(八) 株式交換を使った関係会社の資本関係の整理

株式公開準備会社の子会社を持っており、その子会社の株主に親会社（株式公開会社）のオーナーが入っている場合、資本関係の整理を求められることがあります。

[例]

株式公開準備会社 A 社
子会社 B 社
A 社のオーナー株主 X



資本関係の整理とは、オーナーXの所有するB社株式をA社に移し、B社をA社の完全子会社とすることを指します。資本関係の整理が求められる理由としては、B社を通じてオーナーXに不当に利益が流出する危険性や、B社の経営方針にオーナーXの意向が反映しやすい、などがあります。

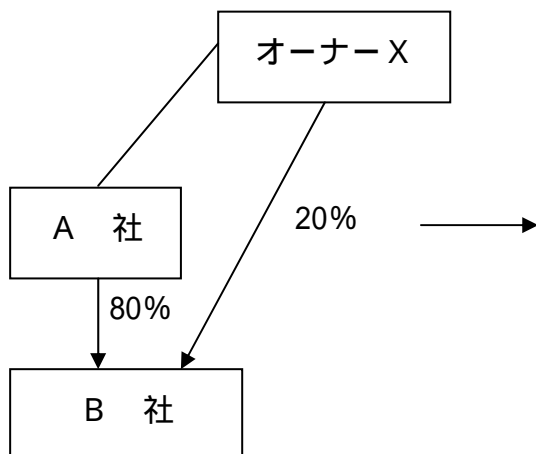
(従来の整理手法)

- ・オーナーXの所有するB社株式をA社に譲渡する。この方法でのデメリットは下記の点にありました。
 - ・譲渡する株価によっては、オーナーXに株式譲渡益課税が生じる
 - ・A社は買収資金を準備する必要がある

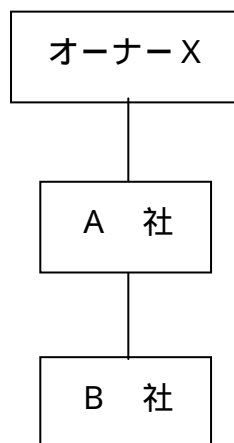
(株式交換の手法)

- ・オーナーXの所有するB社株式を、A社が新たに発行するA社株式と交換する。この手法により税負担なしにB社をA社の100%子会社にするができます。

現状

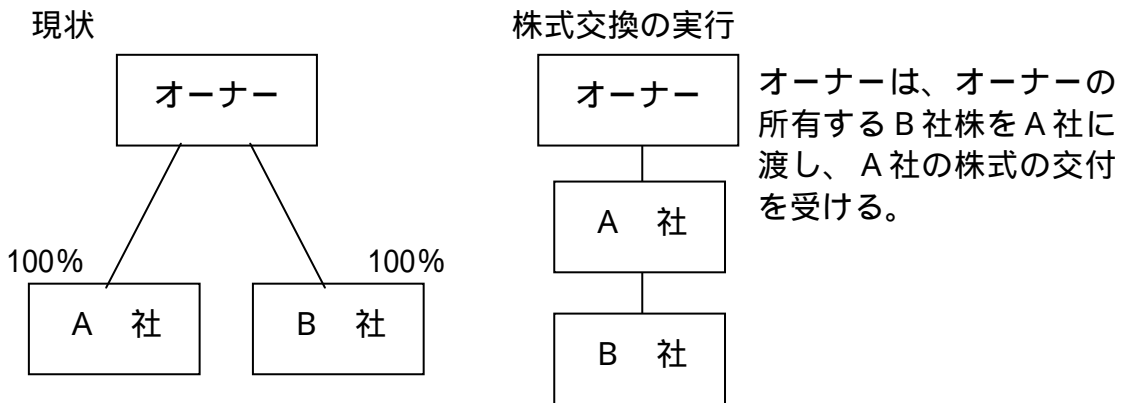


株式交換後



(二)株式交換を使った自己資本増強

オーナーが複数の会社の株式を所有している場合に、自己資本を増強したい会社がある中にある場合は、当該会社を完全親会社とする株式交換を行うことにより、自己資本の増強ができます。



上記の実行の結果A社の貸借対照表は、

A社 B / S	
資産	× × ×
子会社株式	
負債	× × ×
資本金	—— 交換前の資本金 + 増加資本金

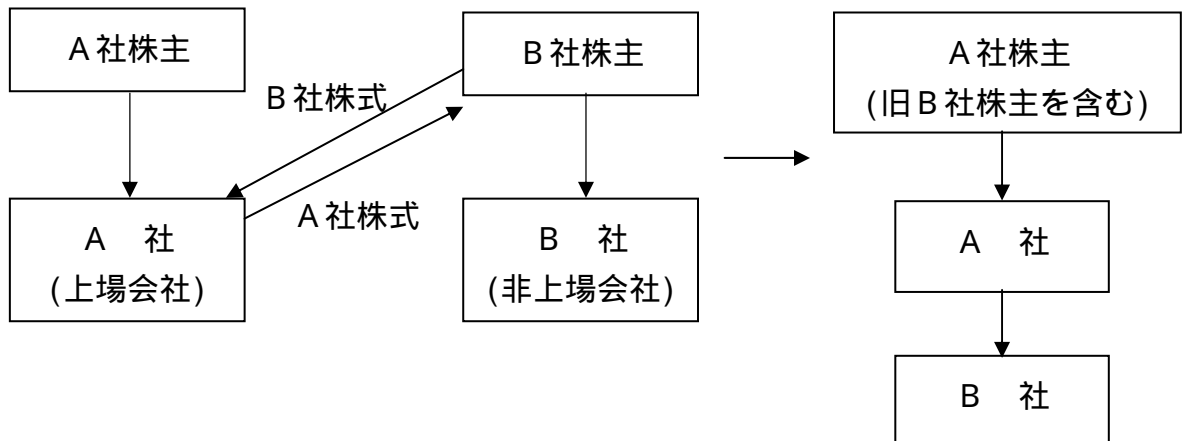
となります。

このように、資産として子会社株式が増加し、資本金が増加します。これを新たな出資（増資）という形でなく、資金の移動を伴わずに行うことができます。

(2) M & Aのための株式交換・移転

(イ) 株式交換を使った上場会社による非上場会社のM & A

上場会社が非上場会社を買収という目的で完全子会社化する手法として、株式交換が有効な手段となります。



企業買収にあたっての株式交換の意義として、3つの意義が考えられます。

- ・ 上場会社の株式で買収ができるため、買収資金の調達が不要で新たな借入や社債発行をしなくて良い。
- ・ 吸収合併ではなく、100%の資本を持つ親子会社関係という形での会社の買収ができる。
- ・ 非上場会社の株主にとって上場会社の株式との交換になるため、所有する株式の市場での処分等が容易となる。

株式交換によるM & Aは下記のような会社を買収する場合に活用されると考えられます。

- ・ 非常に優れた技術や営業ノウハウを持つ会社
- ・ 後継者のいない会社
- ・ 好立地に有利な土地を所有している会社

上記(1)、(イ)の代表例として取りあげたソニーグループの例で見ましたように、今後、上場会社による株式交換を活用したM & Aが活発化すると予定されます。

(ロ)中堅・中小企業における株式交換を使ったM & A

中堅企業・中小企業においても、もともと元請会社、下請会社の関係とか発注元会社、受注会社等の関係がある場合は、株式交換を使って、完全親会社・完全子会社となることができます。

完全親会社側は、資金負担なしに系列子会社の株式をすべて取得することができますし、系列子会社の株主は、親会社の株式を取得できます。親会社が交換後公開を行えば、その株式は市場で流通するものとして価値が高まることとなります。また、公開しない場合でも株式の財産的価値の増加が得られます。この他、非上場の数社の会社が単独では上場するだけの経営的基盤や体力等がない場合に、有力な一社が他の数社を株式交換により完全子会社化し、グループ化することで、上場することも将来的には可能になると予想されます。

(3)オーナーの事業承継対策のための株式交換・移転

(イ)株式交換を使って土地保有特定会社による評価をはずす

土地保有特定会社と一般事業会社を一人のオーナーが持っている場合に、土地保有特定会社が新株を発行し、株式交換により一般事業会社を完全子会社にする事により、土地保有会社の資産の部に一般事業会社の株式（有価証券）が計上される

ため、資産全体に占める土地保有割合が下がり、土地保有特定会社による評価をはずすことが可能となります。

[例]

A社（土地保有特定会社）の
貸借対照表

（百万円）

土地	1,000	負債	300
B社株式	100	資本金等	900
その他資産	100		
	1,200		1,200

B社（一般事業会社）の
貸借対照表

（百万円）

流動資産	600	負債	300
固定資産	200	資本金等	500
	800		800

A社（土地保有特定会社）がB社（一般事業会社）を株式交換により完全子会社化すると（額面で1：1の交換を行った場合）

A社

（百万円）

土地	1,000	負債	300
B社株式	500	資本金等	1,300
その他資産	100		
	1,600		1,600

B社

変更なし

となり、A社の総資産に占める土地以外の資産の割合が高くなることから土地保有特定会社からはずれることができます。

この結果、非上場会社の株式は、純資産価額のみによる評価ではなく、類似業種比準価額を一定割合合わせたものとなり、株式の評価が下がる可能性が高くなります。

但し、株式保有特定会社との関係も考えておく必要があります。

株式保有特定会社に該当するかどうかの要件の概要は第1章、第2、3、(7)、(八)、(e)を参照して下さい。

(ロ) 株式交換により類似業種比準価額が低下するケース

株式交換により、完全親会社となる会社の株価評価において、類似業種比準価額が低下する場合があります。

[例]

(a)前提事項

1)会社の状況

	甲社	乙社
業種	建設業	建設業
資本金	3,000万円	1,000万円
発行済株式総数	600,000株	200,000株
額面金額	50円	50円
1株当たりの年配当金額	14円	8円
1株当たりの年利益金額	70円	40円
1株当たりの純資産価額	900円	200円

2)類似業種の株価 171円

比準価額 配当金額 3.9円 利益金額 26円 簿価純資産価額 305円

3)株式交換の条件

交換前の類似業種比準価額により計算した株価により交換比率を算定

4)所有株式

甲社の社長は甲社株式を200,000株所有。ただし、乙社の株式は所有していない。

5)株式交換後の配当、利益、純資産の価額の条件

完全子会社となる乙社の年利益、配当、純資産価額は変化しないものとし、乙社の配当は甲社の利益に加算されるものとします。

(b)交換比率

1)甲社の株価

$$171円 \times \frac{\frac{14}{3.9} + \frac{70}{26} \times 3 + \frac{900}{305}}{5} = 500円$$

2)乙社の株価

$$171円 \times \frac{\frac{8}{3.9} + \frac{40}{26} \times 3 + \frac{200}{305}}{5} = 250円$$

3) 交換比率

$$500 \text{ 円} : 250 \text{ 円} = 1 : 0.5$$

(c) 交換後の甲社の株価

1) 増加株式数

$$200,000 \text{ 株} \times 0.5 = 100,000 \text{ 株}$$

2) 1株当たりの配当金額

$$\frac{600,000 \text{ 株} \times 14 \text{ 円}}{600,000 \text{ 株} + 100,000 \text{ 株}} = 12 \text{ 円}$$

3) 1株当たりの利益金額

$$\frac{600,000 \text{ 株} \times (70 \text{ 円} + 8 \text{ 円})}{600,000 \text{ 株} + 100,000 \text{ 株}} = 66 \text{ 円}$$

4) 1株当たりの純資産価額

$$\frac{600,000 \text{ 株} \times 900 \text{ 円} + 200,000 \text{ 株} \times 200 \text{ 円}}{600,000 \text{ 株} + 100,000 \text{ 株}} = 828 \text{ 円}$$

5) 類似業種比準価額

$$171 \text{ 円} \times \frac{\frac{12}{3.9} + \frac{66}{26} \times 3 + \frac{828}{305}}{5} = 458 \text{ 円}$$

(d) 結果

株式交換前と株式交換後の甲社の配当金額の総額、利益金額の総額が同額であると仮定しますと、甲社の株式が株式交換により 600,000 株から 700,000 株に増加するため、1株当りの年配当金額、年利益金額、純資産価額が減少し、類似業種比準価額が1株当り 500 円から 458 円に低下することとなります。なお、甲社の株価評価については類似業種比準方式を採用するため、株式交換により甲社が取得した乙社の株価は影響しません。

(ハ) 株式交換を使って後継者のいない会社の承継対策を行う

後継者はいないが優良な企業のオーナーは、自分の所有する会社の株式を、上場会社の株式と交換することにより、会社の経営を上場会社に委ねるとともに、上場会社株式を取得することになり、相続税対策、相続税納税対策上大きなメリットを得ることとなります。

オーナーの所有する株式を売却して、M & Aに応じた場合、株式の譲渡益課税が生じますが、株式交換により上場会社株式を取得した段階では課税の問題が生じないので、オーナーにとって非常にメリットのある手法だといえます。

[例]

ケース1 . 持株売却の形でM & Aに応じた場合

A 社

資 産	1,000	負 債	500
		資本等	500
	1,000		1,000

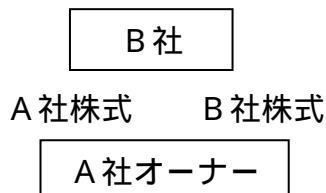
A社オーナー
が1,000で売
却

A社オーナーは
1,000の譲渡代金に
対して譲渡所得税を
負担する(譲渡税は譲
渡益の20%)

ケース2 . 株式交換の形でM & Aに応じた場合

A 社

資 産	1,000	負 債	500
		資本等	500
	1,000		1,000



譲渡益課税はない

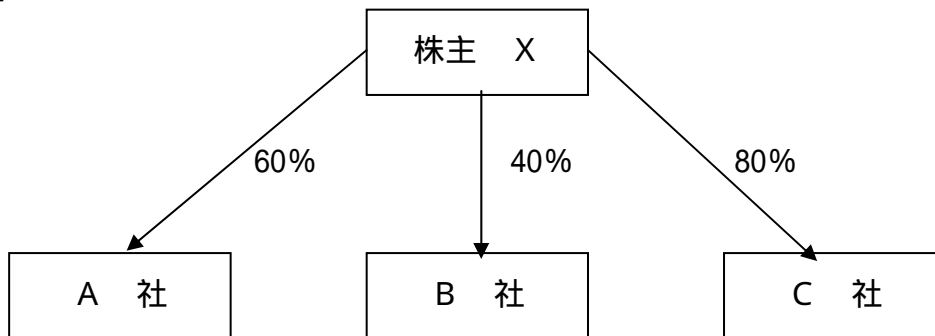
(二) 株式移転を使った持株会社の設立とグループ化

複数の会社の事業オーナーは、それぞれの会社の持株が相続財産となり、それらが非上場株式の場合、換金性が乏しくて、しかも相続税が多額にかかる財産を所有していることとなります。

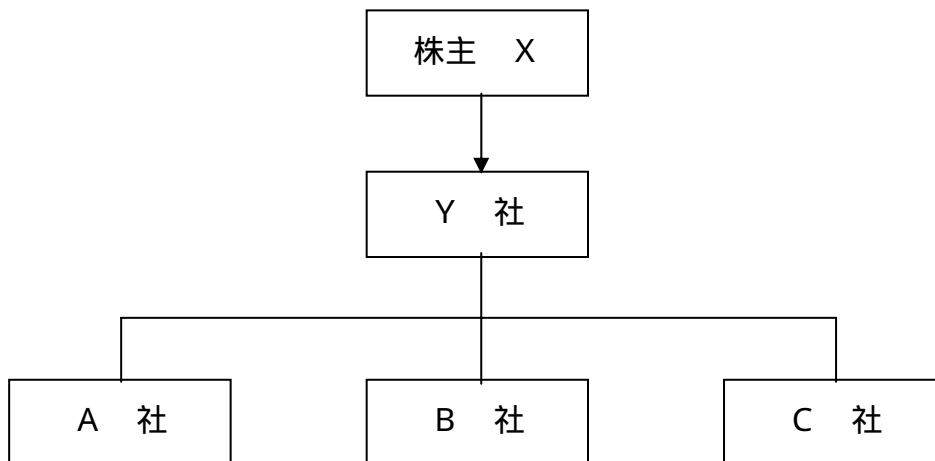
これらの株式を株式移転の手法により、新設持株会社の株式に転換することにより、当該事業のオーナーは、新設持株会社の株式のみを保有することとなります。

このため、グループ企業全体の事業承継であっても、持株会社の株式の事業承継のみを考えれば良いこととなります。

[例]
現状



株式移転実行後



(4) 株式交換・移転を活用した、複雑な資本関係によって生じる会社紛争の防止

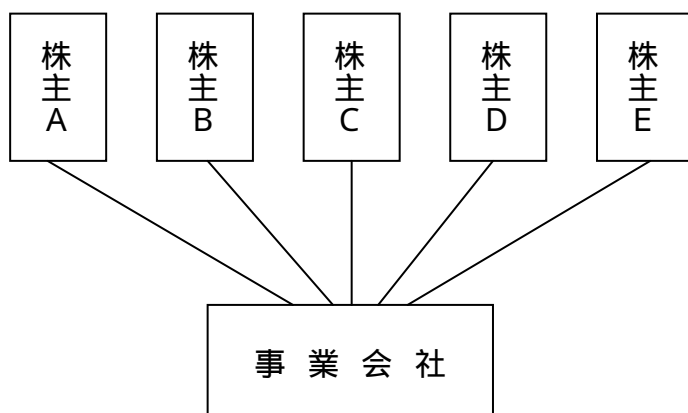
(イ) 株主構成が複雑で、所有と経営の分離が望ましい場合

株主構成が複雑で、事業会社の日々の経営や、株主総会等の運営に困難がある場合に、株式移転の制度を使って事業会社と株主の間に持株会社を作ることにより、所有と経営が分離されます。

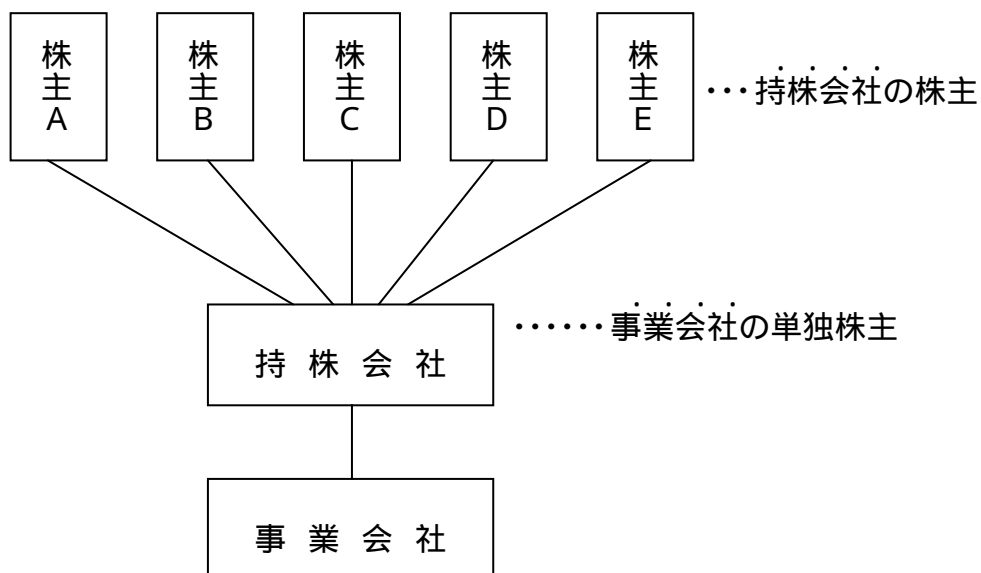
事業会社の株主は持株会社1社になり、より強力な指導力のもと、迅速な事業展開が可能となります。持株会社の株主にとっては、持株会社の財務状況、収益状況だけが関心事となり、配当金の水準さえ守られれば事業会社の経営にまで、意見を差しはさむことは殆どなくなるといえます。

[例]

現 状



株式移転実行後



(ロ)オーナーが所有する複数の会社を統合し、各子会社をそれぞれの後継者にまかせる

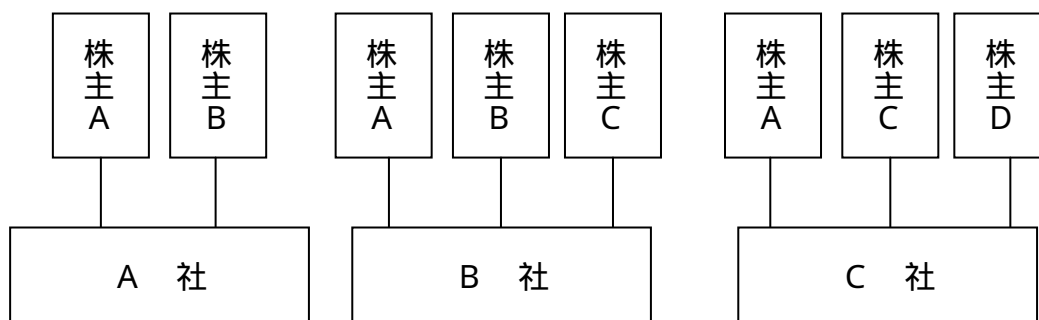
オーナー族で複数の会社を所有している場合に、株式移転の制度を使って統合します。統合により出来た持株会社はオーナーのファミリーが各持分を持つ会社になります。

ファミリー後継者（例えば子供たち）は、持株会社の下にある各事業会社をそれぞれ担当し、経営にあたることになります。もともとの各事業会社の株主構成が複雑に入り乱れていたとしても株式移転後の株主構成は非常にシンプルになり、各後

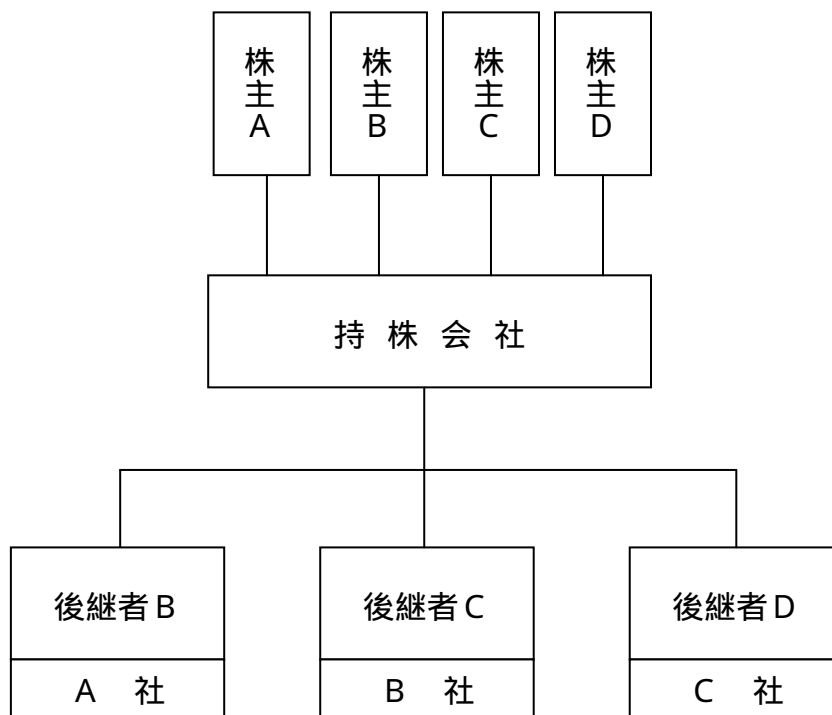
継者も自分の担当する会社の株主構成を気にすることなく、経営を行うことができます。

[例]

現 状



株式移転実行後



第2 株式交換の実務

1 株式交換の意義及び前提要件

(1) 株式交換の意義

株式交換は、既存の会社を完全親会社として完全親子会社関係を創設する制度です。

典型的には、具体的な内容は、株式交換により、完全子会社となる会社のすべての株式を、完全親会社となる会社が取得し、その完全子会社となる会社の株主は、その完全親会社となる会社の株式等の対価を取得します。

ここで、完全親会社とは、他の会社の発行済株式の総数を所有する会社のこと、完全子会社とは、他の会社に発行済株式の総数を所有されている会社のことを意味します。

(2) 当事者

株式交換における契約の当事者は、完全親会社となる会社と完全子会社となる会社です。完全子会社となる会社の株主は当事者ではありません。

平成17年改正前商法では、完全親会社・完全子会社のいずれもが株式会社に限定されていましたが、新会社法では、株式会社のほか合同会社も完全親会社となることができることとされました（会社法767条、同法2条31号）。

もっとも、完全子会社となる会社は平成17年改正前商法と同様に株式会社に限定されています。

(3) 完全子会社となる会社が債務超過会社である場合

新会社法は、株式交換によって差損が生じる場合（完全親会社が承継する負債の簿価が資産の簿価を超える場合、及び株式交換に際して交付する対価の完全親会社における簿価が当該株式交換により承継する純資産額を超える場合。会社法795条2項各号参照）を制度上認め、その上で、そのような場合には、完全親会社における株式交換に係る契約を承認する株主総会においてその旨を説明しなければならないこととともに（会社法795条2項）簡易手続をすることはできないこととし（会社法796条3項）完全親会社の株主の保護を図っています。

2 株式交換手続

(1) 株式交換契約の締結

会社が株式交換をなす場合、株式交換契約を締結しなければなりません（会社法 767 条）。

株式交換契約において定めるべき事項は、以下のとおりです（会社法 768 条 1 項各号。なお、同条 2 項、3 項）。

(イ) 完全子会社及び完全親会社の商号及び住所

(ロ) 完全親会社が株式交換に際して完全子会社の株主に対してその株式に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

(a) 当該金銭等が完全親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

(b) 当該金銭等が株式交換完全親株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

(c) 当該金銭等が完全親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(d) 当該金銭等が完全親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についての(b)に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての(c)に規定する事項

(e) 当該金銭等が株式交換完全親株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

(ハ) (ロ) の場合には、完全子会社の株主（完全親会社を除く）に対する(ロ)の金銭等の割当てに関する事項

(ニ) 完全親会社が株式交換に際して完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該完全親会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

(a) 当該完全親会社の新株予約権の交付を受ける完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という）の内容

(b) 株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する完全親会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(c) 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、完全親会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

(ホ)(二)に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する

(二)の完全親会社の新株予約権の割当てに関する事項

(ヘ)株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という)

(2) 事前の開示

各当事会社において、株式交換契約の内容その他法務省令事項を事前に開示し、株主及び会社債権者等の閲覧に供することが要求されています(会社法 782 条、同法 794 条)。

(3) 株主総会における株式交換契約の承認

株式交換契約について、効力発生日の前日までに、各当事会社において、株主総会の特別決議による承認を得ることが必要です(ただし、略式手続・簡易手続の場合は総会決議は不要です。会社法 783 条、同法 784 条、同法 795 条、同法 796 条)。

(4) 株式買取請求権

反対株主や新株予約権者には公正な価格での買取請求権が認められます。(会社法 785 条乃至 788 条、同法 797 条、同法 798 条)。

(5) 会社債権者保護手続

株式交換を行っても各当事会社の財産は変動しないので、新会社法は、原則として会社債権者保護手続を実施することを要求していません。

しかし、新会社法は、平成 17 年改正前商法が認めていなかった新株予約権付社債の承継を認めることとし、また、株式交換で完全親会社となる会社の株式以外のものを対価として交付すること(対価柔軟化)を認めることとしました。これらの場合には、各当事会社の財産が変動することになります。そのため、新会社法は、これらの場合に限り、会社債権者保護手続の実施を要求しています(会社法 789 条 1 項 3 号、会社法 799 条 1 項 3 号)。

(6)事後の開示

完全子会社については会社法 791 条により、完全親会社については会社法 801 条により、株式交換に関する一定の情報の開示の制度が設けられています。

開示する情報の具体的な内容は、法務省令で定められます。

3 株式交換比率

(1)対価柔軟化

平成17年改正前商法では、株式交換に際して完全子会社となる会社の株主に対して交付される財産は、原則として、完全親会社となる会社の株式に限定されることを各種の規律が設けられていました。

しかし、近年、事業の再構築の必要性の高まり等を背景として、経済界を中心として、金銭その他の財産をもその対価とすることができるようになり、いわゆる三角合併やキャッシュ・アウト・マージャー等の選択肢を増やしたいという要望が強くなっています。

新会社法は、このような状況を踏まえて、吸収合併における存続会社や株式交換における完全親会社の株式を交付することなく、金銭その他の財産を交付することや、対価を交付しないことができることとしています。これを「対価柔軟化」といいます。

なお、株式移転においては、対価柔軟化は認められません。株式移転は、新たに会社を設立するという性質を有するからです。

(2)株式交換比率の意義

株式交換及び株式移転をすると、完全子会社となる会社の株式がその株式を所有する株主から完全親会社となる会社に移転します。この場合、完全親会社になる会社が完全子会社となる会社の株主に株式の割当てをすることもできます。

株式交換比率又は株式移転比率（以下、株式交換比率等）とは、完全子会社の株式1株に対して完全親会社の株式を何株割当てするかの比率を意味します。

株式交換比率等は、完全親会社となる会社の株主にとっても、完全子会社となる会社の株主にとっても重要な意味を持ちます。

(3)株式交換比率の算定

株式交換比率は、完全子会社となる会社の株式に対する完全親会社となる会社の割当株式数の比率です。株式移転比率の算定も全く同一ですので説明は省きます。

算式で表すと、

株式交換比率 = $\frac{\text{完全親会社となる会社の1株当りの株価}}{\text{完全子会社となる会社の1株当りの株価}}$ となります。

(イ) 株式交換交付金がないケース

(a) 前提条件

完全親会社となる会社（A社）の発行済株式総数	100万株
A社の1株当りの株価	1,000円
完全子会社となる会社（B社）の発行済株式総数	10万株
B社の1株当りの株価	500円
B社の株式総数のうちA社以外の株主が保有する株式総数	4万株

(b) 結果

- ・ 株式交換比率 = 1,000円 : 500円 = 2 : 1

すなわち、B社株式1株に対して、A社株式0.5株が割当てられることとなります。

- ・ A社が発行する、新株の総数

$$4万株 \times 0.5 = 2万株$$

(ロ) 株式交換交付金があるケース

(a) 前提条件

完全親会社となる会社（A社）の発行済株式総数	100万株
A社の1株当りの株価	960円
完全子会社となる会社（B社）の発行済株式総数	10万株
B社の1株当りの株価	1000円
1株当りの交付金銭（特定親会社が支払うものとする）	40円

(b) 結果

- ・ 株式交換比率 = 960 : 1,000 = 1 : 1.0416

すなわち、B社株式1株に対して、A社株式0.0416株を割当てることになるため、1 : 1の新株交付を行うとともに交換比率の調整のため1株当たり40円の交換交付金を支払うこととなります。

(4) 株式交換比率が不適正な場合に生ずる問題

不適正な交換比率によった場合には、株主の権利・財産が侵害されるだけでなく、譲渡益課税以外の課税を受ける可能性が発生します。

(イ)持株比率の問題

完全親会社の株式を完全子会社の旧株主に割当てする場合、親会社の発行済株式総数が増加し、必然的に完全親会社の従来の株主の持株比率を低下させます。

- ・従来から完全親会社（A社）の株主Xが有していた株数 2万株
- ・従来のA社発行株式総数 10万株
- ・交換により発行したA社株式数 2万株

株主Xの持株比率

$$\text{交換前} \quad \frac{2\text{万株}}{10\text{万株}} = 20\%$$

$$\text{交換後} \quad \frac{2\text{万株}}{10\text{万株} + \text{新株}2\text{万株}} = 16.6\%$$

持株比率 20% 約 16%へ低下

もし適切な交換比率による発行株式数が1万株であったとすると、交換後の株主Xの持株比率は

$$\frac{2\text{万株}}{10\text{万株} + 1\text{万株}} = 18.1\%$$

となり、2ポイント近い差が生じます。

(ロ)課税上の問題

(a)株式交換

親会社（A社）の株主と子会社（B社）株主が同族で占められている場合、交換比率が不適正でB社株主にA社株式が割当てられた場合、そこに贈与が生じ、受贈益について贈与税・所得税が課税される可能性があります。

適正な交換比率 A社：B社 = 1：1

実際の交換比率 A社：B社 = 1：2

A社の株価が減少し、B社の株価が増加する結果となり、A社の株主からB社の株主に対して株式価値の移転が起こります。

B社の同族株主が受けた経済的利益については、贈与税・所得税の課税を受ける可能性が生じます（相続税法9条・相続税法基本通達9-2）。

[例]

完全親会社となる A 社の株価 (1 株当たり)	1,500 円
” ” 発行済株式総数	100,000 株
” ” 時価総額	1 億 5,000 万円

完全子会社となる B 社の株価 (1 株当たり)	1,500 円
” ” 発行済株式総数	50,000 株
” ” 時価総額	7,500 万円

A 社の株主 X が所有する A 社株式	100,000 株
B 社の株主 Y が所有する B 社株式	50,000 株

ケース 1 交換比率が 1 : 1 の場合

株主 Y が取得する A 社株式	50,000 株
------------------	----------

(B 社株式 1 株に対して A 社株式 1 株割当)

株式交換後の A 社の 1 株当たり株価	1,500 円
----------------------	---------

(計算)

$$(1 億 5,000 万円 + 7,500 万円) \div (100,000 株 + 50,000 株)$$

$$= 1,500 円$$

株主 Y の取得する A 社株式の時価総額	7,500 万円
-----------------------	----------

(計算)

$$50,000 株 \times 1,500 円 = 7,500 万円$$

株主 X の所有する A 社株式の時価総額	1 億 5,000 万円
-----------------------	--------------

(計算)

$$100,000 株 \times 1,500 円 = 1 億 5,000 万円$$

ケース 2 交換比率が 1 : 2 の場合

株主 Y が取得する A 社株式	100,000 株
------------------	-----------

(B 社株式 1 株に対して A 社株式 2 株割当)

株式交換後の A 社の 1 株当り株価 1,125 円

(計算)

$(1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円} + 7,500 \text{ 万円}) \div (100,000 \text{ 株} + 100,000 \text{ 株})$

= 1,125 円

株主 Y が取得する A 社株式の時価総額 1 億 1,250 万円

(計算)

$100,000 \text{ 株} \times 1,125 \text{ 円} = 1 \text{ 億 } 1,250 \text{ 万円}$

株主 X の所有する A 社株式の時価総額 1 億 1,250 万円

(計算)

$100,000 \text{ 株} \times 1,125 \text{ 円} = 1 \text{ 億 } 1,250 \text{ 万円}$

ケース 1 とケース 2 の場合の経済的利益の移転

	ケース 1	ケース 2	差 額
株主 X	1 億 5,000 万円	1 億 1,250 万円	3,750 万円
株主 Y	7,500 万円	1 億 1,250 万円	3,750 万円

ケース 1 とケース 2 で 3,750 万円の経済的価値が株主 X から株主 Y に移転したことになります。

(b) 株式移転

株式の移転が単独で行われる場合には、課税問題は生じませんが、共同移転の場合で両社の株主が同族で占められている場合に、特定の株主に有利な移転比率が適用されることがあれば、株式交換の場合と同様に、贈与税・所得税の課税を受ける可能性が生じます。

[例]

A社とB社で株式移転により持株会社H社を作る。

A社の株価 (1株当り)	2,000円
〃 発行済株式総数	100,000株
〃 時価総額	2億円
B社の株価 (1株当り)	1,000円
〃 発行済株式総数	50,000株
〃 時価総額	5,000万円
A社の株主Xが所有するA社株式	100,000株
B社の株主Yが所有するB社株式	50,000株
持株会社H社の1株当り額面	5万円

ケース1 A社とH社の株式移転比率1:25

B社とH社の株式移転比率1:50の場合

株式移転後の割当株式数

株主Xが取得するH社株式数 4,000株

(計算)

$$100,000 \text{ 株} \times 1 / 25 = 4,000 \text{ 株}$$

株主Xが取得するH社株式時価総額 2億円

(計算)

$$\{(2 \text{ 億円} + 5,000 \text{ 万円}) \div (4,000 \text{ 株} + 1,000 \text{ 株})\} \times 4,000 \text{ 株} \\ = 2 \text{ 億円}$$

株主Yが取得するH社株式数 1,000株

(計算)

$$50,000 \text{ 株} \times 1 / 50 = 1,000 \text{ 株}$$

株主Yが取得するH社株式時価総額 5,000万円

(計算)

$$\{(2 \text{ 億円} + 5,000 \text{ 万円}) \div (4,000 \text{ 株} + 1,000 \text{ 株})\} \times 1,000 \text{ 株} \\ = 5,000 \text{ 万円}$$

ケース2 A社とH社の株式移転比率1:25

B社とH社の株式移転比率1:25の場合

株式移転後の割当株式数

株主Xが取得するH社株式数 4,000株

(計算)

$$100,000 \text{ 株} \times 1 / 25 = 4,000 \text{ 株}$$

株主Xが取得するH社株式時価総額 1億6,666万円

(計算)

$$\{(2 \text{ 億円} + 5,000 \text{ 万円}) \div (4,000 \text{ 株} + 2,000 \text{ 株})\} \times 4,000 \text{ 株} \\ = 1 \text{ 億} 6,666 \text{ 万円}$$

株主Yが取得するH社株式数 2,000株

(計算)

$$50,000 \text{ 株} \times 1 / 25 = 2,000 \text{ 株}$$

株主Yが取得するH社株式時価総額 8,333万円

(計算)

$$\{(2 \text{ 億円} + 5,000 \text{ 万円}) \div (4,000 \text{ 株} + 2,000 \text{ 株})\} \times 2,000 \text{ 株} \\ = 8,333 \text{ 万円}$$

ケース1とケース2の場合の経済的利益の移転

	ケース1	ケース2	差額
株主X	2億円	1億6,667万円	3,333万円
株主Y	5,000万円	8,330万円	3,333万円

ケース1とケース2で3,333万円の経済的価値が株主Xから株主Yに移転したことになります。

(5) 株式価値(株価)評価の考え方と交換比率の算定例

株式交換比率を公正に算定するためには、その前提として株式交換を行う会社の株式価値の評価を公正に行わなければなりません。株価の評価方法は、その目的や用途に応じて種々の方法が存してありますが、株式交換比率算定に当たっての株価評価では、法令等で定められた方法はありませんので、どの方法を採用するかは会社の裁量に委ねら

れています。株価をめぐって関係者間で争いになった場合に、最終的に判断を下すのは裁判所です。

株式交換比率の算定例として、第1章、第1、4、(1)、(イ)で紹介したソニー株式会社の株式交換比率の例を紹介いたします。

ソニー株式会社の株式交換比率の算定の例

平成12年1月5日をもって、株式会社ソニー・ミュージック・エンタテインメント、ソニーケミカル株式会社、ソニー・プレジジョン・テクノロジー株式会社の三社を株式交換により完全子会社化したソニー株式会社の場合、ソニーの公表した資料によると、「メリルリンチ証券会社は、DCF(ディスカウント・キャッシュフロー)法、類似企業比較法および市場価格平均法に基づいて、ソニー株式会社および本件各社の連結ベースでの株式価値を算出するとともに、100%子会社化に伴うソニー株式会社への財務インパクト分析ならびに日本および米国における類似取引比較分析も総合的に勘案し、ソニー株式会社にとって財務的な見地から妥当な株式交換比率を算定しました。」

「モルガン・スタンレー証券会社は、DCF(ディスカウント・キャッシュフロー)法、市場株価比率法および類似企業比較法を複合的に使用して、ソニー株式会社および上記各子会社株式の適正価値の分析を行い、これをベースに、株式交換比率を算出しました。」

ということで、上場企業であっても市場価格平均法のみによらず、複数の株価評価方法を併用し、更に100%子会社化に伴うインパクトも折り込んで株式価値を評価しています。

株式交換比率算定のための株価評価は、合併の際の合併比率の算定のための株価評価と目的、用途がほぼ同一であり、合併比率の算定については、いくつもの実例がありますので、実際の交換比率の算定において、大変参考となります。

(6) 株価評価方法

株式交換・移転の対象となる会社には、公開会社と非公開会社があります。交換比率を適正に決めるためには、各会社の株価評価方法が重要となりますが、公開会社の場合は原則として、市場株価を基準とします。非公開会社の場合は、公開会社のような流通市場で決定される株価がないため、企業価値を評価して価格を決定します。

完全親会社による会社と完全子会社となる会社の組合せは、以下の3つの種類が考

えられます。

- (a) 公開会社と公開会社
- (b) 公開会社と非公開会社
- (c) 非公開会社と非公開会社

これらの会社間の交換比率決定のための株式の評価方法について以下詳述します。

(イ) 公開会社の株式の評価方法

上場株式や店頭株式のように株式市場を形成しており、第三者による株価の客観的価値を有している株式では、市場価格がある程度その会社の株式価値を表しているといえます。

しかし、株式価値は、各会社の純資産価値、株価等の市場価値、技術力・営業力・市場動向等を考慮した将来収益の還元価値等の多数の要素に影響されます。またこれら要素の検討にあたっては、当該株式交換が与える各会社の株式価値への影響も考慮せねばならないケースもあります。上述したソニー株式会社の例はこのケースに該当します。

(ロ) 非公開会社の株式の評価方法

非公開株式の場合、株式の取引市場がなく、客観的な価格が形成されていないため、非公開株式を評価することは困難であるといえます。また、当事会社間の交渉力などの主観的要素が影響し、客観性や公平性に欠ける可能性もあります。

株主など利害関係者の納得を得るためには、合理的な評価方法を選定することが重要となってきます。

非公開会社の特徴として、

- (a) 創業者等の同族関係者が企業を支配している。
- (b) 譲渡制限が設定されている場合がある。
- (c) 財務情報の信頼性が必ずしも高くない。
- (d) 株式に換金性がない。
- (e) 配当政策などに恣意性がある。

但し、非公開会社の株式であっても、下記の要件に当てはまるような取引事例があれば、会社の客観的価値を示す大きな要素となります。

[適当な取引事例の要件]

- (a) 取引事例数が相当程度反復的にあること。
- (b) 取引事例が最近のものであること。
- (c) 取引が独立した第三者間であること。

(八) 株価の具体的算定方法

株式価値の算定方法の主なものとして、以下があげられます。

- (a) 純資産価値法
- (b) 収益還元価値法
- (c) DCF方法 (ディスカウント・キャッシュフロー法)
- (d) 市場価値法
- (e) 類似会社比準法
- (f) 配当価値比較法
- (g) 併用方式

(a) 純資産価値法

1) 時価純資産価額法

完全親会社となる会社と完全子会社となる会社の時価純資産額を各会社の発行済株式総数で割って1株当たり時価純資産額を算定し、各社の時価純資産額を比較して株式交換比率とする方法です。具体的には時価純資産額を株式評価日現在の貸借対照表に基づいて算定するところから、企業の一定時期の資産価値で株式交換比率を示そうとするものです。

なお、時価純資産を算定する場合の時価としては、再調達時価（現在、市場で購入するとした場合の価額）処分時価（現在、市場で処分するとした場合の価額）相続税評価額（財産評価基本通達による評価額）などがあります。

計算式

$$\text{株式交換比率} = \frac{\text{完全子会社となる会社の1株当たり純資産}}{\text{完全親会社となる会社の1株当たり純資産}}$$

この方法は、会社資産が会社の価値を表している会社（例えば、不動産賃貸業など）の場合は有効ですが、会社資産よりもノウハウや人的資源が会社の価値を表す場合は、必ずしも十分な尺度とは言えません。株式交換比率算定の具

体例を示すと、次のとおりです。A、B 2社があり、A社を完全親会社、B社を完全子会社とし、B社株主に交付されるA社株式の交換比率は次のように計算されます。

A社		B / S		(単位：円)
諸資産	50,000,000	諸負債	20,000,000	
(時価)		資本金	7,000,000	
		法定準備金	1,000,000	
		剰余金	1,000,000	
		含み益	21,000,000	
	<u>50,000,000</u>		<u>50,000,000</u>	

発行済株式数...14,000株

$$1 \text{ 株当りの純資産価額} = \frac{50,000,000 \text{円} - 20,000,000 \text{円}}{14,000 \text{株}} = 2,142 \text{円}$$

B社		B / S		(単位：円)
諸資産	20,000,000	諸負債	10,000,000	
(時価)		資本金	4,000,000	
		法定準備金	500,000	
		剰余金	500,000	
		含み益	5,000,000	
	<u>20,000,000</u>		<u>20,000,000</u>	

発行済株式数...8,000株

$$1 \text{ 株当りの純資産価額} = \frac{20,000,000 \text{円} - 10,000,000 \text{円}}{8,000 \text{株}} = 1,250 \text{円}$$

$$\text{株式交換比率} = \frac{1,250}{2,142}$$

2) 簿価純資産価額法

この方法は、帳簿価額による企業の純資産(資産 - 負債)をもって評価する方法です。時価純資産価額法と比較しても、会社の価値を評価する方法として

は不適正ですが、簡易に評価を行うことができるというメリットがあります。
 具体例を示すと、次のとおりです。

A、B 2 社があり、A 社を完全親会社、B 社を完全子会社として、B 社株主に交付される A 社の株式の交換比率は次のように計算されます。

A 社		B / S		(単位：円)
諸資産	30,000,000	諸負債	20,000,000	
(時価)		資本金	7,000,000	
		法定準備金	1,000,000	
		剰余金	2,000,000	
	<u>30,000,000</u>		<u>30,000,000</u>	

発行済株式数...14,000 株

$$1 \text{ 株当りの純資産価額} = \frac{30,000,000 \text{円} - 20,000,000 \text{円}}{14,000 \text{株}} = 714 \text{円}$$

B 社		B / S		(単位：円)
諸資産	15,000,000	諸負債	10,000,000	
(時価)		資本金	4,000,000	
		法定準備金	500,000	
		剰余金	500,000	
	<u>15,000,000</u>		<u>15,000,000</u>	

発行済株式数...8,000 株

$$1 \text{ 株当りの純資産価額} = \frac{15,000,000 \text{円} - 10,000,000 \text{円}}{8,000 \text{株}} = 625 \text{円}$$

$$\text{株式交換比率} = \frac{625}{714}$$

3) 相続税評価方式による純資産価額

この方法は会社の財産を相続税法上の財産評価基本通達により計算し、帳簿価額と評価額との差額（含み益に相当するもの）の 42% を会社清算を前提と

した法人税等として控除して導き出します。比較的評価が簡易であり、財産評価基本通達という一定の基準に従って算定できる点で、客観性も具備していますので、同族会社間等での交換比率の算定においては活用が可能と考えられます。純資産価額の計算は以下のとおりとなっています。

$$\begin{array}{l}
 \text{1株当たりの純資産価額（相続税評価額）} \\
 = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{資産の合計額（相続税評価額）注1）} \\ - \text{負債の合計額（注2）} \\ - \left\{ \begin{array}{l} \text{相続税評価額による資産の合計額} \\ - \text{負債の合計額} \end{array} \right\} \\ - \left\{ \begin{array}{l} \text{帳簿価額による資産の合計額} \\ - \text{負債の合計額} \end{array} \right\} \end{array} \right] \times 42\%}{\text{発行済株式数}}
 \end{array}$$

(注1) 判定時期現在で仮決算して求めるのが原則です。

繰延資産など財産性のないものは除きます。

(注2) 加えるもの

- ・ 確定した前期分の法人税、事業税等
- ・ 前期分の配当金
- ・ 未納の固定資産税
- ・ 課税時期後に支給される死亡退職金

差し引くもの

- ・ 準備金及び引当金

(退職給与引当金以外のもの)

具体例を示しますと、次のとおりです。

A、B 2社があり、A社を完全親会社、B社を完全子会社として、B社株主に交付されるA社の株式の交換比率は、次のように計算されます。

A社純資産計算表

資 産	相続税評価額	帳簿価額	債 務	相続税評価額	帳簿価額
資 産	20,000,000	15,000,000	負 債	10,000,000	10,000,000
合 計	20,000,000 (A)	15,000,000 (B)	合 計	10,000,000 (C)	10,000,000 (D)

A社の1株当りの純資産額

相続税評価額による純資産額(E)	10,000,000	(A) - (C)
帳簿価額による純資産額(F)	5,000,000	(B) - (D)
評価差額(G)	5,000,000	(E) - (F)
(G) × 42% (H)	2,100,000	
純資産額	7,900,000	(E) - (H)
1株当りの純資産額	790	
(額面 500 円、10,000 株)		

B社純資産計算表

資 産	相続税評価額	帳簿価額	債 務	相続税評価額	帳簿価額
資 産	34,900,000	18,000,000	負 債	12,000,000	12,000,000
合 計	34,900,000 (A)	18,000,000 (B)	合 計	12,000,000 (C)	12,000,000 (D)

B社の1株当りの純資産額

相続税評価額による純資産額(E)	22,900,000	(A) - (C)
帳簿価額による純資産額(F)	6,000,000	(B) - (D)
評価差額(G)	16,900,000	(E) - (F)
(G) × 42% (H)	7,098,000	
純資産額	15,802,000	(E) - (H)
1株当りの純資産額	1,580	
(額面 500 円、10,000 株)		

$$\text{株式交換比率} = \frac{1,580}{790}$$

(b) 収益還元価値法

完全親会社となる会社と完全子会社となる会社の収益力を基に、その収益還元価値を求め、各社の1株当りの収益還元価値を比較して、株式交換比率とする方法です。

収益還元価値とは予想収益などを資本還元率で除したものです。具体的には、会社の将来の予想損益計算書5年から10年分を作成し、その予想損益を現在価値に引き直すため、資本還元率で割戻して収益還元価値を計算します。資本還元率としては市場利子率などが使われます。

計算式

$$\text{株式交換比率} = \frac{\text{完全子会社となる会社の1株当り収益還元価値()}}{\text{完全親会社となる会社の1株当り収益還元価値()}}$$

$$() \text{ 収益還元価値} = \text{予想損益} \div \text{資本還元率}$$

この方法は、会社の生む将来の収益力を基として会社を評価しますので、営利を目的として活動する存在である会社の評価としては、合理的なものといえます。

しかし、将来の予想損益の計上や資本還元率の設定については、確定的な数値ではなく、仮定の数値が含まれるため、数値の根拠が問題となります。

具体例を示すと次のとおりです。

A、B 2社があり、A社を完全親会社、B社を完全子会社とし、B社の株主に交付されるA社の株式の交換比率は次のように計算されます。

過去5年間の平均利益額をA社は120万円、B社は84万円とし、資本還元率を8%とします。

$$\text{A社評価額} = 1,200,000 \text{円} \div 0.08 = 15,000,000 \text{円}$$

$$\text{B社評価額} = 840,000 \text{円} \div 0.08 = 10,500,000 \text{円}$$

A社発行済株式数...14,000株

B社発行済株式数...8,000株

$$\text{A社1株当りの価額} = \frac{15,000,000 \text{円}}{14,000 \text{株}} = 1,071 \text{円}$$

$$\text{B社1株当りの価額} = \frac{10,500,000 \text{円}}{8,000 \text{株}} = 1,312 \text{円}$$

$$\text{株式交換比率} = \frac{1,312}{1,071}$$

(c) DCF法 (ディスカウント・キャッシュフロー法)

収益還元価値比較法の計算式の中で、予想損益を将来のキャッシュフローで置き換え計算したものがディスカウント・キャッシュフロー法です。すなわち、会社の将来の予想キャッシュフロー計算書5年から10年分を作成し、その予想キャッシュフローを現在価値に引き直すため、資本還元率で割戻して予想ディスカウント・キャッシュフローを求めます。

計算式

$$\text{株式交換比率} = \frac{\text{完全子会社となる会社の1株当りのディスカウント・キャッシュフロー}(\quad)}{\text{完全親会社となる会社の1株当りのディスカウント・キャッシュフロー}(\quad)}$$

() ディスカウント・キャッシュフロー = 予想キャッシュフロー ÷ 資本還元率

キャッシュフローの計算には幾つかの方法がありますが、一般的には税引き後利益に減価償却費を加算し、運転資金と設備投資の増加予想額を差引いて計算します。

この方法は会社の生ずる将来のキャッシュフローの総和を基として会社を評価しますので、会社の財務面での強さ、成長性を表すものとして非常に優れた指標といえますが、収益還元価値比較法と同様に将来のキャッシュフローの予想や資本還元率の設定については不確定要素が多いという問題があります。

(d) 市場価値法

株式公開会社のように一般に市場で流通する価額(株価)のある会社については、その株価のある期間の1株当りの平均株価をその会社の株価とします。1株当り株式評価額を算定し、その金額を比較して株式交換比率とするものです。

計算式

$$\text{株式交換比率} = \frac{\text{完全子会社となる会社の1株当り平均市価}}{\text{完全親会社となる会社の1株当り平均市価}}$$

この方法は、公開された株式市場での株価の比較となりますので、最も客観性のある比較数値と言えます。

(e)類似会社比準法

この方式は、非上場会社について、対象会社と規模・業種等が類似する公開会社の株価に基づき、対象会社と公開会社の配当金額・利益・純資産額を比較して完全親会社となる会社と完全子会社となる会社の株式評価額を求めるものです。

類似会社比準法には、国税庁方式、証券会社方式、公開価格算定方式、折衷方式があります。

1)国税庁方式

国税庁が公表している上場会社の業種、株価、1株当りの配当、1株当りの利益、1株当りの簿価純資産額により評価対象会社の株価を計算します。

計算式

$$X = A \times \frac{\frac{(B)}{B} + 3 \times \frac{(C)}{C} + \frac{(D)}{D}}{5} \times (0.7 \sim 0.5) \quad ()$$

A = 類似業種平均株価

B = 類似業種 1株当り配当

C = 類似業種 1株当り利益

D = 類似業種 1株当り純資産

(B) = 評価会社 1株当り配当

(C) = 評価会社 1株当り利益

(D) = 評価会社 1株当り純資産

)...大会社 0.7、中会社 0.6、小会社 0.5

この方法は非上場会社の配当、利益、簿価純資産（以下、3要素）に注目して公開会社の類似業種の3要素と比較して、1株当りの株式評価額を算出するもので、合理性はある程度あるものの、平成12年の財産評価基本通達の改正により、1株当りの利益金額を3倍することによりより利益重視の株式評価になった点と斟酌率を会社規模により0.5~0.7まで変動させる点に会社評価上の問題点が残ると考えられます。

2)証券会社方式

上場類似会社の諸数値（下記計算式参照）と評価対象会社の諸数値を比較して株価を算定します。

計算式

$$X = A \times \frac{\frac{(B)}{B} + \frac{(C)}{C} + \frac{(D)}{D}}{3} \times 0.7$$

A = 類似会社株価

B = 類似会社 1 株当り配当

C = 類似会社 1 株当り利益

D = 類似会社 1 株当り純資産

(B) = 評価会社 1 株当り配当

(C) = 評価会社 1 株当り利益

(D) = 評価会社 1 株当り純資産

3)公開価格算定方式

上場類似会社の諸数値と評価対象会社の諸数値を比較し株価を算定します。比較する数値は 1 株当りの利益と 1 株当りの簿価純資産の 2 要素です。

計算式

$$X = A \times \frac{\frac{(B)}{B} + \frac{(C)}{C}}{2}$$

A = 類似会社株価

B = 類似会社 1 株当り利益

C = 類似会社 1 株当り純資産

(B) = 評価会社 1 株当り利益

(C) = 評価会社 1 株当り純資産

4)折衷方式

上記の 4 つの評価手法により算定された数値を合併会社、被合併会社の資産構成と収益構造の特質に合わせて、各数値にウェイトを配分しながら組み合わせます。

(f) 配当価値比較法

配当金額で完全親会社となる会社と完全子会社となる会社の株式評価額を求めるものです。各会社の配当金額を各会社の発行済株式総数で割って1株当たり配当金額を算定し、各社の配当金額を比較して株式交換比率とするものです。

計算式

$$\text{株式交換比率} = \frac{\text{完全子会社となる会社の1株当たり配当金額}}{\text{完全親会社となる会社の1株当たり配当金額}}$$

1株当たりの配当金額の計算の基となる配当金額は、

- 1) 実際配当予想額
- 2) 標準配当金額
- 3) 国税庁方式
- 4) 配当金額 + 内部留保金額

の4つの種類があり、それらの各数値の将来予想配当額を資本還元率で現在価値に引き直して1株当たりの配当金額を計算します。

1) 実際配当予想額を使う場合

企業の実際に行われる配当予想金額を用いるため、経営者の配当政策の影響を受けてしまいます。このため、利益が計上されているにもかかわらず、配当がゼロ、という場合も起こり得るわけで、そのようなケースではこの評価方法は採用できません。

2) 標準配当金額を使う方法

経営者の配当政策に左右されずに、一般に妥当とされる配当額を用います。この一般に妥当とされる配当額は、業種における配当性向等によって算出されます。

3) 国税庁方式 (配当還元法)

国税庁方式の配当額は、財産評価基本通達に規定する価額を用います。この方式では、配当額は過去の実績を用い、資本還元率は一律に10%が用いられています。

4) 配当金額 + 内部留保金額を使う方法 (ゴードンモデル法)

企業が獲得した利益のうち、配当に回されなかった内部留保額は再投資によって将来の利益を生み、配当の増加を期待できるものとする考え方により、それを加味して株価を算定する方法です。算式で示すと次のとおりです。

1 株当りの価格

$$= 1 \text{ 株当り配当金} \div (\text{資本還元率} - \text{再投資利益率} \times \text{内部留保率})$$

再投資利益率は、内部留保金額を再投資したときの再投資利益額と内部留保金額との割合です。実務的には、再投資利益率に自己資本利益率を使用します。

計算式

$$\text{再投資利益率} = \frac{\text{利益金額}}{\text{自己資本額}}$$

内部留保率は、税引後利益のうち留保される部分の比率をいいます。

計算式

$$\text{内部留保率} = \frac{\text{利益} - (\text{配当金} + \text{役員賞与})}{\text{利益}}$$

(g) 併用方式

(a) から (f) までに述べた 6 方式のうち幾つかの方式を組み合わせて加重平均を出し、その加重平均値を 1 株当りの株式評価額とする方式です。

複数の評価方法から会社の個別事情を斟酌し、組み合わせることにより、会社の価値をより正しく表すことが可能となりますので、実務的にはよく利用される方式です。

(7) 相続税法上の株式評価方法

会社の企業価値を算定するうえで、税法上の評価方法を使うことが実務上、多くありますが、株式交換、株式移転の実行にあたって、必ずしも絶対的に税法による評価方法を採用しなければいけないというものではありません。特に、利害が反する第三者間の取引においては、双方が合意した評価額が原則として適正な交換比率の基準になると考えられます。

しかし、例えば同族会社グループ間で株式交換、移転を行う場合の対象会社の評価額の計算は、客観性や税法上の株式評価方法を十分検討しておく必要があります。同族会社グループ間では、利害が反することはなく、恣意的に株式の評価額を決定できる余地が大きいので、その場合に贈与税 (相続税)、所得税、法人税上の課税の問題が生じる

可能性があります。ここでは、相続税法上の株式評価の方法について詳述します。

相続税法上の株式評価をまとめてみると、以下のとおりです。

(イ) 上場株式

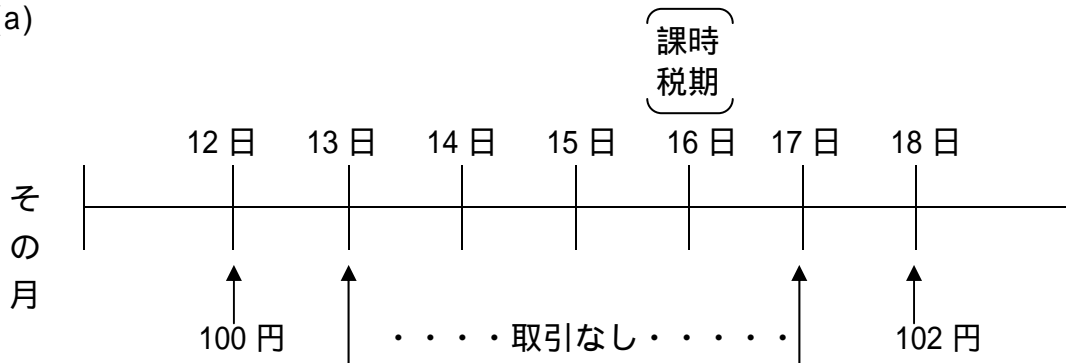
上場株式は、証券取引所の公表する課税時期の最終価格と、課税時期の属する月以前3ヶ月間の最終価格の各月の平均額のうち、最も低い価額によって評価します。

(a) 課税時期に取引がないため最終価格がない場合は、課税時期に最も近い日の最終価格を課税時期の最終価格とします。

(b) 課税時期が新株権利落又は配当落の日から新株式の割当、新株式の無償交付又は配当金交付の基準日までの間にあるときは、新株権利落又は配当落の日の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格を課税時期の最終価格とします。

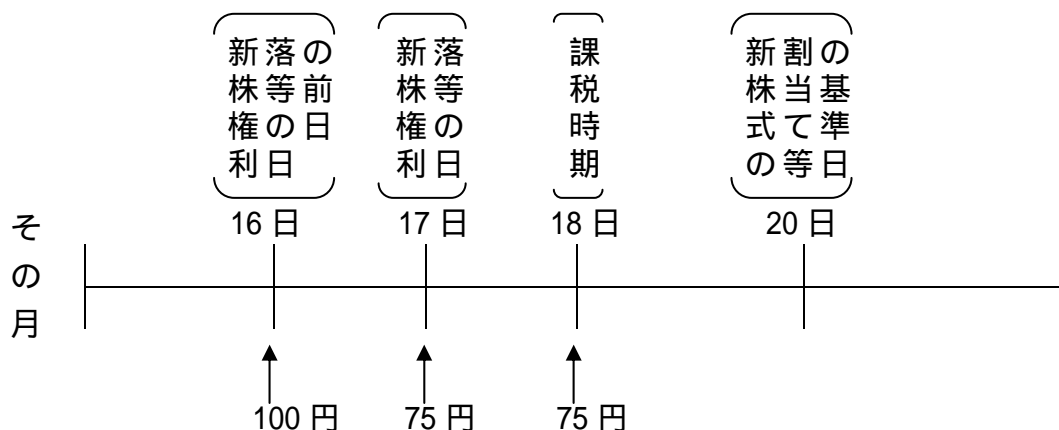
(c) 2以上の証券取引所に上場されている場合は、その株式の発行会社の本店所在地の最寄りの証券取引所の最終価格によることとなっていますが、納税地の最寄りの証券取引所の最終価格によっても差し支えないものとされています。

(a)



課税時期の最終価格 = 102円 (100円又は102円のうち課税時期に最も近い日の最終価格を採用します。)

(b)



課税時期の最終価格 = 100 円 (75 円は新株権利落等の後の最終価格なので採用しません。)

(ロ) 気配相場のある株式

(a) 登録銘柄・店頭管理銘柄

公表する取引価格 (高値と安値の双方について公表されている場合には、その平均額)。取引価格が課税時期以前3か月の取引価格の月平均額を超える場合には、その最も低い価額で評価します。

(b) 公開途上にある株式

上場等に際して、公簿等が行われる場合は、その株式の公開価格 (入札後の公簿等の価格)、公簿等が行われない場合は、以前の取引価格等を勘案して評価します。

(c) 国税局長の指定する株式

日刊新聞に掲載されている取引価格と類似業種比準価額との平均額。平均額が取引価格を超える場合には、取引価格で評価します。

(ハ) 取引相場のない株式 (非上場株式)

(a) 原則的評価方式と配当還元方式

非上場株式の株価評価方法は、(a)原則的評価方式と、(b)配当還元方式の2つの方法があります。このうちいずれの方法によるかは、株式を相続又は贈与により取得した者のその取得後の持株割合などに応じて決まります。その取得後の持株割合と評価方法の関係は次のとおりとなります。

株主の態様による区分				評価方法
会社区分	株 主 区 分			
同族株主のいる会社(注1)	同族株主	株式取得後の議決権割合(注4、注5)5%以上		原則的 評価方式
		株式取得後の議決権割合 5%未満	中心的な同族株主(注2)がない場合	
			中心的な同族株主がいる場合	
				役員である株主又は役員となる株主
同族株主以外の株主		その他	配当還元方式	
同族株主のいない会社	議決権割合の合計が15%以上のグループに属する株主	株式取得後の議決権割合5%以上		原則的 評価方式
		株式取得後の議決権割合 5%未満	中心的な株主(注3)がない場合	
			中心的な株主がいる場合	
				その他
議決権割合の合計が15%未満のグループに属する株主			配当還元方式	

(注1) 「同族株主」とは、株主の1人及びその同族関係者の有する評価会社の議決権の合計数が30%以上を占める場合のその株主とその同族関係者をいいます。ただし、評価会社の株主のうち株主の1人とその同族関係者の有する議決権の合計数が、評価会社の議決権総数の50%超を占めるグループがある場合には、その50%超を占めるグループの株主だけが「同族株主」となり、その他の株主はたとえ30%以上のグループに属する場合であっても「同族株主」とはなりません。

なお、「同族関係者」とは、法人税法施行令4条(同族関係者の範囲)に規定する者をいい、親族(配偶者、6親等内の血族又は3親等内の姻族)や関係法人(その株主等の持株割合が50%超の法人)等がこれに含まれます。

(注2) 「中心的な同族株主」とは、同族株主の1人及びその配偶者、直系血族、兄弟姉妹、1親等の姻族(これらの者の特殊関係法人を含みます)の有する

評価会社の議決権の合計数とその会社の議決権総数の 25%以上である場合におけるその株主をいいます。

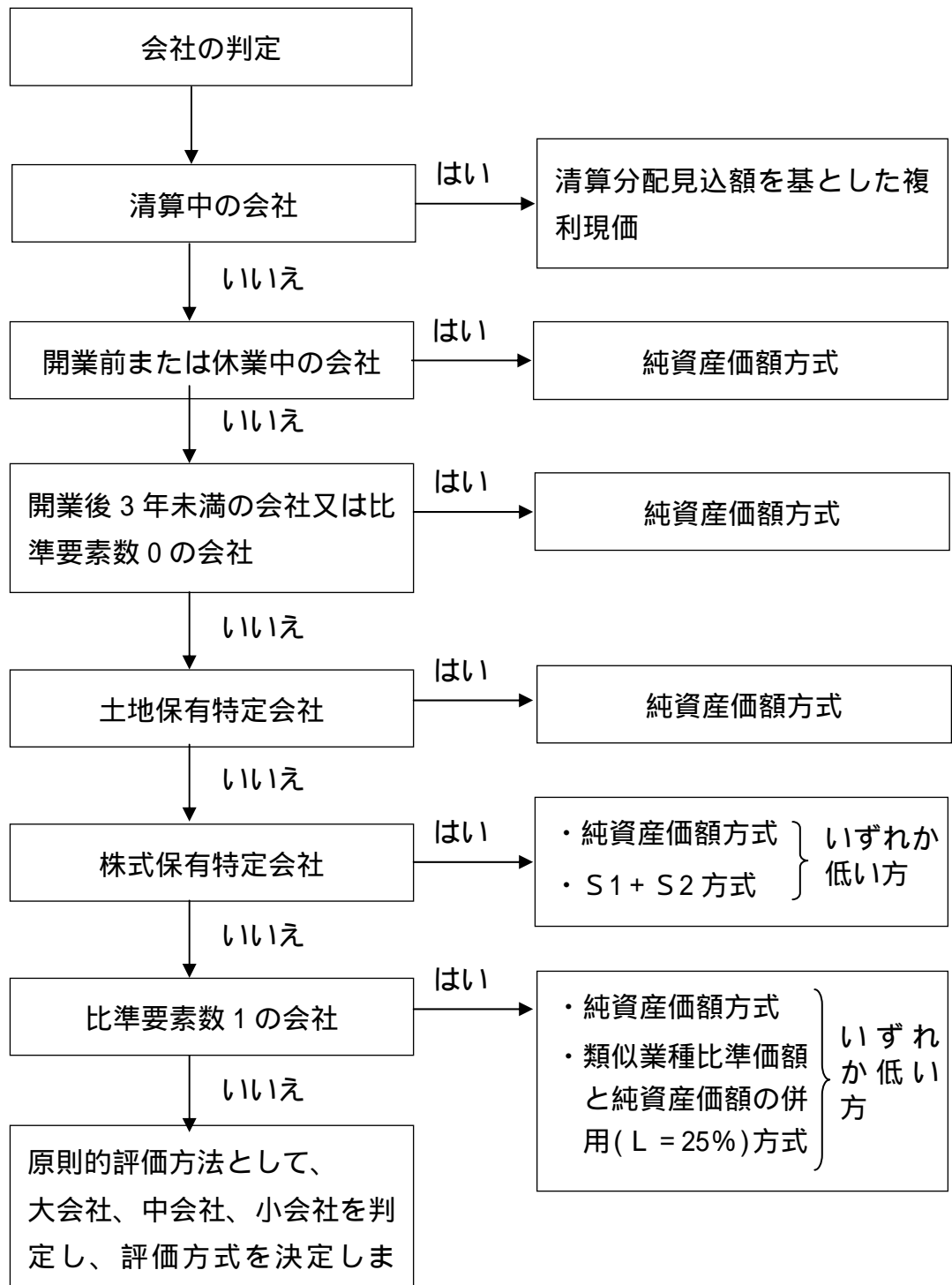
(注 3) 「中心的な株主」とは、株主の 1 人及びその同族関係者の有する評価会社の議決権の合計数とその会社の議決権総数の 15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の 10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいいます。

(注 4) 評価会社が自己株式を有する場合には、その自己株式に係る議決権の数は 0 として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となります。
(評基通 188-3)

(注 5) 評価会社の株主のうち商法第 241 条の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは、当該会社の有する議決権の数は 0 として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となります。(評基通 188-4)

(b) 原則的評価方法のうちの適用される評価方式の判定

株式取得後の持株割合に応じた評価方法が原則的評価方法となった場合には、まず次のフローチャートにより、適用される評価方式を決定します。



(c)開業後3年未満の会社等に該当するかどうかの判定

開業後3年未満の会社等には、

- ・開業後3年未満の会社
- ・類似業種比準要素のうち3要素ゼロの会社

の2つがあります。

1)開業後3年未満の会社

開業後3年未満の会社の場合には、その会社が大会社、中会社、小会社のいずれであろうとも、すべて純資産価額で評価しなければなりません。

設立後3年未満ではなく、開業後3年未満ということになっていますので、設立は古くても、会社の本来の売上げがほとんどなく、預金や有価証券の運用益だけの会社などは税務当局から開業していない状態だと判定される可能性があります。

2)類似業種比準要素のうち3要素ゼロの会社

類似業種比準価額算出の3つの要素である、評価会社の1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額、1株当たりの純資産価額のいずれもゼロの場合、類似業種比準価額は使うことはできず、純資産価額で評価することになります。

なお、上記比準要素のうち配当については、2期間の平均値を取ることになっていますので、前期の配当がゼロであっても前々期の配当があれば、結局2期間の配当はプラスになります。したがって、過去2期間の配当がいずれもゼロの場合に1株当たりの配当要素ゼロとなります。同じように、1株当たりの年利益金額も、原則は直前期末の利益によることになっていますが、直前期末と直前々期末の2年間の平均額を取ってもよいことになっていますので、直前期末の利益がゼロの場合、直前々期末に利益があれば、平均額を出してプラスとすることができます。

したがって、過去2期間とも利益が赤字の場合にゼロとなるということになります。

(d)土地保有特定会社に該当するかどうかの判定

土地保有特定会社に該当するかどうかの判定は次の表のとおりです。

大会社の場合		
.....	$\frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額}}$	70%
中会社の場合		
.....	$\frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額}}$	90%
小会社の場合		
.....(イ)	$\frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額10億円(卸売業は20億円)以上}}$	70%
.....(ロ)	$\frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額5千万円以上10億円未満}} \\ \text{(卸売業は7千万円以上20億円未満)} \\ \text{(小売・サービス業は4千万円以上10億円未満)}$	90%

この判定にあたっての留意事項は次のとおりです。

- 1)大会社、中会社、小会社の判定は後述する(g)原則的評価方式の 2)会社の規模の判定と中会社のLの判定を参照して下さい。
- 2)分母・分子の金額は相続税評価額によります。
- 3)課税時期前において合理的理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が土地保有特定会社と判定されることを免れるためのものと認められるときには、その変動がなかったものとして上記の判定をします。
- 4)土地等の保有割合を判定する場合における「総資産価額(相続税評価額による)」及び分子の「土地等の価額(相続税評価額による)」の計算に当たって、3年以内取得不動産は、購入金額から減価償却費相当分を差引いた金額で評価します。
- 5)保有する取引相場のない株式の1株当たりの純資産価額の計算に当たっては、「法人税額等相当額の控除の不適用」が適用されます。

(e) 株式保有特定会社に該当するかどうかの判定

株式保有特定会社に該当するかどうかの判定は下記の表のとおりです。

大会社の場合	
株式・出資の価額 総資産価額	25%
中会社及び小会社の場合	
株式・出資の価額 総資産価額	50%

この判定に当たっての留意事項は次のとおりです。

1) 大会社、中会社、小会社の判定は(g)原則的評価方式の 2) 会社の規模の判定と中会社の L の判定を参照して下さい。

2) 分母・分子の金額は相続税評価額によります。

3) 課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が株式保有特定会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動がなかったものとして上記の判定をします。

4) 株式等の保有割合を判定する場合における「総資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たって、3 年以内取得不動産は、購入金額から減価償却費相当分を差引いた金額で評価します。

5) 株式等の保有割合を判定する場合における「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」については、その株式等の発行会社を評価会社とみなして会社の規模等に応じて財産評価基本通達に従って評価した金額によりますから、その株式の評価上の区分、発行会社の規模等及び特定の評価会社に該当するかどうかにより、その評価方法が違ってきます。

(f) 比準要素数 1 の会社に該当するかどうかの判定

類似業種比準価額算出の 3 つの要素である、直前期の評価会社の 1 株当たりの配当金額、1 株当たりの年利益金額、1 株当たりの純資産価額のうちいずれか 2 つがゼロであり、かつ、直々前期において 2 つ以上の比率要素がゼロである会社をいいます。この場合において、直前期の評価会社の 1 株当たりの配当金額は、

直前期と直前々期の配当金額の平均をとることになっており、1株当たりの年利益金額の計算については直前期と直前々期の配当金額の平均をとることが可能となっています。

同様に直前々期の評価会社の1株当たりの配当金額については、直前々期と直前々期の前期の配当金額の平均の金額となり、1株当たりの年利益金額については直前々期と直前々期の前期の年利益金額の平均を選択することが可能となります。

(g) 原則的評価方式

(a)による会社の判定で、原則的評価方式と判定されますと、次にその評価する会社の規模を判定いたします。その会社の規模に応じて原則的評価方法は 類似業種比準方式、 純資産価額方式、 と 併用方式の3つの評価方式に分類されます。会社の規模とこれら3つの評価方式の関係は、会社の規模により、次頁の表のとおりです。

1) 会社の規模による評価方法

大会社	イ. 類似業種比準価額 ロ. 純資産価額	} イ.ロ.のうち 低い価額
中会社	イ. {類似業種比準価額 × L + 純資産価額 × (1 - L)} ロ. 純資産価額	} イ.ロ.のうち 低い価額
小会社	イ. 純資産価額 ロ. (類似業種比準価額 × 0.5 + 純資産価額 × 0.5)	} イ.ロ.のうち 低い価額

2) 会社の規模の判定と、中会社のLの判定

会社の規模の判定とLの数値の表

- ・ 従業員数が100人以上の会社は、大会社となります。
- ・ 従業員数が100人未満の会社は、それぞれ次によります。

イ.卸売業の場合、取引金額、総資産価額、従業員数で判定しますが、該当するもののいずれか上位で判定します。

取引金額 総資産価額 及び従業員数	2億円未満	2億円以上 25億円未満	25億円以上 50億円未満	50億円以上 80億円未満	80億円以上
	・7,000万円未満 又は5人以下	小会社			
・7,000万円以上 (5人以下を除く)		中会社の 「小」 (L = 0.6)			
・7億円以上 (30人以下を除く)			中会社の 「中」 (L = 0.75)		
・14億円以上 (50人以下を除く)				中会社の 「大」 (L = 0.9)	
・20億円以上 (50人以下を除く)					大会社

ロ.卸業以外の業種の場合

取引金額 総資産価額 及び従業員数	8,000万円 未満 〔小売・サービス業の場合は6,000万未満〕	8,000万円未満 7億円未満 〔小売・サービス業の場合は6,000万以上6億未満〕	7億円以上 14億円未満 〔小売・サービス業の場合は6億以上12億未満〕	14億円以上 20億円未満 〔小売・サービス業の場合は2億以上20億未満〕	20億円以上
・5,000万円未満 又は5人以下 〔小売・サービス業の場合は4,000万未満〕	小会社				
・5,000万円以上 〔小売・サービス業の場合は4,000万円以上 (5人以下を除く)〕		中会社の 「小」 (L = 0.6)			
・4億円以上 (30人以下を除く)			中会社の 「中」 (L = 0.75)		
・7億円以上 (50人以下を除く)				中会社の 「大」 (L = 0.9)	
・10億円以上 (50人以下を除く)					大会社

3)純資産価額の評価方式

純資産価額の計算は以下のとおりとなっています。

$$\begin{aligned}
 & 1 \text{ 株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (注1)} \\
 & = \frac{\text{資産の合計額 (相続税評価額) (注2)} - \text{負債の合計額 (注3)} - \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{相続税評価額による} \\ \text{資産の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{負債の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{帳簿価額による} \\ \text{資産の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{負債の合計額} \end{array} \right] \right\} \times 42\%}{\text{発行済株式数}}
 \end{aligned}$$

(注1) 同族株主等の議決権総数が50%以下の場合には、この価額の80%を評価額とします。

(注2) 課税時期現在で仮決算して求めるのが原則。
繰延資産など財産性のないものは除く。

(注3) 加えるもの

- ・確定した前期分の法人税、事業税等

- ・ 前期分の配当金
- ・ 未納の固定資産税
- ・ 課税時期後に支給される死亡退職金

差し引くもの

- ・ 準備金及び引当金

(退職給与引当金以外のもの)

4) 類似業種比準価額の評価方式

イ. 類似業種比準価額の計算について

類似業種比準価額は、事業内容が類似する複数の上場会社からなる類似業種の平均株価に比準して計算した金額であり、具体的な計算方法は次によります。

$$\text{類似業種比準価額} = A \times \left[\frac{\frac{(B)}{B} + \frac{3 \times (C)}{C} + \frac{(D)}{D}}{5} \right] \times \text{斟酌率} \left[\begin{array}{l} \text{大会社} 0.7 \\ \text{中会社} 0.6 \\ \text{小会社} 0.5 \end{array} \right]$$

〔符号の説明〕

- A ...課税時期の属する月以前 3 か月間の各月の類似業種の平均株価及び前 1 年間の同平均株価のうち最も低いもの
- B ...課税時期の属する年分の類似業種の 1 株当たりの配当金額
- C ...課税時期の属する年分の類似業種の 1 株当たりの年利益金額
- D ...課税時期の属する年分の類似業種の 1 株当たりの純資産価額 (帳簿価額によって計算した金額)
- (B) ...評価会社の直前期末における 1 株当たりの配当金額
- (C) ...評価会社の直前期末 1 年間(又は 2 年間の年平均)における 1 株当たりの年利益金額
- (D) ...評価会社の直前期末における 1 株当たりの純資産価額 (帳簿価額によって計算した金額)

なお、この場合に評価会社の 1 株当たりの資本金の額 (直前期末の資本金額を直前期末の発行済株式数で除した額) が 50 円以外の金額であるときには、上記算式により計算した価額を次のように修正することとなります。

$$\text{類似業種比準価額方式により計算した評価額} \times \frac{1 \text{株当たりの資本の額}}{50\text{円}} = \text{改訂類似業種比準価額}$$

ロ. 1株当たりの配当金額

評価会社の1株当たりの配当金額の計算は以下のとおりです。

直前期末以前2年間のその会社の利益の配当金額(特別配当、記念配当等の名称による配当で、将来每期継続することが予想できない金額を除きます。)の合計額の2分の1に相当する金額を、直前期末における50円換算発行済株式数(直前期末の資本金額を50円で除して計算した数をいいます。以下(C)、(D)において同じ。)で除して計算した金額とします。

$$\text{課税時期の直前期末以前2年間の配当金額の合計額} \times \frac{1}{2} \div \frac{\text{直前期末の資本金額}}{50\text{円}}$$

ただし、株式の券面額×発行株式数=資本金額となる会社(直前期末以前2年間に増(減)資が行われている会社は除きます。)については次の算式によります。

$$\text{課税時期の直前期末以前2年間の一株当たり配当金額の合計額} \times \frac{1}{2} \div \frac{\text{券面金額}}{50\text{円}}$$

ハ. 1株当たりの年利益金額

評価会社の1株当たりの利益金額の計算は以下のとおりです。

法人税の課税所得金額(固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を除きます。)に、その所得の計算上益金に算入されなかった利益の配当等の金額(法人税額から控除された配当等の源泉所得税額に相当する金額を除きます。)及び損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額を、直前期末における50円換算発行済株式数で除して計算した金額とします(その金額が欠損のときは、0とします。)この金額は直前期末以前1年間について求めた金額と直前期末以前2年間について求めた金額の2分の1相当額とのうちいずれか納税者の選択した金額によります。

二. 1株当たりの純資産価額

評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）の計算は以下のとおりです。

直前期末の資本金額(払込否認の金額がある場合には、その金額を控除した資本金額)、法人税法第2条《定義》第17号に規定する資本積立金額及び同条第18号に規定する利益積立金額(法人税申告書別表五「利益積立金額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額)の合計額を、直前期末における50円換算発行済株式数で除して計算した金額とします。

(注)利益積立金額がマイナスである場合には、資本金額と資本積立金との合計額からそのマイナス金額を控除した金額が純資産価額となりますが、その控除後の金額が、なおマイナスになるときは0とします。

(二) 配当還元方式

取得後の持株割合に応じた評価方法が配当還元方式となった場合には、配当還元価額として評価し、次の算式により計算いたします。

算式

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{1株当たりの資本金額}}{50\text{円}}$$

この算式における年配当金額は次のとおりに計算します。

$$\frac{\text{直前期末以前 2年間の配当金額}}{\div} \frac{\text{1株当たりの資本金額を50円とした 場合の発行済株式総数}}$$

= 年配当金額(この金額が2円50銭未満となる場合及び無配の場合には2円50銭)

(注1) 配当金額の計算上、特別配当は除きます。

(注2) 配当還元価額が第1章、第2、3、(7)、(八)、(g)原則的評価方式により計算した金額を超える場合には、原則的評価方式により計算した金額が評価額となります。

(ホ)特別な評価方法

(a)株式保有特定会社に該当する場合の評価方法

純資産価額方式か又は「S1+S2方式」(国税当局では簡易評価方法と呼んでいます。)のいずれかを選択します。

1)純資産価額方式...第1章、第2、3、(7)、(八)、(g)、3)純資産価額の評価方法を参照して下さい。

2)「S1+S2方式」(簡易評価方法)

株式保有特定会社の評価上、選択的適用が認められる簡易評価方法は以下のとおりです。

評価の概要

簡易評価方法は、株式等とその他の財産に区分して、株式等は株式等だけで評価(S2)し、その他の財産はその他の財産だけで評価(S1)し、両者を合計する方式。

(計算方法)

イ.S1(株式等及び受取配当金を除いて計算した場合の原則的評価方法による評価額)

a.評価方法

会社の規模により分類されるそれぞれの原則的評価方法において、株式等と受取配当金を除いて原則的評価方法を適用して算出する方法。

b.評価上の留意点

あ.S1算出のための類似業種比準価額の算式

第1章、第2、3、(7)、(八)、(g)、4)類似業種比準価額の評価方式で説明した類似業種比準価額の算式のうち、(B)(1株当りの配当金額)と(C)(1株当りの利益金額)については、受取配当金収入に相当する部分を差引き、(D)(1株当りの簿価純資産価額)については簿価純資産価額のうち株式等に相当する部分と、利益積立金のうち受取配当金に相当する部分の合計額を差引いたものにより計算します。

$$A \times \left[\frac{(B)-(b)}{B} + \frac{(C)-(c)}{C} \times 3 + \frac{(D)-(d)}{D} \right] \times 0.7$$

5

$$(b) = (B) \times \text{受取配当金收受割合} (*)$$

$$(c) = (C) \times \text{受取配当金收受割合}$$

$$(d) = \left[(D) \times \frac{\text{直前期末の株式及び出資の帳簿価額}}{\text{直前期末の総資産価額 (帳簿価額による)}} + \frac{\text{直前期末の利益積立金額}}{\text{直前期末の発行済株式数 (50円換算)}} \times \text{受取配当金收受割合} \right]$$

$$(d) > (D) \text{ の時は } (d) = (D)$$

(*) 受取配当金收受割合

$$= \frac{\text{直前期末以前 2 年間の受取配当金の合計額 (X)}}{X + \text{直前期末以前 2 年間の X 以外の営業利益の合計額}}$$

い. S1 算出のための 1 株当り純資産価額の計算

$$\text{1 株当りの純資産価額} = \frac{\text{課税時期のその他資産 (1) の相続税評価額} - \text{課税時期現在の負債の合計額} - \text{評価差額に対する法人税額等相当額 (2)}}{\text{課税時期における発行済株式数}}$$

(1) 「課税時期のその他の資産」とは、株式および出資以外の資産をいう。

(2)

$$\text{評価差額に対する法人税額等相当額} = \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{課税時期のその他資産の相続税} \\ \text{評価額の合計} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{課税時期の負債の} \\ \text{合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{課税時期のその他資産の帳簿価} \\ \text{額の合計} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{課税時期の負債の} \\ \text{合計額} \end{array} \right] \right\} \times 42\%$$

なお、S1 算出のための 1 株当りの純資産価額においては、同族株主等の持株割合が 50% 未満でも、80% 評価を適用しません。

ロ. S2 (株式及び出資の相続税評価額)

a. 評価方法

株式等の相続税評価額から評価差額の 42% を引いた金額を発行済株式数で除した金額

b. S2の算式

0又はマイナスの時は0とする

$$S2 = \frac{\text{株式等の相続税評価額} - \left[\text{株式等の相続税評価額} - \text{株式等の帳簿価額} \right] \times 42\%}{\text{課税時期における株式保有特定会社の発行済株式数}}$$

なお、株式等取引相場のない株式が含まれており、当該株式を純資産価額により評価する場合には、評価差額に対する法人税等相当額を控除しないで計算した純資産価額の金額を「株式等の相続税評価額」とします。

(8) 法人税法上の株式評価方法

法人税法上の株式評価方法は、法人税の課税目的に沿ったものであるため、上記(7)で詳述した相続税法上の株式評価方法とは異なった内容となっています。

(イ) 上場株式 (法人税施行令 119 条の 13)

(a) 取引所売買有価証券の場合 (その売買が主として証券取引所において行われている有価証券をいう。以下同じ。)

証券取引所において公表された当該事業年度終了の日におけるその取引所売買有価証券の最終の売買の価格 (公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該事業年度終了の日以最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。)

(b) 店頭売買有価証券 (証券取引法 2 条 8 項第 7 号八に規定する店頭売買有価証券及び取扱有価証券 (証券取引法 第 40 条第 1 項第 1 号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。)) の場合をいう。以下同じ。)

証券取引法 79 条の 3 《売買高及び価格の通知・公表》の規定により公表された当該事業年度終了の日におけるその店頭売買有価証券の最終の売買の価格 (公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の

価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。)

(c) その他価格公表有価証券((a)又は(b)に掲げる有価証券以外の有価証券のうち、価格公表者によって公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいう。以下同じ。)

価格公表者によって公表された当該事業年度終了の日における当該その他価格公表有価証券の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。)

(ロ) 気配相場のある株式

登録銘柄と店頭管理銘柄の1月間の毎日の最終気配相場(証券業協会が発表する最高価格と最低価格との平均価格)の平均価格。

(ハ) 取引相場のない株式(非上場株式)(法人税基本通達9-1-13)

上場有価証券等以外の株式につき法人税法33条2項《資産の評価損の損金算入》の規定を適用する場合の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による(昭55直法2-8、平2直法2-6、平12課法2-7、平14課法2-1改正)。

(a) 売買実例のあるもの

当該事業年度終了の日前6月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額

(b) 公開途上にある株式(証券取引所が大蔵大臣に対して株式の上場の承認申請を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式)で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公簿又は売出し(以下9-1-13において「公簿等」という。)が行われるもの((a)に該当するものを除く。)

証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公簿等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(c) 売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの((b)に該当するものを除く。)

当該価額に批准して推定した価額

(d) (a)から(c)までに該当しないもの

当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(9) 所得税法上の株式評価方法

所得税法上の株式評価方法は、所得税の課税目的に沿って下記の内容となっています(所得税基本通達23~35共9)

(イ) 上場株式

当該株式等につき証券取引法116条《売買取引高、相場等の公表》の規定により公表された最終価格(2以上の証券取引所における最終価格があるときは、その株式等の発行法人の本店に最も近い証券取引所における最終価格とし、権利行使日等における最終価格がいずれの証券取引所においてもなかったときは、同日前の同日に最も近い日における最終価格とする。)による。

(ロ) 気配相場のある株式

当該株式等につき気配相場があるとき上場株式の最終価格を気配相場と読み替えて(イ)により求めた価額とする。

(ハ) (イ)から(ロ)までに掲げる場合以外の場合

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる価額とする。

(a) 売買実例のあるもの

最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

(b) 売買実例のないものでその株式等の発行法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式等の価額があるもの

当該価額に批准して推定した価額

(c) (a)及び(b)に該当しないもの

権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式等の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

4 株式交換の効果

(1)完全親子会社関係の形成

株式交換によって、当事会社に完全親子会社関係がもたらされます。合併と異なり、消滅する当事会社はありません。また、各当事会社の会社財産も変動しません。

(2)資本の部の計数

完全親会社となる会社で増加する資本の額については、平成17年改正前商法では、完全子会社となる会社の純資産額を基準として定められることとなっていました。

これに対し新会社法では、具体的な内容は法務省令で定めることとしていますが（会社法 445 条 5 項）、取得する株式の価値を基準として定めることとなる見込みであるといわれています。

5 株式交換無効の訴え

株式交換につき、その手続もしくは内容に瑕疵がある場合、一旦実行された株式交換を無効とすると、利害関係人に重大な影響が生じます。そこで、株式交換の無効の主張については、法的安定性の見地から、「株式交換無効の訴え」の制度が設けられ、主張方法、提訴期間、提訴権者等に以下のとおり一定の制限が加えられています。

(1)手続

株式交換無効の訴えは、効力発生日から6か月内に提起しなければなりません（会社法 828 条 1 項 11 号）。ただし、株主総会決議の取消事由に基づくときは、決議後3か月以内に限定されています（会社法 831 条 1 項参照）。

株式交換無効の訴えは、株式交換の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等若しくは社員等であった者又は株式交換契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは株式交換について承認をしなかった債権者に限り提訴することができます（会社法 828 条 2 項 11 号）。

また、専属管轄、担保提供命令、弁論等の併合、原告が敗訴した場合に悪意又は重過失があったときの賠償責任について特別の規定がおかれています（会社法 835 条乃至 837 条、同法 846 条）。

(2)判決の効力

株式交換を無効とする判決は第三者にもその効力が及び（会社法 838 条）また、将来に向かってのみその効力を生じることとされています（会社法 839 条）。

その結果、株式交換を無効とする判決が確定した場合には、完全親会社は株式交換で取得した株式を元の株主に返還しなければなりません（会社法 844 条）。

第3 株式交換の会計と税務

1 会計処理と税務の概要

(1) 会計処理

(イ) 完全親会社となる会社

資本の増加額を確定するとともに、完全子会社となる会社の株式の受入価額を確定させる必要があります。更に、自己株式の交付がある場合には、その会計処理が必要となってきます。

(ロ) 完全子会社となる会社・完全親会社となる会社の株主

株式交換の契約当事者外となるため会計処理は不要です。

(ハ) 完全子会社となる会社の株主

株式交換により移転する完全子会社株式の譲渡価額と譲渡損益を決定するとともに、株式交換により取得する完全親会社株式の取得価額を決定するための会計処理が必要となってきます。

(2) 税務

完全子会社の株主が株式交換により、課税を受けないための一定の要件を設けています。

2 完全親会社の会計と税務

(1) 商法で定められている会計処理

(イ) 資本増加額

(a) 資本増加の限度額

商法 357 条において「完全親会社の資本は以下の算式で計算した金額を限度として増加することができる」と規定しています。

算式

$$\text{資本増加の限度額} = A \times \frac{C}{B} - (D + E)$$

- A 株式交換の日において完全子会社に現存する純資産額
- B 完全子会社の発行済株式の総数
- C 株式交換によって完全親会社となる会社に移転する株式の数
- D 完全子会社となる会社の株主に支払うべき金額（交換交付金銭等）
- E 完全親会社の所有する自己株式を完全子会社となる会社の株主に移転する場合の自己株式につき会計帳簿に記載していた価額の合計額

(b) 資本準備金

商法 288 条ノ 2 において「株式交換を行った場合において、資本増加の限度額が完全親会社の増加した資本の額を超えるときは、その超過額を資本準備金として積み立てなければならない」と規定しています。これを算式で示しますと以下のとおりとなります。

算式

$$\text{資本準備金} = \text{資本増加の限度額} - \text{資本金増加額}$$

(ロ) 完全子会社株式の受入価額

商法では完全子会社株式の受入価額については特に定められていませんが、時価以下の金額であれば問題ないと解されます。

(イ)で示しましたように、商法では完全子会社株式の受入に際しての完全親会社の資本増加の限度額を定めています。上記(イ)の算式中の A の純資産額について時価を基準とするか、帳簿価額を基準とするかによって、受入価額についても変わることになります。

(八)具体例

(a)前提事項

- ・ 完全子会社の株式交換日の簿価純資産額 30,000 万円を基準として計算
- ・ 完全子会社の発行済株式の総数 6,000 株のうち完全親会社が 600 株所有
- ・ 株式交換比率 1 : 0.5
- ・ 株式交換交付金 1,000 万円
- ・ 完全親会社の資本金増加額 13,500 万円
- ・ 完全親会社の自己株式の帳簿価額 2,000 万円

(b)資本増加の限度額

$$30,000 \text{ 万円} \times \frac{6,000 \text{ 株} - 600 \text{ 株}}{6,000 \text{ 株}} - (1,000 \text{ 万円} + 2,000 \text{ 万円}) = 24,000 \text{ 万円}$$

(c)資本準備金

$$24,000 \text{ 万円} - 13,500 \text{ 万円} = 10,500 \text{ 万円}$$

(d)完全子会社株式の受入価額

$$\underbrace{13,500 \text{ 万円}}_{\text{資本増加額}} + \underbrace{10,500 \text{ 万円}}_{\text{資本準備金}} + \underbrace{1,000 \text{ 万円}}_{\text{交付金}} + \underbrace{2,000 \text{ 万円}}_{\text{移転した自己株式の帳簿価額}} = 27,000 \text{ 万円}$$

(e)完全親会社の商法に基づく会計処理

完全子会社株式	27,000 万円	/	資本金	13,500 万円
			資本準備金	10,500 万円
			現金	1,000 万円
			自己株式	2,000 万円

(2) 税務上の制約

(イ) 商法上の概念と税務上の概念の相違点

(a) 商法上の概念 (商法 352 条)

1) 完全親会社

他の会社の発行済株式の総数を保有する会社

2) 完全子会社

他の会社に発行済株式の総数を保有される会社

(b) 税務上の概念 (租税特別措置法 37 条の 14、同法 67 条の 9)

1) 特定親会社

商法に規定する株式交換、又は株式移転により完全親会社となる法人

2) 特定子会社

商法に規定する株式交換、又は株式移転により完全子会社となる法人

(c) 相違点

商法上の完全親会社、完全子会社には、他の方法により 100% 親子関係になった会社も含まれる広い概念ですが、税務上の特定親会社、特定子会社は商法上の株式交換、株式移転により 100% 親子関係になった会社のみに限られます。

(ロ) 株式交換をした株主が課税されないための条件

株式交換により完全子会社となる会社の株主が課税されないためには、完全親会社側において以下の要件を満たす必要があります。

(a) 特定親会社の特定子会社株式の受入価額の要件

1) 特定子会社の株主数が 50 人未満である場合

イ. 個人

受入価額 その特定子会社の株主の特定子会社株式の取得価額 (注)

(注) 所得税基本通達 38-16 により収入金額 (特定子会社株式の株式交換時の価額) の 5% に相当する金額とすることも可能

ロ. 法人

受入価額 その特定子会社の株主の特定子会社株式の帳簿価額

2) 特定子会社の株主数が 50 人以上である場合

受入価額 その特定子会社の純資産の帳簿価額

(b) 交換交付金銭等に関する要件

$$\frac{95}{100} \frac{A}{A} = \frac{\text{株式交換により完全子会社となる会社の株主に割当てた新株の価額の総額 A} + \text{交換交付金銭等の総額}}{A}$$

(八) 商法で定められている会計処理と税務上の制約との調整方法

完全子会社となる会社の株主が課税されない要件として完全親会社となる会社の完全子会社株式の受入価額が問題となります。

商法上要求されている金額は時価以下の金額と解されており、税務上要求されているその特定子会社株式の取得価額（帳簿価額）、又はその特定子会社の純資産の帳簿価額以下の金額と異なるため、その差額についての修正が必要となってきます。

(a) 商法上要求されている金額 税務上要求されている金額

税務上要求されている要件を満たすため、問題はありません。

(b) 商法上要求されている金額 > 税務上要求されている金額

商法上要求されている金額（会計処理することができる金額）が税務上要求されている金額を超えるため、課税されてしまいますが、法人税確定申告書別表五(一)においてその差額を修正することにより、税務上の要件を満たすものと考えられています。

参考

「商法上は、株主数にかかわらず特定の子会社株式の受入れは特定子会社の簿価純資産価額によることとされています（商法 357 条、同法 367 条、同法 288 条ノ 2）。

このため、特定親会社が、株主数が 50 人未満の場合に、会社計算上、特定子会社株式を当該特定子会社の簿価純資産価額で受け入れたときは、当該特定親会社の確定申告書別表五(1)(利益積立金額の明細書)において、特定子会社株式の受入価額とその相手勘定である資本積立金の金額の両建修正処理をすることで、当該政令の規定の要件を満たすことができます。」

(週刊税務通信 2576 32 頁 大蔵省主税局税制第一課勤務者)

3 株式交換をした株主の会計処理と税務

(1) 法人株主（租税特別措置法 67 条の 9）

特定子会社の株主である法人がその有する特定子会社の株式につき、株式交換による移転があった場合において、その株式交換等により特定親会社から新株の割当て（一定の要件を満たすものに限る）を受けたときは、特定子会社株式の帳簿価額を交換時の価額であるとみなして各事業年度の所得の金額を計算すると規定しています。

(イ) 交付金銭等がないケース

(a) 例示

- ・ 株主甲は完全子会社となる会社の株式を 2,000 株所有
- ・ 株式交換により完全子会社株式 1 株について完全親会社株式 0.5 株を交付
- ・ 甲の完全子会社となる会社の株式の帳簿価額は 100 百万円

(b) 株主甲の仕訳

完全親会社株式 100 百万円 / 完全子会社株式 100 百万円

(ロ) 交付金銭等があるケース

(a) 例示

- ・ 株主甲は完全子会社となる会社の株式を 2,000 株所有
- ・ 株式交換により完全子会社株式 1 株について完全親会社株式 0.5 株を交付
- ・ 甲の完全子会社となる会社の株式の帳簿価額は 100 百万円
- ・ 甲が受取る交換交付金銭等は 6 百万円
- ・ 甲が受取る完全親会社株式の時価 294 百万円

(b) 株主甲の仕訳

現金	6 百万円	／	有価証券譲渡益	4 百万円(注 1)
完全親会社株式	98 百万円(注 2)		完全子会社株式	100 百万円

(注 1) 交付金銭等に係る譲渡原価

$$100 \text{ 百万円} \times \frac{6 \text{ 百万円}}{6 \text{ 百万円} + 294 \text{ 百万円}} = 2 \text{ 百万円}$$

有価証券譲渡益

$$6 \text{ 百万円} - 2 \text{ 百万円} = 4 \text{ 百万円}$$

(注 2) 完全親会社株式の取得価額

$$100 \text{ 百万円} - 2 \text{ 百万円} = 98 \text{ 百万円}$$

(2)個人株主（租税特別措置法 37 条の 14）

特定子会社の株主である個人が、その有する特定子会社の株式につき、株式交換等による移転があった場合において、その株式交換等により特定親会社から新株の割当て（一定の要件を満たすものに限る）を受けたときは、その株式交換等により移転したその特定子会社の株式の譲渡がなかったものとして取扱うと規定しています。

(イ)交付金銭等がないケース

(a)例示

- ・株主甲は完全子会社となる会社の株式を 2,000 株所有
- ・株式交換により完全子会社株式 1 株について完全親会社株式 0.5 株を交付
- ・甲の完全子会社となる会社の株式の取得価額は 100 百万円

(b)株主甲の仕訳

完全親会社株式 100 百万円 / 完全子会社株式 100 百万円

(ロ)交付金銭等があるケース

(a)例示

- ・株主甲は完全子会社となる会社の株式を 2,000 株所有
- ・株式交換により完全子会社株式 1 株について完全親会社株式 0.5 株を交付
- ・甲の完全子会社となる会社の株式の取得価額は 100 百万円
- ・甲が受取る交換交付金銭等は 6 百万円
- ・完全親会社株式の時価 294 百万円

(b)株主甲の仕訳

現金	6 百万円	／	有価証券譲渡益	4 百万円(注 1)
完全親会社株式	98 百万円(注 2)		完全子会社株式	100 百万円

(注 1) 交付金銭等に係る譲渡原価

$$100 \text{ 百万円} \times \frac{6 \text{ 百万円}}{6 \text{ 百万円} + 294 \text{ 百万円}} = 2 \text{ 百万円}$$

有価証券譲渡益の計算

$$6 \text{ 百万円} - 2 \text{ 百万円} = 4 \text{ 百万円}$$

(注 2) 完全親会社株式の取得価額

$$100 \text{ 百万円} - 2 \text{ 百万円} = 98 \text{ 百万円}$$

このように法人株主の場合と全く同じ処理となります。

4 具体例での会計処理と税務調整

(1)株主 50 人未満の場合

特定親会社が特定子会社の株式を特定子会社の株主のその特定子会社株式の取得価額の総額以下の金額で受け入れることが株主が課税されないための条件となります。

(イ)交付金銭等がないケース

(a)概要

- ・完全子会社株主が交換により取得する完全親会社株式の取得価額は、完全子会社株式の取得価額又は帳簿価額（以下取得価額等）を引継ぐことで課税関係が生じません。
- ・完全親会社の完全子会社株式の受入価額は商法上要求されている金額（完全子会社の純資産額）と税務上の課税されないための要件を備える金額（特定子会社株主のその特定子会社株式の取得価額等以下の金額）とが異なるため、その差額について法人税確定申告書による調整が必要になってきます。

(b)例示

- ・完全子会社の B / S（単位：百万円）

資 産 600	負 債	300
	資本金	100
	剰余金	200

- ・完全子会社の発行済株式総数 2,000 株
- ・完全子会社株式 1 株について完全親会社株式 0.5 株を交付
- ・完全子会社株主の取得価額 100 百万円
- ・完全親会社に移転する完全子会社の株式 2,000 株
- ・完全親会社の資本金増加額 50 百万円

(c)完全子会社株主の仕訳

完全親会社株式 100 百万円 / 完全子会社株式 100 百万円

(d)完全親会社の仕訳

1)商法に基づく会計処理

完全子会社株式 300 百万円(注)	/	資本金	50 百万円
		資本準備金	250 百万円

(注) 資本増加の限度額

$$300 \text{ 百万円} \times \frac{2,000 \text{ 株}}{2,000 \text{ 株}} = 300 \text{ 百万円}$$

資本準備金

$$300 \text{ 百万円} - 50 \text{ 百万円} = 250 \text{ 百万円}$$

受入価額

$$50 \text{ 百万円} + 250 \text{ 百万円} = 300 \text{ 百万円}$$

2) 税務上の課税されないための要件に基づく仕訳

完全子会社株式	100 百万円(注)	/	資本金	50 百万円
			資本準備金	50 百万円

3) 法人税確定申告書別表五(-)による調整

区 分		期首現在利益積立金額	当期中の増減		当期利益処分等による増減(減は赤)	差引翌期首現在利益積立金額 - + +
			減	増		
完全子会社株式	1	円	円	円	(注) 200百万円	200百万円
株式交換資本積立金	2				(注) 200百万円	200百万円
	3					

別表五(-)

株式交換資本積立金 200 百万円 / 完全子会社株式 200 百万円

(注) 完全子会社株式 100 百万円 - 300 百万円 = 200 百万円

株式交換資本積立金 50 百万円 - 250 百万円 = 200 百万円

資本積立金は貸方科目のため、不足額は別表五(-)上では、借方のプラスとして表示されます。

(ロ) 交付金銭等があるケース

(a) 概要

- 完全子会社株主が交換により取得する完全親会社株式の取得価額は、完全子会社株式の取得価額等を引継ぐことで課税関係が生じません。交付金銭等に対応する部分については譲渡損益を計上するため課税関係が生じます。

- ・完全親会社の完全子会社株式の受入価額は商法上要求されている金額（完全子会社の純資産額）と税務上の課税されないための要件を備える金額（特定子会社株主のその特定子会社株式の取得価額等以下の金額）とが異なるため、その差額について法人税確定申告書による調整が必要になってきます。
- ・交付金銭等の支払がある場合には商法上完全子会社の純資産額から交付金銭等の額を控除した金額が資本増加の限度額となります。

(b) 例示

- ・完全子会社の B / S (単位：百万円)

資 産 600	負 債	300
	資本金	100
	剰余金	200

- ・完全子会社の発行済株式総数 2,000 株
- ・完全子会社 1 株について完全親会社株式 0.5 株を交付
- ・完全子会社株主の取得価額等 100 百万円
- ・交付金銭等 6 百万円
- ・交換に際して受取る完全親会社株式の時価 294 百万円
- ・完全親会社に移転する完全子会社の株式 2,000 株
- ・完全親会社の資本金増加額 50 百万円
- ・交付金銭等以外の割合 $\frac{294\text{百万円}}{294\text{百万円} + 6\text{百万円}} = 98\% \dots 95\% \text{以上}$

(c) 完全子会社株主の仕訳

現金	6 百万円		有価証券譲渡益	4 百万円(注)
完全親会社株式	98 百万円		完全子会社株式	100 百万円

(注) 交付金銭等に係る譲渡原価

$$100 \text{ 百万円} \times \frac{6\text{百万円}}{6\text{百万円} + 294\text{百万円}} = 2 \text{ 百万円}$$

有価証券譲渡益

$$6 \text{ 百万円} - 2 \text{ 百万円} = 4 \text{ 百万円}$$

(d)完全親会社の仕訳

1)商法に基づく会計処理

完全子会社株式	300 百万円(注)	現金	6 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	244 百万円

(注) 資本増加の限度額

$$300 \text{ 百万円} \times \frac{2,000 \text{ 株}}{2,000 \text{ 株}} - 6 \text{ 百万円} = 294 \text{ 百万円}$$

資本準備金

$$294 \text{ 百万円} - 50 \text{ 百万円} = 244 \text{ 百万円}$$

受入価額

$$50 \text{ 百万円} + 244 \text{ 百万円} + 6 \text{ 百万円} = 300 \text{ 百万円}$$

2)税務上の課税されないための要件に基づく仕訳

完全子会社株式	104 百万円	現金	6 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	48 百万円

3)法人税確定申告書別表五(-)による調整

利益積立金額の計算に関する明細書		事業年度	:	:	法人名	
区 分	期首現在利益積立金額	当 期 中 の 増 減		当期利益処分等による増減(減は赤)	差引翌期首現在利益積立金額 - + +	
		減	増			
完全子会社株式	1	円	円	円	(注) 196百万円	196百万円
株式交換資本積立金	2				(注) 196百万円	196百万円
	3					

別表五(-)

株式交換資本積立金 196 百万円 / 完全子会社株式 196 百万円

(注) 完全子会社株式 104 百万円 - 300 百万円 = 196 百万円

株式交換資本積立金 48 百万円 - 244 百万円 = 196 百万円

(八)自己株式の移転を新株発行に代えるケース

(a)概要

- ・完全子会社株主が交換により取得する完全親会社株式の取得価額は、完全子会社株式の取得価額等を引継ぐことで課税関係が生じません。
- ・完全親会社の完全子会社の受入価額は商法上要求されている金額（完全子会社の純資産額）と税務上の課税されないための要件を備える金額（特定子会社株主のその特定子会社株式の取得価額等以下の金額）とが異なるため、その差額について法人税確定申告書による調整が必要になってきます。

なお、完全親会社が完全子会社の株主に自己株式を交付した場合には、商法上完全子会社の純資産額から交付した自己株式の帳簿価額を控除した金額が資本増加の限度額となります。

(b)例示

- ・完全子会社のB / S (単位：百万円)

資 産 600	負 債	300
	資本金	100
	剰余金	200

- ・完全子会社の発行済株式総数 2,000 株
- ・完全子会社 1 株について完全親会社株式 0.5 株を交付
- ・完全子会社株式の取得価額等 100 百万円
- ・完全親会社株式の時価 300 百万円
- ・完全親会社の自己株式の帳簿価額 20 百万円
- ・完全親会社に移転する完全子会社の株式 2,000 株
- ・完全親会社の資本金増加額 50 百万円

(c)完全子会社株主の仕訳

完全親会社株式 100 百万円 / 完全子会社株式 100 百万円

(d)完全親会社の仕訳

1)商法上に基づく会計処理

完全子会社株式 300 百万円(注)	/	自己株式 20 百万円
		資本金 50 百万円
		資本準備金 230 百万円

(注) 資本増加の限度額

$$300 \text{ 百万円} \times \frac{2,000 \text{ 株}}{2,000 \text{ 株}} = - 20 \text{ 百万円} = 280 \text{ 百万円}$$

資本準備金

$$280 \text{ 百万円} - 50 \text{ 百万円} = 230 \text{ 百万円}$$

受入価額

$$50 \text{ 百万円} + 230 \text{ 百万円} + 20 \text{ 百万円} = 300 \text{ 百万円}$$

2) 税務上の課税されないための要件に基づく仕訳

完全子会社株式	100 百万円	自己株式	20 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	30 百万円

3) 法人税確定申告書別表五(-)による調整

利益積立金額の計算に関する明細書		事業年度	:	:	法人名	
区 分	期首現在利益積立金額	当期中の増減		当期利益処分等による増減 (減は赤)	差引翌期首現在利益積立金額 - + +	
		減	増			
完全子会社株式	1	円	円	円	(注) 200百万円	200百万円
株式交換資本積立金	2				(注) 200百万円	200百万円
	3					

別表五(-)

株式交換資本積立金 200 百万円 / 完全子会社株式 200 百万円

(注) 完全子会社株式 100 百万円 - 300 百万円 = 200 百万円

株式交換資本積立金 30 百万円 - 230 百万円 = 200 百万円

(2) 株主 50 人以上の場合

特定親会社が特定子会社の株式を特定子会社の純資産の帳簿価額以下の金額で受け入れることが株主が課税されないための条件となります。

(イ) 交付金銭等がないケース

(a) 概要

- ・ 完全子会社株主が交換により取得する完全親会社株式の取得価額は、完全子会社株式の取得価額等を引継ぐことで課税関係が生じません。

- ・完全親会社の完全子会社株式の受入価額は商法上要求されている金額（完全子会社の純資産額）と税務上の課税されないための要件を備える金額（特定子会社の税務上の純資産の帳簿価額以下の金額）とが異なるため、その差額について法人税確定申告書による調整が必要になってきます。

(b)例示

- ・完全子会社のB / S (単位：百万円)

資 産 600	負 債	300
	資本金	100
	剰余金	200

- ・完全子会社の発行済株式総数 2,000 株
- ・完全子会社 1 株について完全親会社株式 0.5 株を交付
- ・完全子会社株主の取得価額等 100 百万円
- ・完全子会社には減価償却超過額が 50 百万円あります。
- ・完全親会社に移転する完全子会社の株式 2,000 株
- ・完全親会社の資本金増加額 50 百万円

(c)完全子会社株主の仕訳

完全親会社株式 100 百万円 / 完全子会社株式 100 百万円

(d)完全親会社の仕訳

1)商法に基づく会計処理

完全子会社株式 300 百万円(注)	/	資本金 100 百万円 資本準備金 200 百万円
--------------------	---	------------------------------

(注)資本増加の限度額

$$300 \text{ 百万円} \times \frac{2,000 \text{ 株}}{2,000 \text{ 株}} = 300 \text{ 百万円}$$

資本準備金

$$300 \text{ 百万円} - 50 \text{ 百万円} = 250 \text{ 百万円}$$

受入価額

$$50 \text{ 百万円} + 250 \text{ 百万円} = 300 \text{ 百万円}$$

2) 税務上の課税されないための要件に基づく仕訳

完全子会社株式 350 百万円(注)	/	資本金 50 百万円
		資本準備金 300 百万円

(注) 税務上の純資産額

300 百万円 + 50 百万円 (減価償却超過額) = 350 百万円

3) 法人税確定申告書別表五(-)による調整

区 分		期首現在利益積立金額	当 期 中 の 増 減		当期利益処分等による増減(減は赤)	差引翌期首現在利益積立金額 - + +
			減	増		
完全子会社株式	1	円	円	円	(注) 50百万円	50百万円
株式交換資本積立金	2				(注) 50百万円	50百万円
	3					

別表五(-)

完全子会社株式 50 百万円 / 資本準備金 (株式交換差額) 50 百万円

(注) 完全子会社株式 350 百万円 - 300 百万円 = 50 百万円

株式交換資本積立金 300 百万円 - 250 百万円 = 50 百万円

資本積立金は貸方科目のため、超過額は別表五一上では、借方のマイナスとして表示されます。

(ロ) 交付金銭等があるケース

(a) 概要

- ・ 完全子会社株主が交換により取得する完全親会社株式の取得価額は、完全子会社株式の取得価額等を引継ぐことで課税関係が生じません。交付金銭等に対応する部分については、完全子会社株式の譲渡原価、譲渡損益を計上するため、課税関係が生じます。
- ・ 完全親会社の完全子会社株式の受入価額は商法上要求されている金額 (完全子会社の純資産額) と税務上の課税されないための要件を備える金額(特定子会社の税務上の純資産の帳簿価額以下の金額) とが異なるため、その差額について法人税確定申告書による調整が必要になってきます。

なお、交付金銭等の支払がある場合には、商法上完全子会社の純資産額から交付金銭等の額を控除した金額が資本増加の限度額となります。

(b)例示

- 完全子会社のB / S (単位：百万円)

資 産 600	負 債	300
	資本金	100
	剰余金	200

- 完全子会社の発行済株式総数 2,000 株
- 完全子会社 1 株について完全親会社株式 0.5 株を交付
- 完全子会社株主の取得価額 100 百万円
- 完全子会社には減価償却超過額が 50 百万円あります。
- 交付金銭等 6 百万円
- 交付に際して受取る完全親会社株式の時価 294 百万円
- 完全親会社に移転する完全子会社の株式 2,000 株
- 完全親会社の資本金増加額 50 百万円
- 交付金銭等以外の割合 $\frac{294\text{百万円}}{294\text{百万円} + 6\text{百万円}} = 98\% \dots 95\% \text{以上}$

(c)完全子会社株主の仕訳

現金	6 百万円	有価証券譲渡益	4 百万円
完全親会社株式	98 百万円	完全子会社株式	100 百万円

(注)交付金銭等に係る譲渡原価

$$100 \text{ 百万円} \times \frac{6\text{百万円}}{6\text{百万円} + 294\text{百万円}} = 2 \text{ 百万円}$$

有価証券譲渡益

$$6 \text{ 百万円} - 2 \text{ 百万円} = 4 \text{ 百万円}$$

(d)完全親会社の仕訳

1)商法に基づく会計処理

完全子会社株式	300 百万円(注)	現金	6 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	244 百万円

(注)資本増加の限度額

$$300 \text{ 百万円} \times \frac{2,000 \text{ 株}}{2,000 \text{ 株}} - 6 \text{ 百万円} = 294 \text{ 百万円}$$

資本準備金

$$294 \text{ 百万円} - 50 \text{ 百万円} = 244 \text{ 百万円}$$

受入価額

$$50 \text{ 百万円} + 244 \text{ 百万円} + 6 \text{ 百万円} = 300 \text{ 百万円}$$

2) 税務上課税されないための要件に基づく仕訳

完全子会社株式 350 百万円(注)	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">現金</td> <td style="text-align: right;">6 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">資本金</td> <td style="text-align: right;">50 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">資本準備金</td> <td style="text-align: right;">294 百万円</td> </tr> </table>	現金	6 百万円	資本金	50 百万円	資本準備金	294 百万円
現金	6 百万円						
資本金	50 百万円						
資本準備金	294 百万円						

(注)税務上の純資産額

$$300 \text{ 百万円} + 50 \text{ 百万円 (減価償却超過額)} = 350 \text{ 百万円}$$

3) 法人税確定申告書別表五(-)による調整

区 分		期首現在利益積立金額	当 期 中 の 増 減		当期利益処分等による増減(減は赤)	差引翌期首現在利益積立金額 - + +
			減	増		
完全子会社株式	1	円	円	円	(注) 50百万円	50百万円
株式交換資本積立金	2				(注) 50百万円	50百万円
	3					

別表五(-)

完全子会社株式 50 百万円 / 株式交換資本積立金 50 百万円

(注)完全子会社株式 350 百万円 - 300 百万円 = 50 百万円

株式交換資本積立金 294 百万円 - 244 百万円 = 50 百万円

(八) 自己株式の移転を新株発行に代えるケース

(a) 概要

- ・ 完全子会社株主が交換により取得する完全親会社株式の取得価額は、完全子会社株式の取得価額等を引継ぐこととなります。

- ・完全親会社の完全子会社の受入価額は商法上要求されている金額（完全子会社の純資産額）と税務上の課税されないための要件を備える金額（特定子会社の税務上の純資産の帳簿価額以下の金額）とが異なるため、その差額について法人税確定申告書による調整が必要になってきます。

なお、完全親会社が完全子会社の株主に自己株式を交付した場合には、商法上完全子会社の純資産額から交付した自己株式の帳簿価額を控除した金額が資本増加の限度額となります。

(b)例示

- ・完全子会社のB / S (単位：百万円)

資 産 600	負 債	300
	資本金	100
	剰余金	200

- ・完全子会社の発行済株式総数 2,000 株
- ・完全子会社 1 株について完全親会社株式 0.5 株を交付
- ・完全子会社株主の取得価額 100 百万円
- ・完全子会社には減価償却超過額が 50 百万円あります
- ・完全親会社株式の時価 300 百万円
- ・完全親会社の自己株式の帳簿価額 20 百万円
- ・完全親会社に移転する完全子会社の株式 2,000 株
- ・完全親会社の資本金増加額 50 百万円

(c)完全子会社株主の仕訳

完全親会社株式 100 百万円 / 完全子会社株式 100 百万円

(d)完全親会社の仕訳

1)商法に基づく会計処理

完全子会社株式 300 百万円(注)		自己株式	20 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	230 百万円

(注) 資本増加の限度額

$$300 \text{ 百万円} \times \frac{2,000 \text{ 株}}{2,000 \text{ 株}} - (0 \text{ 百万円} + 20 \text{ 百万円}) = 280 \text{ 百万円}$$

資本準備金

$$280 \text{ 百万円} - 50 \text{ 百万円} = 230 \text{ 百万円}$$

受入価額

$$50 \text{ 百万円} + 230 \text{ 百万円} + 20 \text{ 百万円} = 300 \text{ 百万円}$$

2) 税務上課税されないための要件に基づく仕訳

完全子会社株式	350 百万円	/	自己株式	20 百万円
			資本金	50 百万円
			資本準備金	280 百万円

(注) 税務上の純資産額

3) 法人税確定申告書別表五(-)による調整

区 分		期首現在 利益積立金額	当 期 中 の 増 減		当期利益処分 等による増減 (減は赤)	差引翌期首現在 利益積立金額 - + +
			減	増		
完全子会社株式	1	円	円	円	(注) 50百万円	50百万円
株式交換資本積立金	2				(注) 50百万円	50百万円
	3					

完全子会社株式 50 百万円 / 株式交換資本積立金 50 百万円

(注) 完全子会社株式 350 百万円 - 300 百万円 = 50 百万円

株式交換資本積立金 280 百万円 - 230 百万円 = 50 百万円

別表五(-)

5 株式交換と相続税・贈与税

(1) 株式交換と相続税評価額

(イ) 財産評価基本通達 186-2 の「現物出資等受入差額」について

(a) 考え方

取引相場のない株式を1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）で評価するときに、その資産の中に商法352条の規定による株式交換により著しく低い価額で受け入れた株式がある場合には、その株式の相続税評価額と受け入れた金額（帳簿価額）との差額を帳簿価額による純資産価額に加算すると規定しています。

つまり、その差額（含み益）に対する法人税額に相当する金額は控除されないととなります。

(b) 具体例

1) 前提条件

- ・ 甲株式会社（発行済株式総数 200,000 株）

・ 財産状態	相続税評価額	帳簿価額	(単位:千円)
現金	10,000	10,000	
土地	50,000	5,000	
株式	50,000	10,000	(乙社との株式交換により)
借入金	10,000	10,000	受け入れ)

2) 記入例

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書				会社名 甲株式会社				
取引相場のない株式出資の評価明細書	1. 資産及び負債の金額(課税時期現在)							
	資産の部				負債の部			
	科目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科目	相続税評価額	帳簿価額	備考
		千円	千円			千円	千円	
	現金	10,000	10,000		借入金	10,000	10,000	
	土地	50,000	5,000					
	株式	50,000	10,000					
	合計	110,000	25,000		合計	10,000	10,000	
	株式及び出資の 価額の合計額	(イ) 50,000	(ロ) 10,000					
土地等の価額 の合計額	(ハ) 50,000	5,000						
現物出資等受入れ 資産の価額の合計額	(ニ) 50,000	(ホ) 10,000						
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計画				3.1 株当たりの純資産価額の計算				
相続税評価額による純資産価額 (-)		千円 100,000		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額)(-)		千円 81,100		
帳簿価額による純資産価額 (-) + { (ニ) - (ホ) }		千円 55,000		課税時期現在の発行済株式数		株 200,000		
評価差益に相当する金額 (-)		千円 45,000		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額)(÷)		千円 405		
評価差益に対する法人税額等相当額 (× 42%)		千円 18,900		同族株式等の持株割合(第1表の割合) が50%未満の場合(× 80%)		千円		

第4 株式移転の実務

1 株式移転の意義及び前提要件

(1) 株式移転の意義

株式移転とは、新たに完全親会社を設立して、既存の会社との間で完全親子会社関係を創設する制度です。

具体的な内容は、株式移転により、完全子会社となる会社のすべての株式を、完全親会社となる会社が取得し、その完全子会社となる会社の株主は、その完全親会社となる会社の株式を取得します。

ここで、完全親会社とは、他の会社の発行済株式の総数を所有する会社のこと、完全子会社とは、他の会社に発行済株式の総数を所有されている会社のことを意味します。

2社以上が共同で株式移転をすることも可能です。この場合を「共同株式移転」といいます。

なお、株式交換の場合は、完全子会社となる会社の株主に対して、完全親会社となる会社の株式を交付せず、金銭その他の財産を交付することができることとされました（会社法 768 条 1 項 3 号、同法 770 条 1 項 3 号）。これを「対価柔軟化」といいますが、株式移転の場合は、対価柔軟化が認められていません。株式移転は、新たに会社を設立する性質を有するからです。

(2) 当事者

株式移転の場合、新会社法は、平成 17 年改正前商法と同様、完全親会社・完全子会社のいずれも株式会社に限定しています。

この点は、新会社法が、株式交換の場合には合同会社は完全親会社となることができるとしているのと異なります。

2 株式移転の手続

(1) 株式移転計画の作成

株式移転をなす場合、株式移転計画を作成しなければなりません（会社法 772 条 1 項）。また、共同株式移転をする場合は、共同して株式移転計画を作成しなければなりません（会社法 772 条 1 項）。

株式移転計画において定めるべき事項は、以下のとおりです（会社法 773 条 1 項各号。なお、同条 2 項乃至 4 項）。

(イ) 完全親会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

(ロ) (イ) のほか、完全親会社の定款で定める事項

(ハ) 完全親会社の設立時取締役の氏名

(ニ) 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に応じて、当該(a)から(c)までに定める事項

(a) 完全親会社が会計参与設置会社である場合

完全親会社の設立時会計参与の氏名又は名称

(b) 完全親会社が監査役設置会社である場合（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社である場合を含む）

完全親会社の設立時監査役の氏名

(c) 完全親会社が会計監査人設置会社である場合

完全親会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

(ホ) 完全親会社が株式移転に際して完全子会社の株主に対してその株式に対して交付するその株式に代わる当該完全親会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

(ヘ) 完全子会社の株主に対する（ホ）の株式の割当てに関する事項

(ト) 完全親会社が株式移転に際して完全子会社の株主に対してその株式に代わる当該完全親会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

(a) 当該社債等が完全親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く）

であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

- (b)当該社債等が完全親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - (c)当該社債等が完全親会社の新株予約権付社債等であるときは、当該新株予約権付社債についての(a)に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての(b)に規定する事項
- (チ)(ト)の場合には、完全子会社の株主に対する(ト)の社債等の割当てに関する事項
- (リ)完全親会社が株式移転に際して完全親会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該完全親会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項
- (a)当該完全親会社の新株予約権の交付を受ける完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「株式移転契約新株予約権」という）の内容
 - (b)株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する完全親会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - (c)株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、完全親会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- (ヌ)(リ)の場合には、株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対する(リ)の完全親会社の新株予約権の割当てに関する事項

(2)事前の開示

完全子会社となる会社において、株式移転計画その他法務省令事項を事前に開示し、株主及び会社債権者等の閲覧に供することが要求されています（会社法 803 条）。

(3)株主総会における株式移転計画の承認

株式移転計画について、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議による承認を得ることが必要です（簡易手続による場合を除きます。会社法 804 条、同法 805 条）。

なお、株式交換と異なり、株式移転では略式手続は認められていません。

(4) 株式買取請求権

反対株主や新株予約権者には公正な価格での買取請求権が認められます（会社法 806 条乃至 809 条）。

(5) 会社債権者保護手続

株式移転を行っても各当事会社の財産は変動しないので、新会社法は、原則として会社債権者保護手続を実施することを要求していません。

しかし、新会社法は、株式移転について、平成 17 年改正前商法が認めていなかった新株予約権付社債の承継を認めることとしました。そのため、新会社法は、この場合に限り、会社債権者保護手続の実施を要求しています（会社法 810 条 1 項 3 号）。

(6) 登記

株式移転をする場合は、完全親会社となる会社の設立登記をしなければなりません（会社法 925 条）。

株式移転は設立登記の日に効力が発生します（会社法 774 条 1 項）。

(7) 事後の開示

完全子会社については会社法 811 条により、完全親会社については会社法 815 条により、株式移転に関する一定の情報の開示の制度が設けられています。

開示する情報の具体的な内容は、法務省令で定められます。

3 株式移転比率

第1章、第2、3 株式交換比率に併せて記述しております。

4 株式移転の効果

(1)完全親子会社関係の形成

株式移転によって完全親子会社関係がもたらされます。合併と異なり、消滅する当事会社はありません。また、各当事会社の会社財産も変動しません。

(2)資本の部の計数

完全親会社となる会社の資本の額については、平成17年改正前商法では、完全子会社となる会社の純資産額を基準として定められることとなっていました。

これに対し新会社法では、具体的な内容は法務省令で定めることとしていますが（会社法 445 条 5 項）、取得する株式の価値を基準として定めることとなる見込みであるといわれています。

5 株式移転無効の訴え

株式移転につき、その手続もしくは内容に瑕疵がある場合、一旦実行された株式移転を無効とすると、利害関係人に重大な影響が生じます。そこで、株式移転の無効の主張については、法的安定性の見地から、「株式移転無効の訴え」の制度が設けられ、主張方法、提訴期間、提訴権者等に以下のとおり一定の制限が加えられています。

(1) 手続

株式移転無効の訴えは、効力発生日から6か月内に提起しなければなりません（会社法 828 条 1 項 12 号）。ただし、株主総会決議の取消事由に基づくときは、決議後3か月以内に限定されています（会社法 831 条 1 項参照）。

株式移転無効の訴えは、株式移転の効力が生じた日において株式移転をする株式会社の株主等であった者又は株式移転により設立する株式会社の株主に限り提訴することができます（会社法 828 条 2 項 12 号）。

また、専属管轄、担保提供命令、弁論等の併合、原告が敗訴した場合に悪意又は重過失があったときの賠償責任について特別の規定がおかれています（会社法 835 条乃至 837 条、同法 846 条）。

(2) 判決の効力

株式移転を無効とする判決は第三者にもその効力が及び（会社法 838 条）、また、将来に向かってのみその効力を生じることとされています（会社法 839 条）。

その結果、株式移転を無効とする判決が確定した場合には、完全親会社は株式移転で取得した株式を元の株主に返還しなければなりません（会社法 844 条）。

第5 株式移転の会計と税務

1 会計処理と税務の概要

(1) 会計処理

(イ) 完全親会社となる会社（完全子会社となる会社の株主）

資本の増加額を確定するとともに、完全子会社となる会社の株式の受入価額を確定させる必要があります。

(ロ) 完全子会社となる会社

株式移転の契約当事者外となるため会計処理は不要です。

(ハ) 完全親会社となる会社の株主

株式移転により譲渡する完全子会社株式の譲渡価額と譲渡損益を決定するとともに、株式移転により取得する完全親会社株式の取得価額を決定するための会計処理が必要となってきます。

(2) 税務

完全親会社の株主が株式移転により、課税を受けないための一定の要件を設けています。

2 完全親会社の会計と税務

(1) 商法で定められている会計処理

(イ) 資本限度額

(a) 資本の限度額

商法 367 条において「完全親会社の資本は以下の算式で計算した金額を超えることはできない」と規定しています。

算式

$$\text{資本の限度額} = A - B$$

A 株式移転日において完全子会社となる会社に現存する純資産額

B 完全子会社となる会社の株主が支払うべき金額（交付金銭等）

(b) 資本準備金

商法 288 条ノ 2 において「株式移転を行った場合において、資本の限度額が設立した完全親会社の資本の額を超えるときは、その超過額を資本準備金として積み立てなければならない」と規定しています。これを算式で示しますと以下のとおりとなります。

算式

$$\text{資本準備金} = \text{資本の限度額} - \text{資本金}$$

(ロ) 完全子会社株式の受入価額

株式交換と同じく、株式移転においても、商法では完全子会社株式の受入価額については特に定められていませんが、時価以下の金額であれば問題ないと解されます。

(イ)で示しましたように、商法では完全子会社株式の受入に際しての完全親会社の資本の限度額を定めています。上記(イ)の算式中の A の純資産額について時価を基準とするか、帳簿価額を基準とするかによって、受入価額についても変わることになります。

(ハ) 具体例

(a) 前提事項

- ・ 完全子会社の株式移転日の簿価純資産額 30,000 万円を基準として計算
- ・ 完全子会社の発行済株式の総数 4,000 株
- ・ 株式移転交付金 1,000 万円

・完全親会社の資本金増加額 20,000 万円

(b)資本の限度

30,000 万円 - 1,000 万円 = 29,000 万円

(c)資本準備金

29,000 万円 - 20,000 万円 = 9,000 万円

(d)完全子会社株式の受入価額

20,000 万円 + 9,000 万円 + 1,000 万円 = 30,000 万円

(e)完全親会社の商法に基づく会計処理

完全子会社株式	30,000 万円	資本金	20,000 万円
		資本準備金	9,000 万円
		現金	1,000 万円

(2)税務上の制約

株式交換と同じですので第 1 章、第 3、2、(2)を参照のうえ、株式交換を株式移転と読み替えて下さい。

3 株式移転をした株主の会計処理と税務

株式交換と同じですので、第1章、第3、3を参照のうえ、株式交換を株式移転と読み替えて下さい。

4 具体例での会計処理と税務調整

株式交換と同じですので、第 1 章、第 3、4 を参照のうえ、株式交換を株式移転と読み替えて下さい。

第6 書式

1 株式交換契約書

株 式 交 換 契 約 書

株式会社（以下「甲」という）と 株式会社（以下「乙」という）
との間で、以下の各条項のとおり株式交換契約を締結する。

第1条 （完全親会社、完全子会社となる会社）

甲乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるこ
とを目的として本契約を締結する。

第2条 （甲の定款の変更）

甲は株式交換により定款を下記のとおり変更する。

記

（変更前）

第2条 （目的）

当社は以下の各号の事業を営むことを目的とする。

1. _____
2. _____
3. _____

（変更後）

第2条 （目的）

当社は以下の各号の事業を営むことを目的とする。

1. _____
2. _____
3. _____

第3条 (新株の発行及び株式の割当等)

甲が株式交換に際し発行する新株は下記のとおりとする。

記

総数

額面無額面の別

種類

2 甲は乙の株主に対し、下記のとおり新株を割当てる。

記

乙の株式1株に対して甲の株式 株の割合

第4条 (増加すべき資本金及び資本準備金)

株式交換により増加すべき甲の資本金及び資本準備金の額は下記のとおりとする。

(1) 資本金 _____ 円

(2) 資本準備金 _____ 円

第5条 (株式交換交付金)

甲は、株式交換の日現在の乙の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する乙の株式1株につき金 _____ 円の株式交換交付金を、株式交換の日以降遅滞なく支払うものとする。

第6条 (新株予約権に係る義務の承継)

甲が承継する乙の新株予約権の目的たる甲の株式の種類及び数は下記のとおりとする。

記

種類

株式

数

株

2 新株予約権の行使に際して払込をすべき額は _____ につき金 _____ 円とする。

3 新株予約権の行使期間は平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日迄

とする。

第7条（株主総会における承認）

甲及び乙は、平成 年 月 日にそれぞれ株主総会を開催し、
本契約の承認を求めるものとする。

第8条（株式交換の日）

株式交換の日は、平成 年 月 日とする。

第9条（利益配当の限度額）

第8条所定の株式交換の日である平成 年 月 日までに行
う利益配当の限度額は下記のとおりとする。

記

甲 金 _____ 円

乙 金 _____ 円

第10条（株式交換契約の効力）

本契約は、第7条所定の甲及び乙の株主総会の承認の時にその効力
を生じるものとする。

第11条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、株式交換に際し必要な事項は、法令及
び本契約の趣旨にしたがい、甲乙協議のうえ決定する。

以上のとおり契約したので、契約書2通を作成し、甲乙1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 本店所在地

株式会社

代表取締役 _____

(乙) 本店所在地

株式会社

代表取締役 _____

- 2 株式移転の株主総会の議案の要領：但しある会社が甲株式会社と共同して株式移転をなす場合を前提とする

株式移転の議案の要領

1. 設立する完全親会社の定款の規定

定 款 第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、株式会社と称する。

第 2 条 (目的)

当社は次の事業を行うことを目的とする。

1. _____
2. _____
3. _____

第 3 条

第 4 条

(以下、略)

2. 株式移転に際して発行する株式の種類及び数並びに完全子会社となる会社の株主に対する株式の割当てに関する事項

(1) 株式移転に際して発行する株式

額面普通株式 _____ 株 (額面株式一株の金額 _____ 円)

(2) 株式割当比率

当社株式 _____ 株につき

株式会社株式 _____ とする。

甲株式会社株式 _____ 株につき

株式会社株式 _____ とする。

3. 設立する完全親会社の資本の額及び資本準備金に関する事項

資本の額 金_____円

資本準備金 金_____円

4. 株式移転交換金

当社株式 1 株につき _____円を支払う。

甲株式会社株式 1 株につき _____円を支払う。

5. 新株予約権に係る義務の承継

(1) 設立する完全親会社が承継する当社の新株予約権の目的たる設立する完全親会社の株式の種類及び数

株式 _____株

(2) 新株予約権の行使に際して払込を為すべき額

につき 金 _____円

(3) 新株予約権の行使期間

平成 _____年 _____月 _____日から平成 _____年 _____月 _____日迄

6. 株式移転の日

平成 _____年 _____月 _____日

7. 配当金又は中間配当金の限度額

当社 金_____円

甲株式会社 金_____円

8. 設立する完全親会社の取締役及び監査役の指名

取締役

取締役

取締役

監査役

9. 株式移転の共同

この度の株式移転は下記の甲株式会社と共同して行い、完全親会社となる株式会社を設立します。

記

商 号 甲株式会社

本店所在地

代表取締役

第2章 会社分割

第1 制度の概要

1 会社分割制度と根拠・関連法令

(1) 会社分割の法令の創設を目的とする平成12年商法等の改正

企業は一つの会社で複数の、しかも内容の異なった事業部門をかかえていることがよくあります。そのような事業の多角化を通じて、各事業部門が相互補完的な役割を果たし、相乗効果によって収益を向上させていけば問題はありません。

しかし、現実には相乗効果が期待できないことも多々あるでしょう。それどころか、収益構造、従業員の勤務体系、施設の利用形態等が異なる事業部門を複数かかえていることは、経営資源の効率的な利用を妨げ、あるいは各事業部門の特性と内情を適切に把握した上での迅速な意思決定を阻害する危険性が生じることも少なくありません。

国際経済は、メガ・コンペティションの時代へと突入しつつあり、大企業も安穩ではられません。日本においても、近年大企業の倒産、合併、統合のニュースが新聞紙上をにぎわしているのは、その表れです。

このような時代背景の下、企業が生き残りを図っていくには、経営資源の「選択と集中」により、事業部門の改廃・統合、得意分野への特化が不可欠となります。そして、一方では、企業の統合を図る手法が必要となると共に、他方、企業の事業部門を分離独立させる手法も必要となります。

平成12年の商法改正により設けられた会社分割の手続は、後者の企業の分離を実現する目的で制定されたものです。

平成12年の商法改正前にも企業を分割する手法がなかったわけではありません。特定の事業部門を分離独立の会社としたい企業は、新会社を設立し、これに分離したい事業部門を現物出資又は事業譲渡の形で移転することは可能でした。

しかし、これらの手法は、会社組織の分割を本来の目的としていない手続を流用したに過ぎません。仮りにこれらを利用したとしても、時間及び費用がかかるだけでなく、企業の分割による事業の継続という目的に合致したものではありませんでした。即ち、現物出資や事業譲渡には商法上、裁判所が選任する検査役の調査を受けることが義務づけられ、且つ、検査役の報酬も負担しなければならないため、時間と費用がかかる点で

機動的な企業分割ができませんでした。更に、調査期間中は営業することができず、しかも、調査に必要な期間も確定的に予測できないため、分離した事業部門の円滑な事業の継続が不可能でした。これでは、スピードを要求されるビジネスの現場において、企業の再編を適時に行なうことができません。

これらの問題を解決し、時代のニーズに応じた機動的な企業分割を可能にする法的手続が求められてきました。これを可能にしたのが、平成 12 年商法改正による会社分割の手続です。

(2)改正の経緯と目的

平成 11 年 8 月、平成 15 年 3 月までの時限立法として、産業活力再生法が制定されました。これはバブル経済崩壊後の長期化する景気低迷の下、事業の再編成を促そうとするものでした。同法は商法の特例として、検査役の手続の簡素化、簡易な営業譲渡制度の整備、債務の一括移転制度の整備等、会社分割制度の整備を目指していました。しかし、同法は主としてベンチャー企業を念頭においたものであり、一般会社の分割には必ずしも十分でなく、又、より永続性のある会社分割手続の整備が必要でした。

平成 11 年 3 月、政府は「規制緩和推進 3 か年計画」を閣議決定し、平成 12 年度を目処に会社分割手続を整備することとしました。更に、産業競争力会議においても、企業の迅速な再編のために会社分割手続の整備が必要と認められました。

以上の経緯により、平成 12 年通常国会において、商法改正による会社分割が整備されました。同法は、平成 13 年 4 月 1 日より施行されました。

平成 11 年の商法改正において導入された株式交換・株式移転の制度は、企業再編の中でも持株会社の円滑な設立を可能としたものですが、会社分割は持株会社の下の子会社の再編を円滑にするという意味も持っています。

(3)新会社法の制定と施行

(イ)新会社法の制定

近年、会社法制の重要な改正が相次いで行われ、平成 17 年には「会社法制の現代化」として、それまでの改正を含めて規整を統合・整理した「会社法」(平成 17 年法 86 号)が平成 17 年 6 月に国会で成立し、7 月 26 日に公布されました。

この新しい会社法の正式な法令名は「会社法」ですが、巷間では「新会社法」と呼ばれることも多いようです。

本書では、原則として「新会社法」と呼ぶこととしますが、条文を引用する場合

には単に「会社法」と呼びます。また、改正前の規定については、「平成17年改正前商法」と呼ぶこととします。

新会社法は、近年の社会経済情勢の変化に対応するため会社法制の各種制度を見直すとともに、会社法制を国民にわかりやすいものとするため片仮名・文語体で表記されている規定を平仮名・口語体としたうえで再編成しています（相澤哲編著「一問一答 新・会社法」3頁）。

新会社法では、会社分割についても、下記をはじめとする様々な改正が行われています。

(a) 規整の横断化

新会社法は、組織再編の制度を大幅に横断化しました。条文の編成のうえでも、組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転は、新会社法の第5編にまとめて規定されています。

(b) 対価柔軟化

新会社法では、吸収分割の場合、分割会社となる会社の株主に対して、承継会社の株式を交付せず、金銭その他の財産を交付することができることとされました。

なお、新設分割では、対価柔軟化は認められません。

(c) 簡易手続の要件の緩和

新会社法は、吸収分割において分割会社の株主等に交付する承継会社の株式等の財産の額が承継会社の純資産額の5分の1（平成17年改正前商法では20分の1）を超えない場合等は、承継会社の株主総会の決議は不要としています。

(d) 略式手続の創設

新会社法は、支配関係のある会社間で吸収分割を行う場合には、株式会社である被支配会社における株主総会の決議を要しないとする手続を創設しました。この手続は、「略式手続」や「略式組織再編」と呼ばれています。

なお、新設分割では、略式手続は認められません。

(e) 敵対的買収への防衛策の導入

新会社法は、敵対的買収への合理的な防衛策を導入するのに必要かつ十分な次のような法整備も行っています。

- ・ 種類株式や新株予約権の内容を平成17年改正前商法よりも自由に定めることができるものとする。

- ・ 株主総会の決議要件を加重することができることを明確化する。

(ロ) 新会社法の施行

新会社法の施行期日については、「公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」こととされています(会社法附則1項)。本書を執筆した時点では、新会社法の施行期日は平成18年5月ころの見込みであると言われています。

ただし、新会社法のうち対価柔軟化(上述の、吸収分割における対価柔軟化を含みます)に関する部分については、新会社法の施行期日の更に1年後に施行されることとされています(会社法附則4項)。

2 会社分割の種類とそのしくみ並びにそのメリット

(1) 新設分割と吸収分割

(イ) 新設分割

分割する会社はその営業の全部または一部を新規に設立する会社に承継させることを新設分割といいます。商法 373 条において「会社はその営業の全部または一部を設立する会社に承継させる為に、新設分割をすることができる」と規定されています。

(ロ) 吸収分割

分割する会社はその営業の全部または一部を既存の会社に承継させることを吸収分割といいます。商法 374 条の 16 において「会社はその一方の営業の全部または一部を他方に承継させる為に、吸収分割をすることができる」と規定されています。

(2) 分社型分割（物的分割）と分割型分割（人的分割）

(イ) 分社型分割（物的分割）

会社の分割により営業の全部または一部を承継する会社が、その営業承継の対価として、分割する会社に株式または出資を割り当てることを分社型分割または物的分割といいます。

(ロ) 分割型分割（人的分割）

会社の分割により営業の全部または一部を承継する会社が、その営業承継の対価として、分割する会社の株主・出資者に株式または出資を割り当てることを分割型分割または人的分割といいます。

(ハ) 複合型分割

営業承継の対価として、株式または出資の一部を分割する会社に割り当て、残りを株主・出資者に割り当てることも可能で、これを複合型分割といいます。

(二) 商法等の規定

商法はこれらの分割を「分割に際して発行する株式の種類・数並に分割を為す会社又は其の株主に対する株式の割当に関する事項」（商法 374 条ノ 21 項 2 号、同法 374 条ノ 17 第 2 項 2 号）という表現で規定しています。有限会社法においても同様の規定が設けられています（有限会社法 63 条ノ 3、同法 63 条ノ 6、同法 63 条ノ 7、同法 63 条の 9）。

(3) 四つの類型

新設分割と吸収分割、分社型分割（物的分割）と分割型分割（人的分割）を組み合わせますと、会社分割は四つの類型に区分されます。

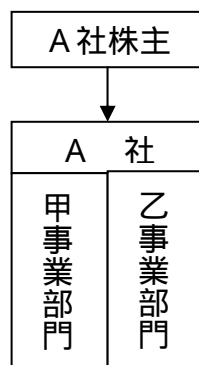
(イ) 新設・分社型分割

(a) 内容

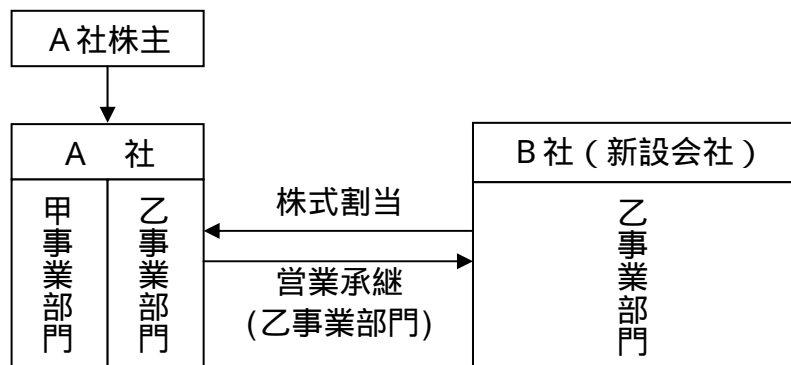
事業会社（A社）が営業の全部または一部の承継のために新設会社（B社）を設立し、B社は営業承継の対価として、B社株式をA社に割り当てる方式です。分割によりB社はA社の子会社となります。

(b) 図示

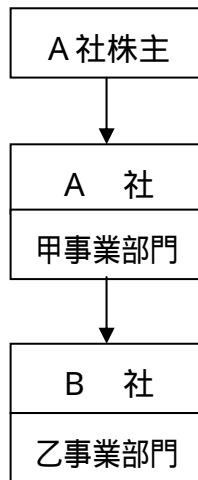
1) 会社分割前



2) 会社分割手続き



3) 会社分割後



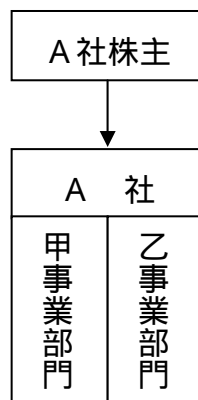
(口) 新設・分割型分割

(a) 内容

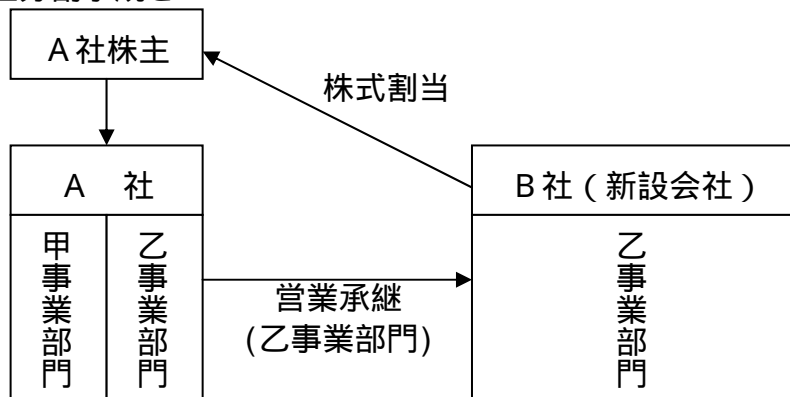
事業会社（A社）が営業の全部または一部の承継のために、新設会社（B社）を設立し、B社は営業承継の対価としてB社株式をA社株主に割り当てる方式です。分割によりB社はA社と兄弟会社となり、A社株主が直接B社の株式を所有することとなります。

(b) 図示

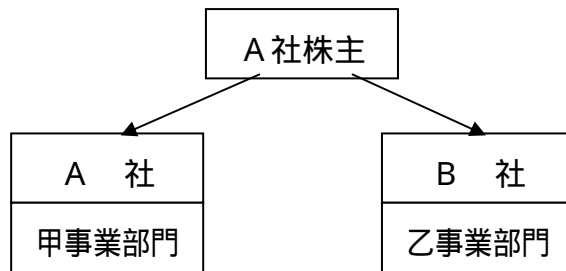
1) 会社分割前



2) 会社分割手続き



3) 会社分割後



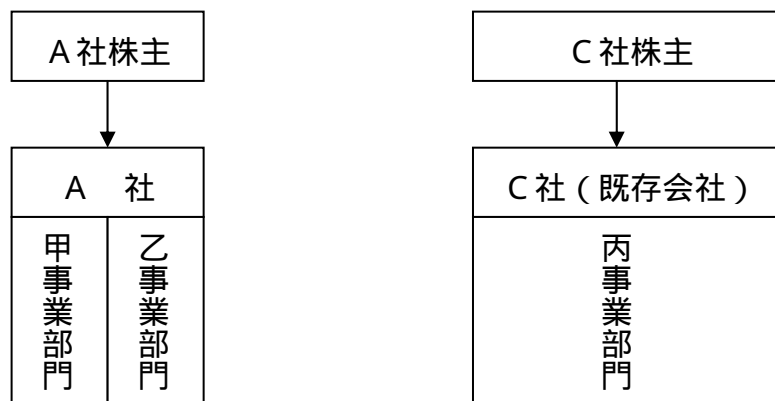
(八) 吸収・分社型分割

(a) 内容

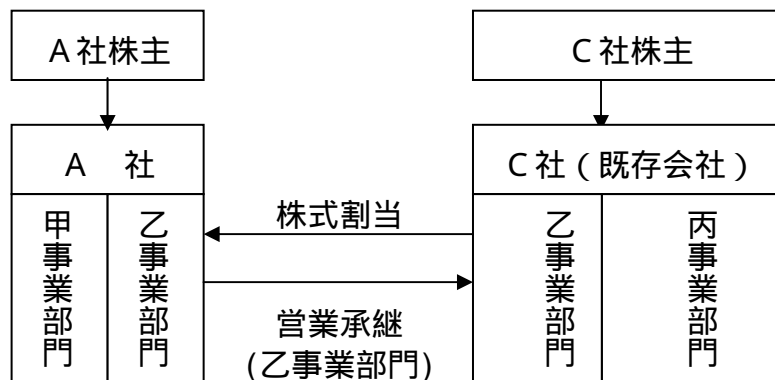
事業会社（A社）が営業の全部または一部の承継のために既に存在する会社（C社）に営業を承継し、C社はその対価としてC社株式をA社に割り当てる方式です。分割によりC社はA社の子会社となります。

(b) 図示

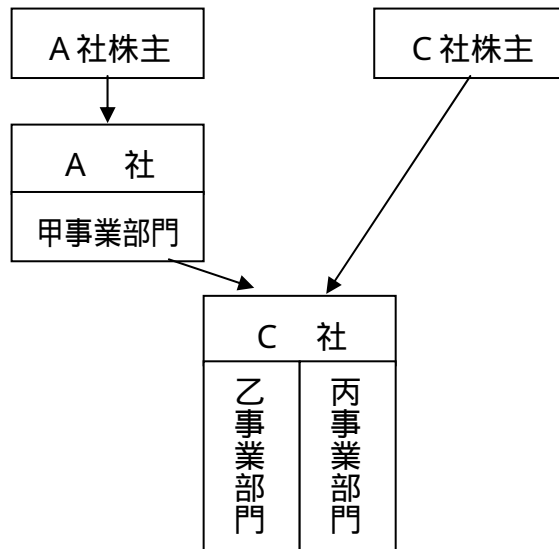
1) 会社分割前



2) 会社分割手続き



3) 会社分割後



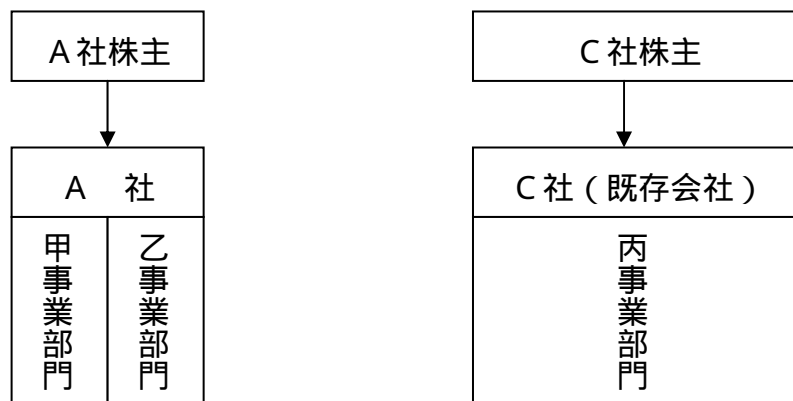
(二) 吸収・分割型分割

(a) 内容

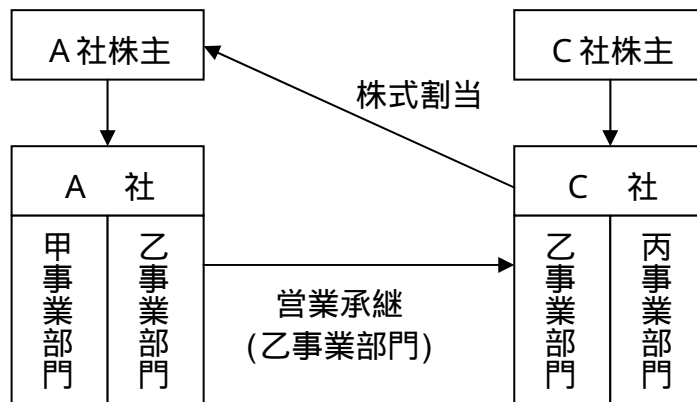
事業会社（A社）が営業の全部または一部の承継のために既に存在する会社（C社）に営業を承継し、C社はその対価としてC社株式をA社株主に割り当てる方式です。分割によりC社はA社と兄弟会社となり、A社株主及びC社株主が直接C社の株式を所有することとなります。

(b) 図示

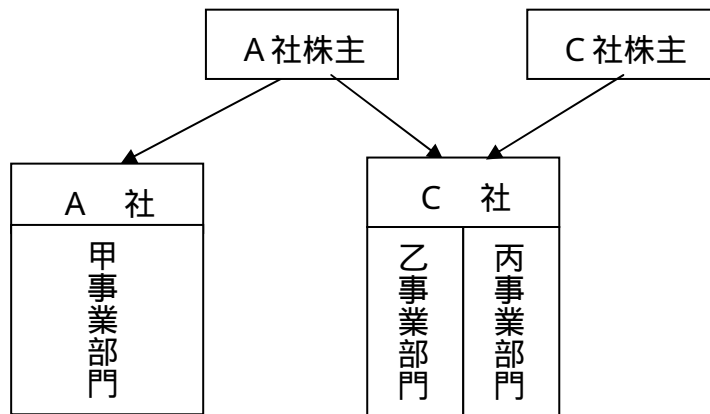
1) 会社分割前



2) 会社分割手続き



3) 会社分割後



(4) メリット

(イ) 分社化の手続きの効率化

従来は会社の特定の事業部門を子会社化するため、営業譲渡、現物出資という方法により行われていました。

しかし、これらの方法の場合には、検査役の調査その他商法上の規制が多く時間がかかり、機動的に行うことが困難でした。

会社分割の方法によりますと、これらの問題を解決でき効率的に行うことが可能となりました。

(ロ) 人的な分割が可能

営業譲渡、現物出資という方法で分社化を行った場合には、既存の会社と分社された会社との間には資本関係が残ります。

これに対し、会社分割の方法によりますと、その分割によって新設された会社の株式を既存の会社ではなく、既存の会社の株主に割当てることにより、会社間の資本関係を生じさせないことが可能となりました。

(5)従来の分割方法との比較

(イ)営業譲渡

分割したい営業を他の会社または新たに設立する会社に譲渡する方法です。

(ロ)現物出資

分割したい営業に関する財産自体を、他の会社または新たに設立する会社に出資する方法です。

(ハ)従来の分割方法との比較

	会社分割	営業譲渡	現物出資
手 続	株主総会の特別会議 で承認	株主総会の特別会 議で承認	取締役会の決議で承 認
適用可能会社	株式会社 有限会社	すべての会社	すべての会社
検査役の調査	不 要	不 要	必 要
反対株主の保護 (買取請求権)	あ り	あ り	な し
分割により営業 を承継する会社 の必要資金	不 要	必 要	不 要
債務の承継につ いての債権者の 個別の承諾	不 要	必 要	必 要
人的分割方法	あ り	な し	な し
課税上の取扱	分割により移転する 資産については原則 として時価譲渡とな ります。但し、「適 格分割」に該当すれ ば課税の繰延べがさ れます。	営業の譲渡対価が 益金となり課税の 対象となります。	現物出資により移転 する資産等につい ては原則として時価 譲渡となります。但 し、「適格現物出 資」に該当すれば課 税の繰延べがされま す。

3 会社分割の活用方法・活用例

(1) 企業再編のための会社分割

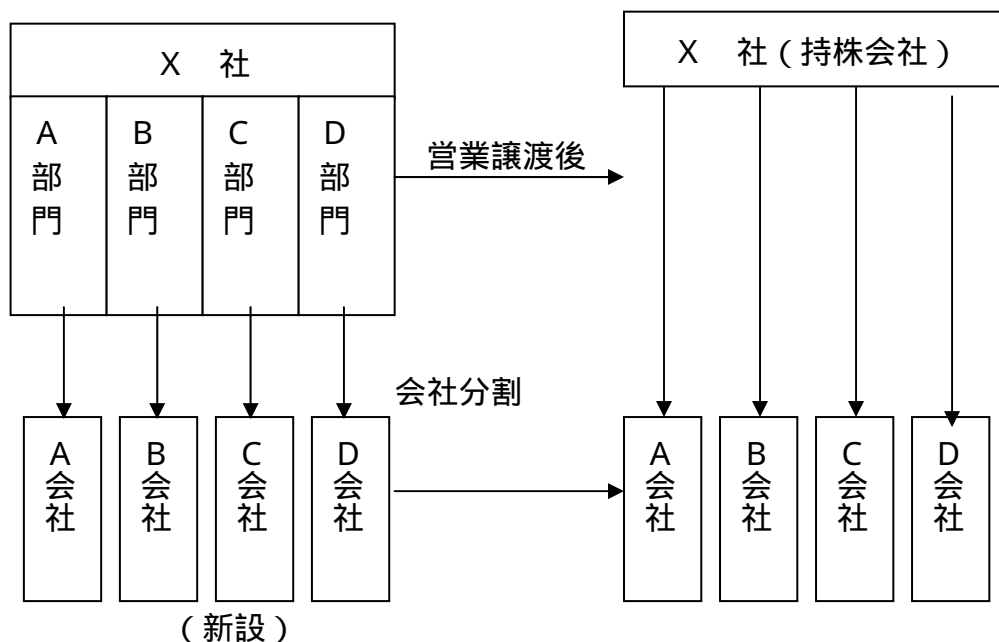
(イ) 持株会社の設立 (新設・分社型分割)

会社分割の手法を使い、持株会社への移行をすすめることができます。その手順は、

当該会社の各営業部門を会社分割により、複数の新設会社に承継させます。

すべての営業部門を切り離れた元の会社は持株会社になります。

[例]



A 社、B 社、C 社、D 社は新設会社で、その株式を X 社にすべて割当てることにより、A、B、C、D の部門は独立の会社になり、X 社は A、B、C、D の会社の株式を保有する持株会社になります。

1 つの会社の中に多くの部門があり、その部門の経営責任の明確化を図り、機動性を高めるために各部門を完全子会社にすることが有効です。

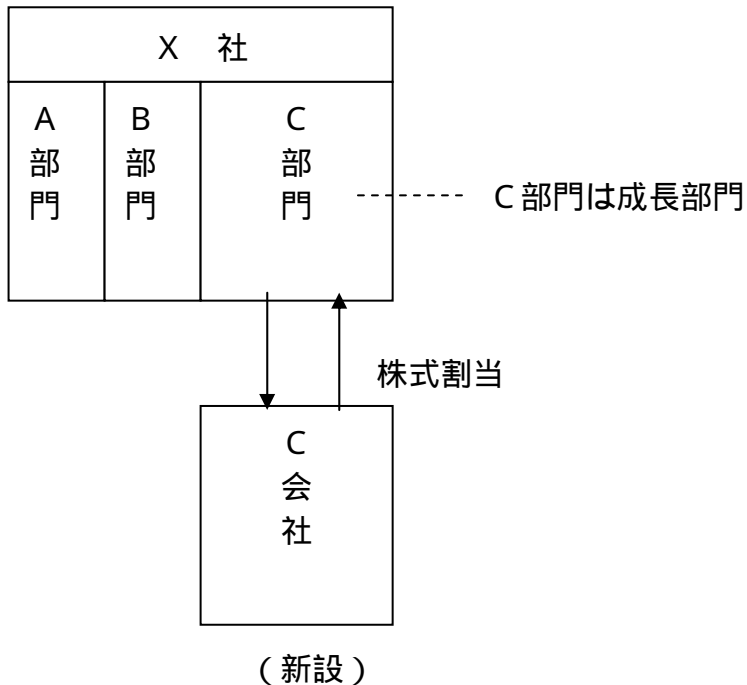
(ロ) 成長部門等を切り離して子会社を設立する (新設・分社型分割)

1 つの会社の中に、成長部門と停滞又は赤字部門がある場合、成長部門を会社分割の手法を使い、完全子会社化します。

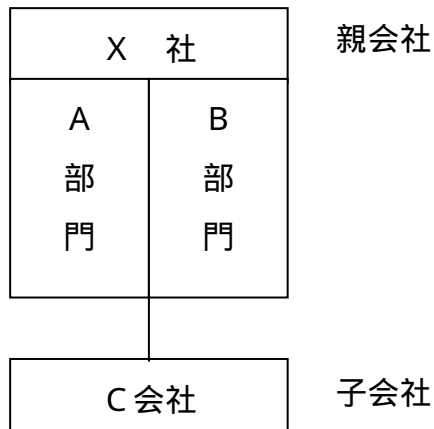
このことにより、その子会社は親会社とは違う給与体系や昇進体系を採用することができて、さらに業績を伸ばすことが可能となります。子会社の成長が大きい場合には、その子会社を公開することもでき、親会社の所有している子会社株式は、

大きな価値を持つこととなります。

[例]



この結果、



となります。

(八)不採算部門を分離し、別会社とする (新設・分社型分割)

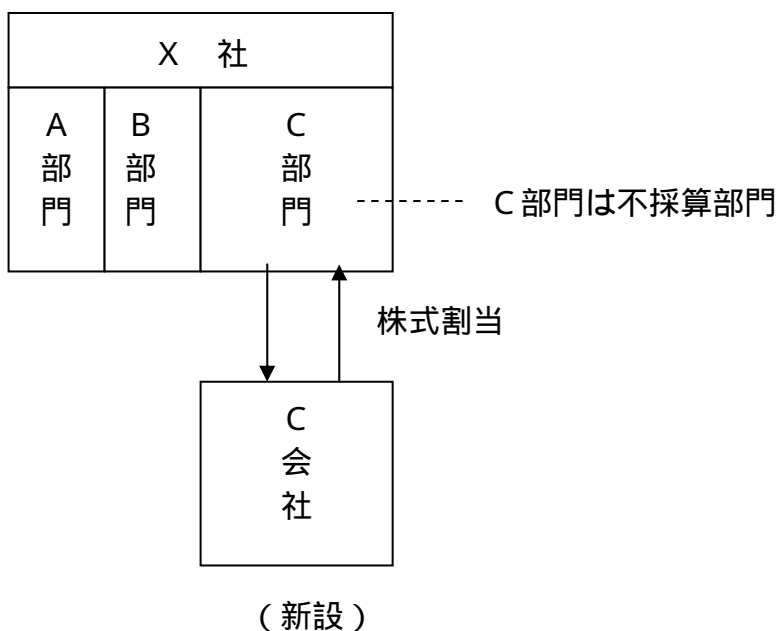
不採算部門を会社分割の手法により切り離して、子会社とします。会社の中に、様々な部門がある場合、部門別経営管理を徹底したとしても、共通経費、管理部門経費を完全に分けることは難しく、その配分において、むしろ不採算部門の負担を軽減する形で作用してきます。

この弊害をなくするため、不採算部門を本社から切り離し、独立した子会社とします。子会社化した不採算部門は、他の部門との経費配分等の問題がなくなりますので、独立企業体としてその実態が明確になり、経営の合理化、給与体系の見直しを図っていきやすくなります。

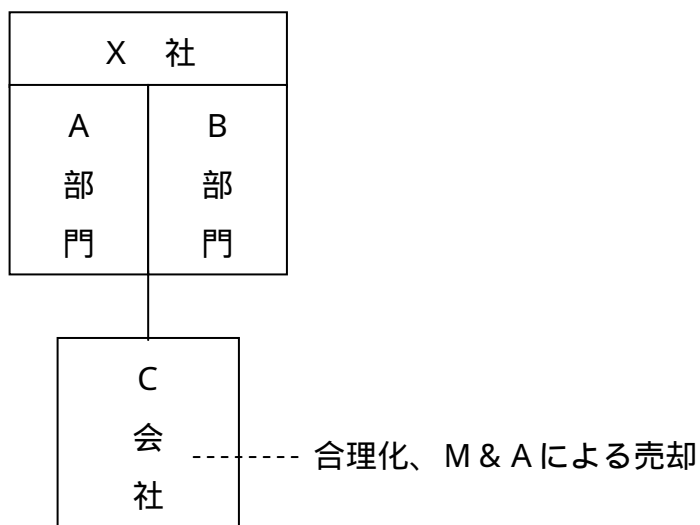
資本の充実が求められる場合は、増資を行い親会社から資金を受け入れ、財務体質を強化することもできます。

また、他の会社がその子会社の購入意思を示せば、M & Aにより譲渡して資金を回収することもできます。

[例]



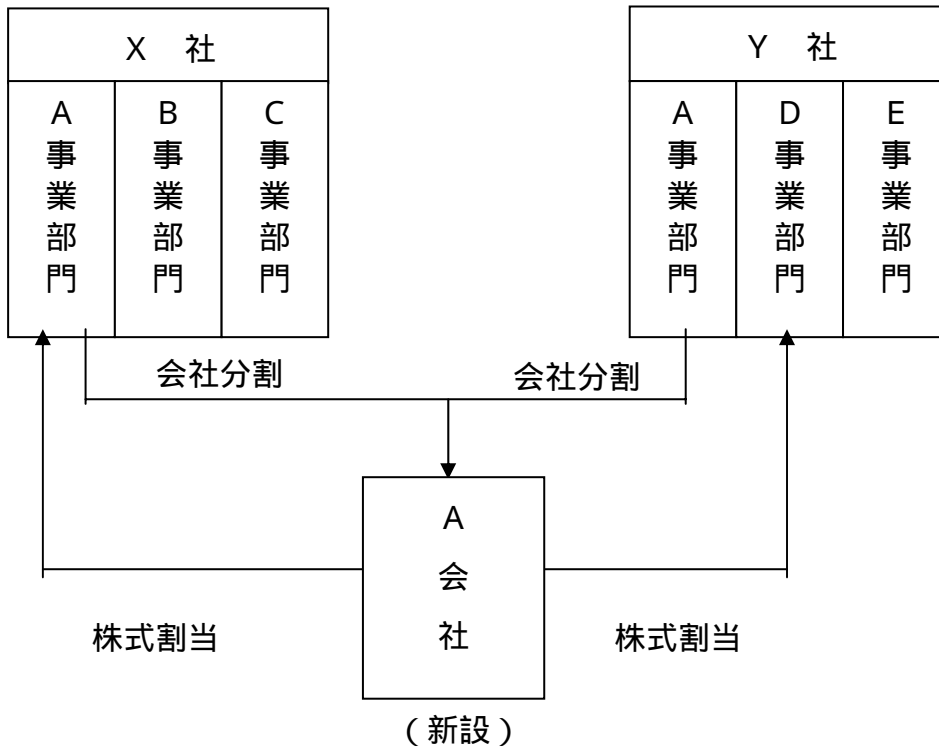
この結果、



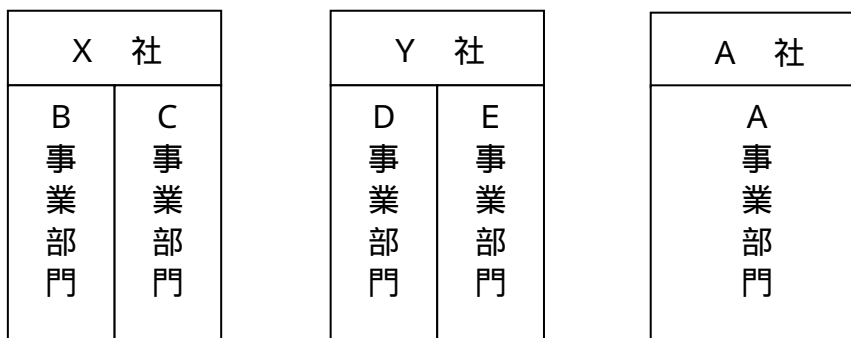
(二)企業グループ内での会社の再編 - 新設・分社型分割の例

企業グループ内で同じ事業を行う部門が複数ある時に、それらを統合し1つの会社にすることによって経営の効率化を図ります。

[例]



この結果、

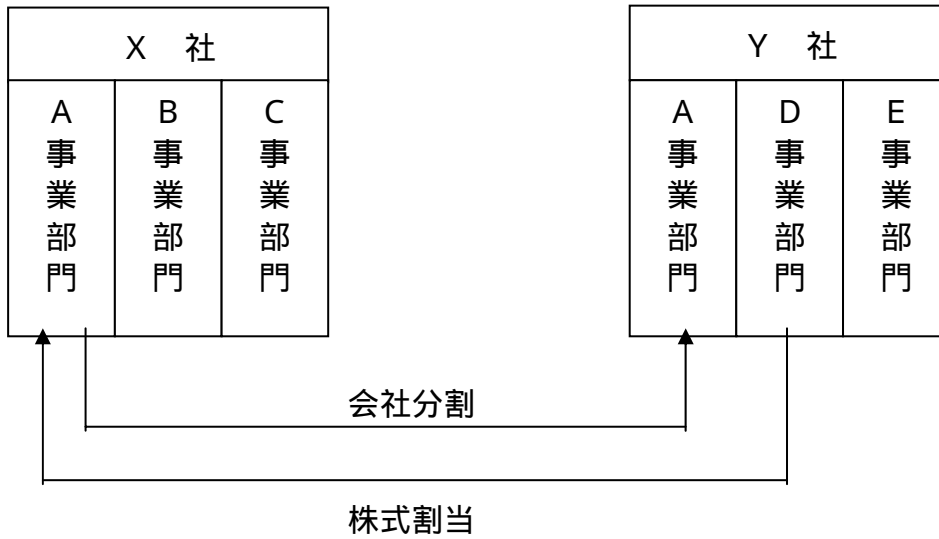


・ A社はX社、 Y社の子会社となります。

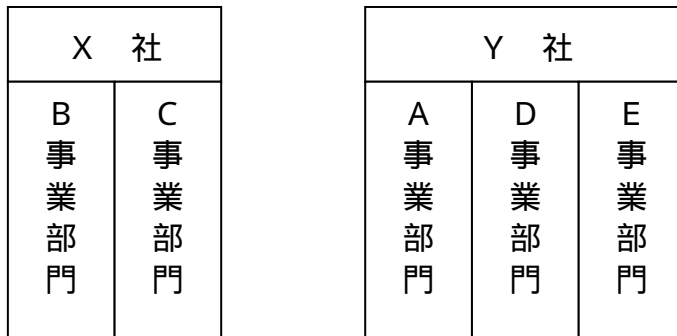
(ホ)企業グループ内での会社の再編 - 吸収・分社型分割の例

企業グループ内で同じ事業を行う部門が複数ある時に、新設法人を作らずに、一方の会社が他方の会社の当該部門を吸収する型で、事業の再編をする手法です。

[例]



この結果、



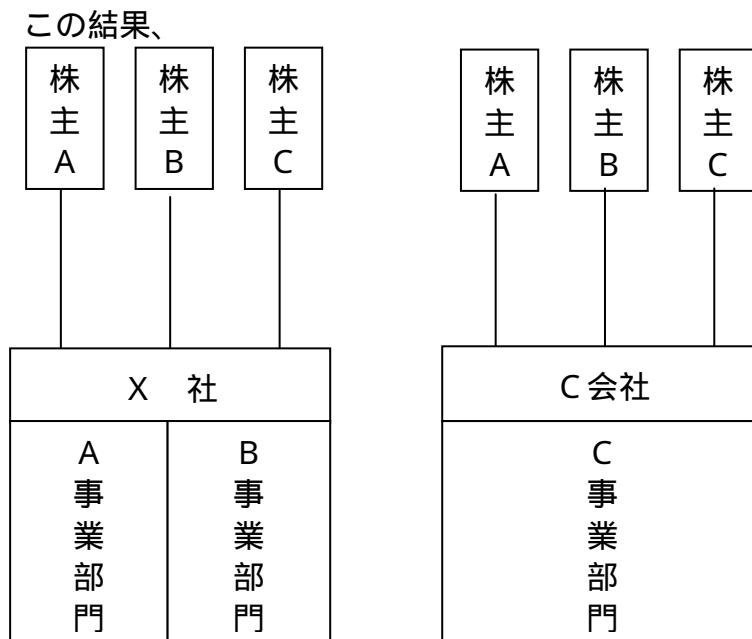
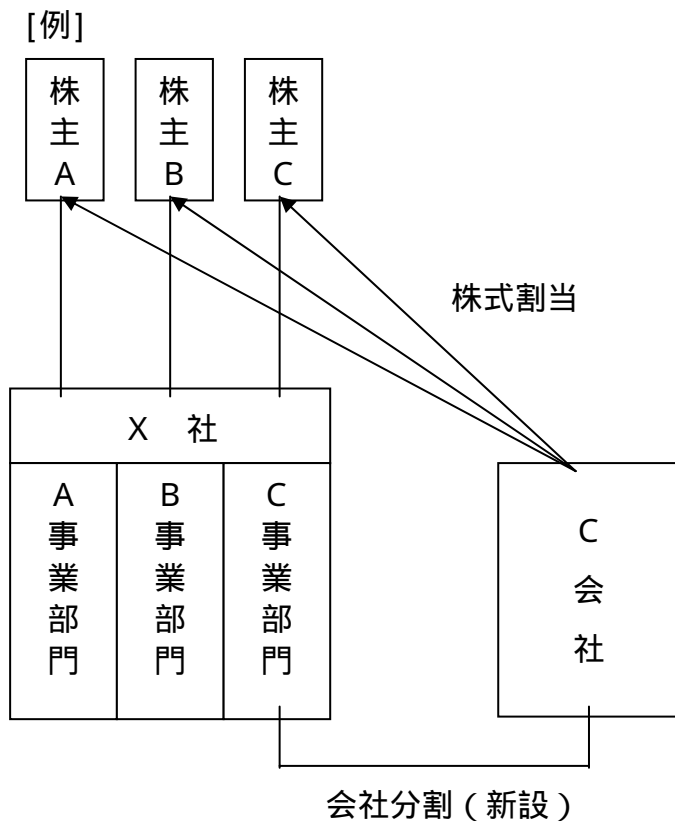
- ・ X社はY社の株式を保有することになります。
- ・ Y社は自社の新株の割当により、X社のA事業部門の営業譲渡を受けたことになります。

(ハ)企業グループ内での会社の再編 - 新設・分割型分割の例

会社分割の手法を使って企業再編を行う時に、分割されて営業を承継する会社を新設で作る、その株式を分割会社に割当ててのではなく、分割会社の株主に割当てる手法です。

この手法を使うことにより、新設会社（分割承継会社）は分割会社と親子関係ではなく、分割会社の株主が直接新設会社株式の持分を持つことになりますから、株主の移行が直接に反映されることになります。

また、新設した会社を公開させる場合にも、公開による保有株の価値増大のメリットは分割会社ではなく、分割会社の各株主が直接享受することとなります。



・原則として株主 A、B、C による X 社と C 社の持株割合は同一となります。

(ト) 企業グループ内での会社の再編 - 株式移転と吸収・分割型分割の組み合わせ

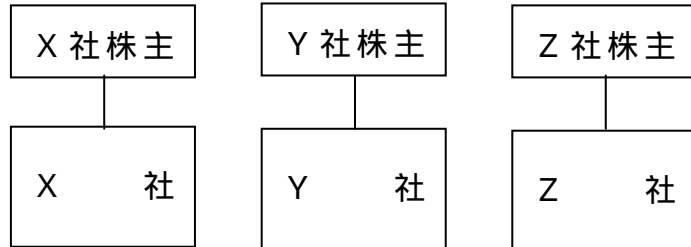
商法上の株式移転の制度を使って持株会社を作り、そのもとでの完全子会社間の事業の再編のために吸収・分割型分割の会社分割制度を使います。

この手法により、複数の競業する会社等の統合と統合されたグループ内の事業の再編が可能となります。

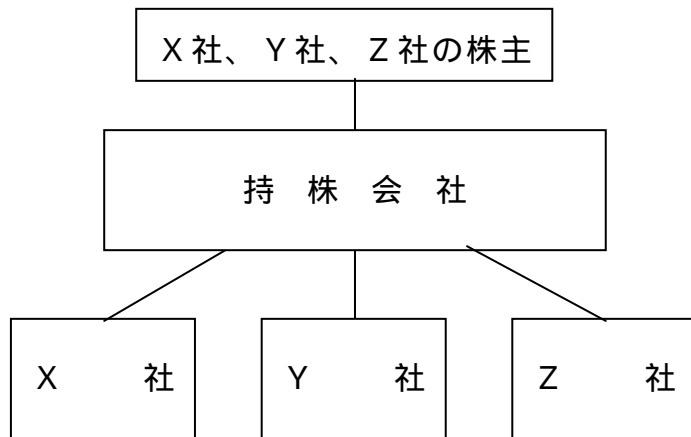
[例]

第一段階 3つの会社を株式移転により統合します。

統合前

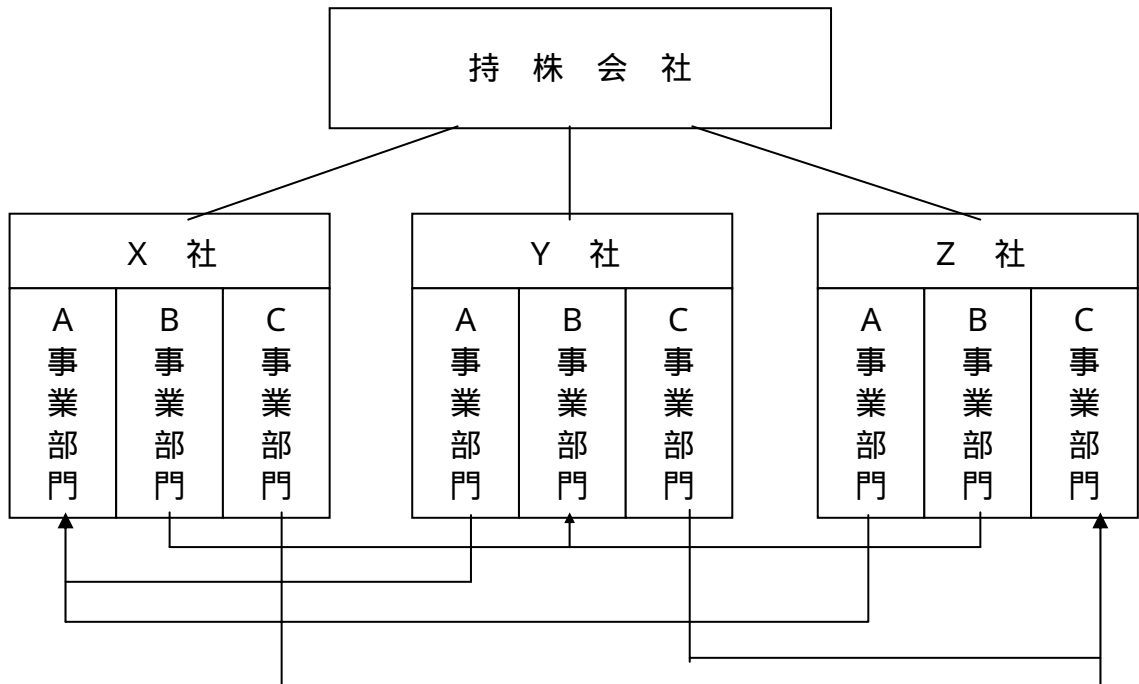


株式移転後



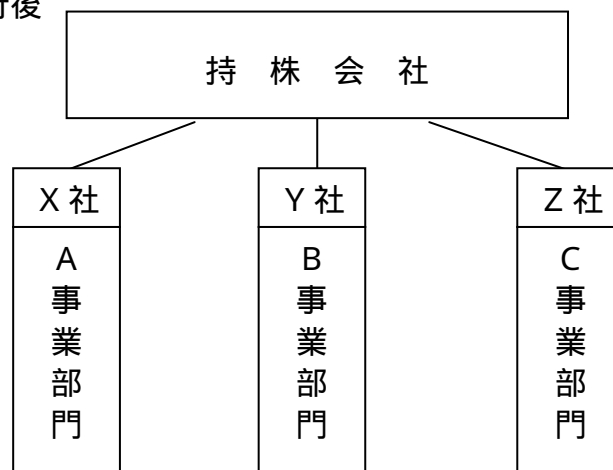
第二段階 3つの会社の事業のうち、統合する部門を吸収・分割型分割の会社分割により統合します。

株式移転後会社分割実行



- ・ X社は、Y社、Z社のA事業部門を譲受け、X社の新株をX社の株主である持株会社に割当てます。
- ・ 同様に、Y社は、X社、Z社のB事業部門を、Z社はX社、Y社のC事業部門を譲受け、Y社、Z社の新株を、Y社、Z社の株主である持株会社に割当てます。

会社分割実行後



この手法は、現在第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行のみずほファイナンシャルグループが進めている企業統合の手法で、平成12年10月2日に持株会社（みずほホールディングス）が設立され、株式移転が実行された段階です。

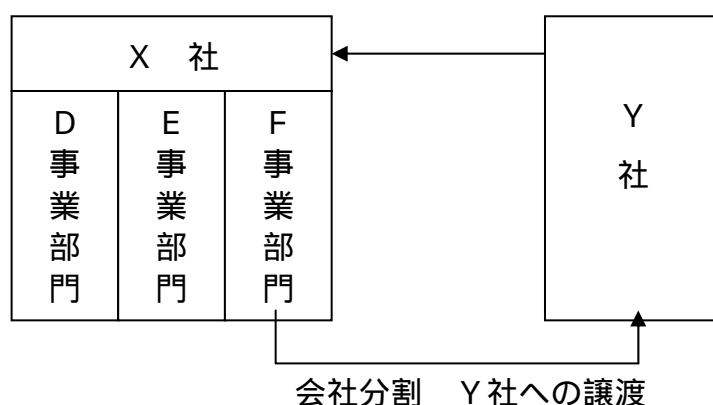
(2) 企業売却のための会社分割

(イ) 吸収・分社型分割の例

企業の一部を売却するためには、今までは営業譲渡の方法が使われましたが、営業譲渡は譲渡する資産・負債を時価で売買することになるため、含み益のある資産の売却により、課税上の問題が発生します。

会社分割のうち、吸収・分社型分割を利用した会社の一部門の売却では、

[例]

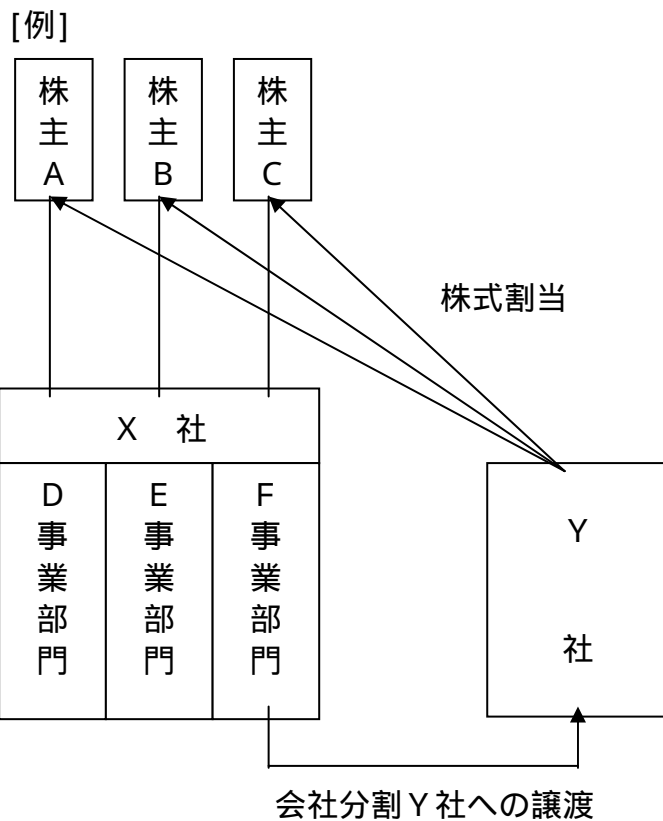


このようになり、X社はF事業部門をY社に譲渡するとともに、Y社の新株の割当を受けます。

実質的にはX社は、F事業部門をY社に営業譲渡したのと同じ効果を得ることになります。

(ロ) 吸収・分割型分割の例

吸収・分割型分割の場合は、(イ)の場合と違いY社の新株はX社に割当てられるのではなく、X社の株主に割当てられます。このため、X社の株主は直接Y社株を所有することになりますので、各株主がそれぞれ自分の意思でY社株の保有又は処分を決めて行うことができます。(イ)の分社型分割では、Y社の新株はX社に割当てられますので、X社株主は直接その保有又は処分にかかわることが難しいといえます。また、Y社としては、Y社の総発行済株式数に占める、F事業部門の買収の対価として発行した新株の割合が高い場合、分社型分割ではX社が主要株主として議決権を行使してくることになりますので、X社の株主に割当てをする分割型分割を選択するケースが多くなることが予想されます。



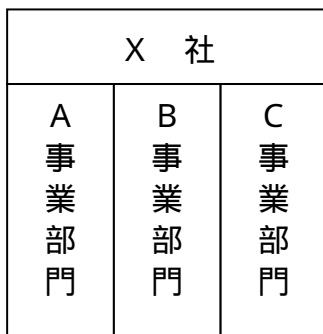
(八)新設・分社型分割の例

新設・分社型分割の場合、まず分割会社となる会社が事業部門の一部を分割し、新設会社を作ります。その新設会社の株式は、当該分割会社に割当てられます。次に、当該分割会社は新設会社を売却しますが、その場合に株式交換の制度を使って、売却を行うこともできます。

[例]

第一段階

会社分割実行前

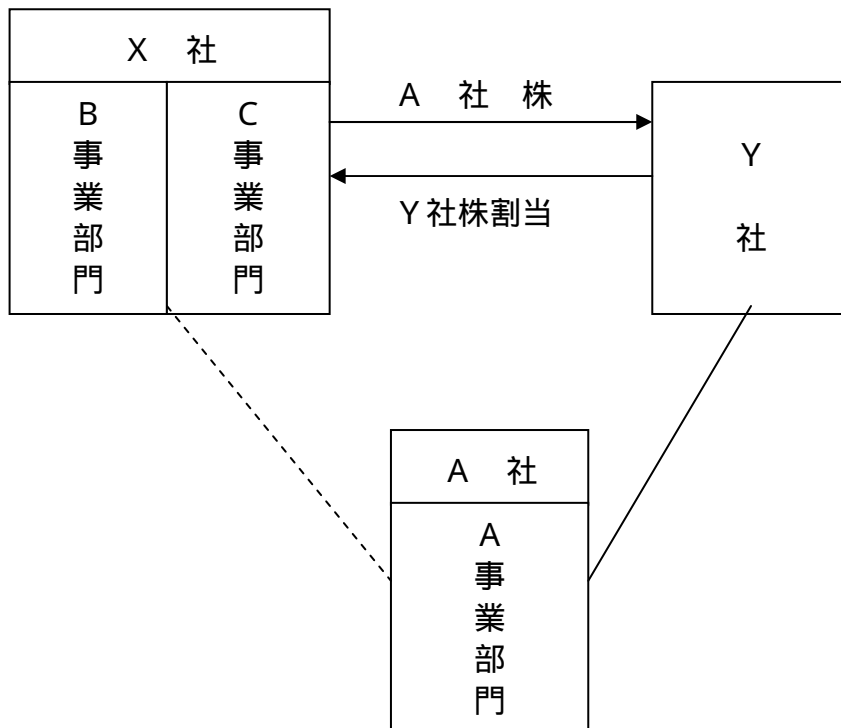


会社分割実行後



第二段階

会社分割実行後株式交換を行う



A社は、X社の完全子会社からY社の完全子会社になります。株式交換による手法以外に Y社がX社に金銭を払ってA社を買収する方法と、 Y社がA社を吸収合併しX社にY社株式を割当てする方法があります。

の金銭による買収の場合は、X社においてA社株譲渡に伴う課税の問題が発生します。

のY社によるA社の吸収合併の場合、合併比率、合併交付金、合併交付資産の関係により、Y社にA社資産の評価益に対する課税が生じたり、X社にみなし配当課税が生じたり清算所得課税が発生する可能性があります。このような課税関係を生じさせないためには、株式交換による手法が最適と考えられます。

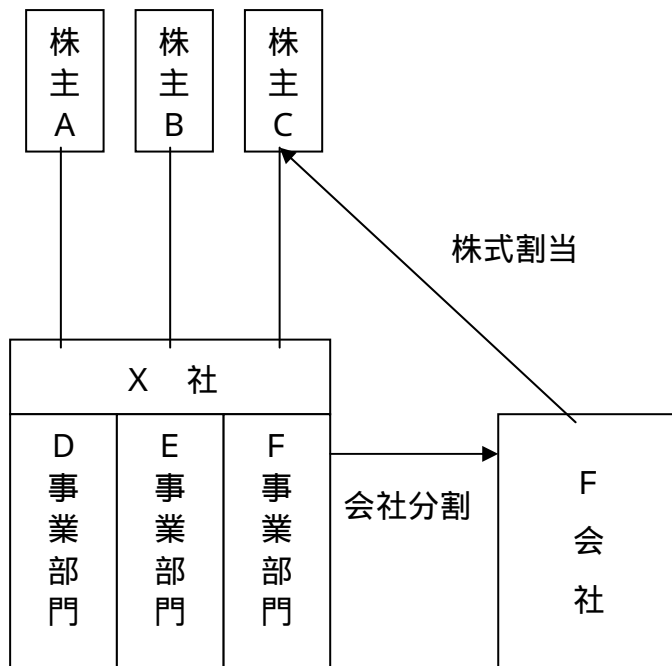
(3)事業承継のための会社分割

(イ)新設・分割型分割で非按分の例

会社が複数の部門を持つ場合、この会社を会社分割により複数の会社に分割します。新設・分割型分割で会社分割を行った場合、原則的には分割承継法人の株式が分割法人の株主の有する分割法人の株式の数の割合に応じて交付されます(これを按分型と呼びます)。

これに対して、分割承継法人の株式が分割法人の株式の数の割合に応じて交付されない場合を非按分型と呼び、事業承継の手法として利用できます。ただし、この非按分型のケースでは税務上の「非適格分割」となり、課税上の問題が生じます。

[例]



この株式割当の時に、株主Cにのみ全株式を割当てます。また、株主Cが持っているX社株式は全て消却します。

(ロ)吸収・分割型分割で非按分の例

上記(イ)の例で、株主Cが別の会社(G社とする)を所有する場合、F事業部門を分割するとともにG社に吸収させ、X社の株主CはG社株式の全株割当を受ける手法です。株主CのX社株式は全て消却します。

(4)企業価値を高めるための会社分割

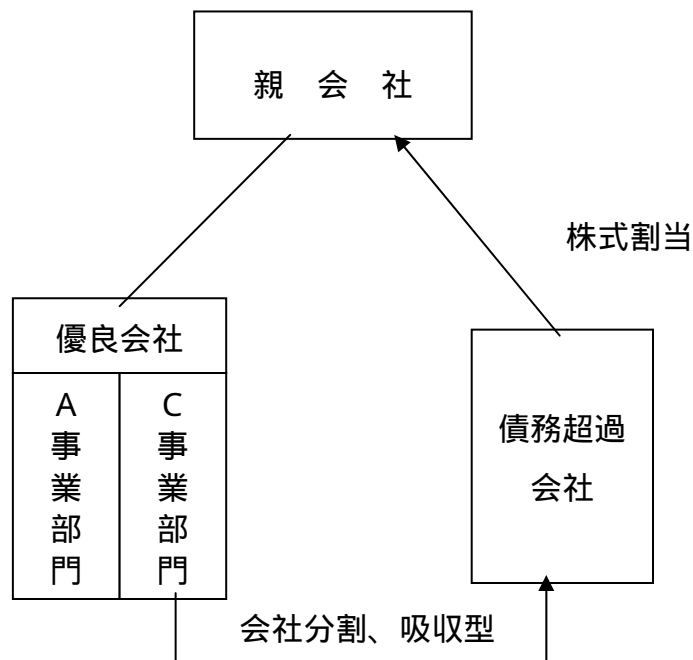
1つの会社が複数の事業部門を持っており、その株価が会社規模等のため割損になっている場合に、各部門を会社分割で独立させて複数の会社にした時に割損が解消され、トータルとしての会社の株式時価総額が増大することがあります。

(5)企業救済のための会社分割

企業グループ内に債務超過の会社があり、その会社の支援をグループ全体で考える時に、吸収・分割型分割の会社分割が利用できます。手順は、

グループ内の優良会社の一部門を会社分割し、当該債務超過会社に吸収させます。この結果、当該債務超過会社は収益源を得て、業績を回復し、債務超過を解消することができます。

グループ全体の親会社は当該債務超過会社の株式の割当を受けることとなりますが、債務超過会社の業績回復により、持株の価値が増大します。



(6) 合併会社解消のための会社分割

合併会社が初期の目的を達した場合とか、合併の一方が資金回収や事業撤退という目的で合併の解消を申し出るという問題が生じた場合、会社分割の手法によりその目的を達成することができます。

[例] 合併会社を解消して、一部の事業を単独で行う場合

合併会社が会社分割（新設・分割型分割）を行い、新設会社の株式を特定の株主（合併の一方の株主でA社とする）に割当てて、

他方A社が所有する合併会社の株式は、これをすべて消却する。

この結果、元の合併会社は事業を継続し、解消を申し出た株主は合併会社の一部を分割した会社の100%オーナーとなることができます。

(7) 独占禁止法の規則を回避するための会社分割

(イ) 寡占的状況を解消する場合

独占禁止法に定められた強制分割とは、大企業が一定の取引分野において独占的状态にあると認定された場合に、その大企業に対し、営業の一部の譲渡その他競争を回復させるために必要な措置を指します。私的独占や企業結合に対する排除措置命令の場合も、強制分割が考えられます。

公正取引委員会がこのような排除措置命令を下す場合、営業の一部の譲渡に加え、それに類似する会社分割の利用も許されるべきと思われます。営業の一部譲渡を受ける会社側の事情などにより、吸収分割を選択したにも場合も出てくるからです。

(ロ) 合併等の際に独占禁止法の規制に抵触する場合

会社が合併等の企業結合を行おうとする場合、両当事会社の取り扱う一部の商品の市場が、競争制限的であり、公正取引委員会から事前相談の過程等で問題とされる場合があります。このような場合、その問題の商品を取り扱う事業部門を営業譲渡して切り離すことにより、独占禁止法をクリアーします。今後は、会社分割の制度を用いて、公正取引委員会から問題視される事業部門を切り離したうえで企業結合を行うことも考えられます。

第2 新設分割の実務

1 新設分割の意義及び前提要件

(1) 新設分割・吸収分割

会社分割とは、1つの会社を2つ以上の会社に分ける制度です。会社分割の種類には、次のものがあります。

(イ) 新設分割

新設分割とは、分割をする会社（以下「分割会社」といいます）がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を、新しく設立した会社（以下「新設会社」といいます）に承継させる場合です（会社法2条30号）

(ロ) 吸収分割

吸収分割とは、分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を既存の会社（以下「承継会社」といいます）に承継させる場合です（会社法2条29号）

(2) 物的分割・人的分割

(イ) 物的分割（分社型分割）

会社分割の対価となる株式等が分割会社に交付される場合を、「物的分割」又は「分社型分割」と呼びます。

(ロ) 人的分割（分割型分割）

会社分割の対価となる株式等が分割会社の株主に交付される場合を「人的分割」又は「分割型分割」と呼びます。

(ハ) 新会社法における構成

新会社法は、上記（ロ）の人的分割について、対価はいったん分割会社に交付され、それが分割会社からその株主に剰余金として配当（金銭以外の場合には現物配当）されるものと構成しています。つまり、

$$\text{人的分割} = \text{物的分割} + \text{剰余金（現物）配当}$$

と構成しているのです。

その意味で、「新会社法における会社分割はすべて物的分割である」といえます。

(3) 会社分割の対象

(イ) 「事業」の意義

平成17年改正前商法の規定における「営業」の文言は、新会社法では「事業」という文言に置き換えられました。

しかし、これは用語の整理を行ったものにすぎません。平成17年改正前商法における「営業」概念の内容と新会社法における「事業」概念の内容は同じです。

「事業」概念の内容については、事業譲渡の制度における「事業」概念が参考になります。

最高裁判例（最判昭和40.9.22）によれば、事業譲渡とは、一定の事業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産の全部又は重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社はその譲渡の限度に応じ法律上当然に競業禁止義務を負うもの、ということになります。

(ロ)「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」の意義

平成17年改正前商法では、会社分割の対象は「営業の全部又は一部」と規定されていたことなどから、会社分割の対象はそれ自身が「営業」としての内容を備えている必要があるという見解も存在しました。

しかし、会社分割において承継されるものは、あくまで吸収分割契約や新設分割計画において定められた権利義務であり、それ以外の権利義務は承継されません。したがって、単に承継すべき営業を特定するだけでは、具体的に承継される権利義務の内容を特定することはできないといえます。

そこで、新会社法は、会社分割の対象は「事業」概念に縛られないものとするとし、会社分割の対象を「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」と規定しました(会社法2条30号及び同条31号)。新会社法は、会社分割の対象が「事業」としての内容を備えている必要があるとの解釈は採用しないこととしたのです(相澤哲=細川充「新会社法の解説(14)組織再編行為〔上〕」商事法務1752号5頁)。

(4)当事者

平成17年改正前商法では、分割会社、承継会社又は新設会社のいずれについても、株式会社又は有限会社に限定されていました。

新会社法では、会社分割をすることができる会社の種類の制限は、以下のとおりとなりました。

(イ)分割会社

株式会社・合同会社は、分割会社となることができます（会社法 757 条、同法 2 条 29 号、同法 762 条 1 項、同法 2 条 30 号）。

これに対し、合名会社・合資会社は、分割会社となることができません。

(ロ)承継会社・新設会社

株式会社・合同会社・合名会社・合資会社のすべての種類の会社が承継会社又は新設会社となることができます。

2 新設分割の手続

(1) 分割計画の作成

会社が新設分割をする場合、分割計画を作成しなければなりません（会社法 762 条・同法 763 条）。

この分割計画により、分割会社から新設会社へ承継される権利義務の内容、範囲等が特定されることとなります。

分割計画で定めなければならない事項は、以下のとおりです（会社法 763 条。分割会社が株式会社である場合）。

(イ) 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

(ロ) (イ) のほか、新設会社の定款で定める事項

(ハ) 新設会社の設立時取締役の氏名

(ニ) 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に応じて、当該(a)から(c)までに定める事項

(a) 新設会社が会計参与設置会社である場合

新設会社の設立時会計参与の氏名又は名称

(b) 新設会社が監査役設置会社である場合（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社である場合を含む）

新設会社の設立時監査役の氏名

(c) 新設会社が会計監査人設置会社である場合

新設会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

(ホ) 新設会社が新設分割により分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（分割会社の株式及び新株予約権に係る義務を除く）に関する事項

(ヘ) 新設会社が新設分割に際して分割会社に対して交付するその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

(ト) 2 以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、分割会社に対する（ヘ）の株式の割当てに関する事項

- (チ) 新設会社が新設分割に際して分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次の掲げる事項
- (a) 当該社債等が新設会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - (b) 当該社債等が新設会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - (c) 当該社債等が新設会社の新株予約権付社債等であるときは、当該新株予約権付社債についての(a)に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての(b)に規定する事項
- (リ)(チ)の場合において、2以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、分割会社に対する(チ)の社債等の割当てに関する事項
- (ヌ) 新設会社が新設分割に際して分割会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該新設会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項
- (a) 当該新設会社の新株予約権の交付を受ける分割会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「新設分割計画新株予約権」という）の内容
 - (b) 新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - (c) 新設分割計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- (ル)(ヌ)の場合には、新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対する(ヌ)の新設会社の新株予約権の割当てに関する事項
- (ヲ) 分割会社が新設会社の設立の日に次に掲げる行為をするときは、その旨
- (a) 全部取得条項付種類株式（会社法171条1項）の取得
 - (b) 剰余金の配当

(2) 事前の開示

分割会社において、新設分割計画その他法務省令事項を事前の開示し、株主及び会社債権者等の閲覧に供することが要求されています（会社法 803 条）。

(3) 株主総会における新設分割計画の承認

原則として、新設分割計画について、効力発生日の前日までに、各当事会社において株主総会の特別決議による承認を得ることが必要です（簡易手続による場合を除きます。会社法 804 条、同法 805 条）。

なお、新設分割では、略式手続は認められません。

(4) 株式買取請求権

反対株主や新株予約権者には公正な価格での買取請求権が認められます。（会社法 806 条乃至 809 条）。

(5) 会社債権者保護手続

分割会社は、会社債権者保護手続を実施しなければなりません（会社法 810 条）。

(6) 登記

新設分割をする場合は、新設会社の設立登記をしなければなりません（会社法 924 条）。

新設分割は新設会社の設立登記の日に効力が発生します（会社法 764 条 1 項）。

(7) 事後の開示

分割会社については会社法 811 条により、新設会社については会社法 815 条により、新設分割に関する一定の情報を開示する制度が設けられています。

開示する情報の具体的な内容は、法務省令で定められます。

3 新設分割の効果

(1) 会社の支配関係

分割会社は分割後も存続します。この点は合併と異なるところです。

分割により、新設会社が成立し、分割会社は新設会社の株主になります。

分割と同時に、又は分割後に、分割会社は交付を受けた対価（例えば新設会社の株式）を分割会社の株主に交付することができますが、これは剰余金の配当であり、一定の条件を満たす場合を除いて、剰余金配当規制に服します。

(2) 株式の交付と分割比率

分割によって新設会社に承継される資産（債務を含む）との関係で分割により交付される対価が定められ（「分割比率」といいます）、それに応じて分割会社に新設会社の株式等が交付されます。

承継会社の株式を交付する場合には、新株・自己株式のいずれを交付することも可能です。

吸収分割と異なり、新設分割では、対価の柔軟化は認められていません。もっとも、新設会社の株式に加えて、新設会社の社債、新株予約権、新株予約権付社債を交付することは可能です（会社法 753 条 1 項 8 号）。

(3) 事業に関して有する権利義務の移転

分割により、新設分割計画で定められた「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」を新設会社が承継します。

債務も債権者の同意がなくても原則として新設会社に移転します。

合併と異なり、分割会社は分割後も存続するので、資産の移転については第三者対抗要件の具備が必要です。

なお、分割により移転するものは実質的な資産であって、計算上の数字である資本金や準備金が移転するわけではありません。

4 簡易な新設分割

(1) 意義

簡易な新設分割とは、分割計画書について株主総会の承認を得ることを要しない新設分割をいいます。

法が、このような簡易な会社分割の手続を定めた趣旨は、企業再編の迅速性の観点からは、会社分割の手続を行っても、株主や債権者に不利益を生じる危険性が少ない場合には、手続を簡略化しようというにあります。

(2) 簡易な新設分割を許す要件

法は、新設会社が分割会社に対して分割に際して発行する株式の総数を割当てる場合において、分割会社から新設会社に承継される財産について、分割会社の会計帳簿に記載した価額の合計額が、分割会社の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の20分の1を超えないときは、分割会社の株主総会の承認を得ることを要しない旨を定めています（商法374条ノ6第1項）。

(イ) 物的分割の場合であること

上記の内容から明らかなように、簡易な新設分割は、新設会社の株式を分割会社が取得する物的分割の場合にのみ認められ、新設会社の株式を分割会社の株主が取得する人的分割の場合には認められません。これは、分割会社の株主は、新設会社についても株主となる以上、新設会社の定款の内容や取締役の誰になるかについて、重大な関心を持っており、これを無視して株主総会決議を省略することはできないと考えられるからです。

(ロ) 承継される資産が分割会社の資産の20分の1以下であること

更に上記のとおり、簡易な新設分割を行うには、新設会社に承継される財産の額が、分割会社の資産の合計額の20分の1を超えないことが必要です。承継される資産の額が大きくなると、分割会社の経営環境に重大な影響を与えることになるため、株主による監視が必要であって、株主総会の承認を省略することができないからです。尚、ここで問題になるのは、承継される資産の額であって、資産から債務を差引いた純資産の額ではありません。したがって、新設会社に承継される純資産額が、分割会社の資産の20分の1以下であっても、承継される資産額が20分の1を超える場合には、株主総会の承認が必要となり、簡易な新設分割は行えないこととなります。

(3) 手続の流れ

(イ) 分割計画書上の記載

簡易な新設分割においては、分割計画書に株主総会の承認を得ないで分割する旨の記載が必要です（商法 374 条ノ 6 第 2 項）。

(ロ) 分割計画書等の事前開示

分割計画書等の事前開示は、債務者保護手続である異議を申し出るべき旨の「公告又は催告の日のうち先の日」です（商法 374 条ノ 6 第 3 項）。通常の場合の会社分割における事前開示は、株主総会における承認の日を始期としますが、簡易な新設分割では株主総会を開かないため、このような始期を設けません。

(ハ) 債権者保護手続

分割会社は、分割計画書を作成した日から 2 週間以内に分割に異議のある債権者があれば、1 か月以上の一定期間内に申し出るべき旨を官報により公告し、且つ、知れたる債権者には各別に異議申出を催告することが必要です（商法 374 条ノ 6 第 3 項）。

簡易な新設分割においても、分割会社から新設会社への免責的債務引受などが生じるため、債権者の保護が必要となるからです。

異議のある債権者に対して、分割会社は、弁済、担保提供、財産の信託のいずれかを行います（商法 374 条ノ 20 第 2 項、同法 100 条 3 項）。

(ニ) 分割の登記

会社の分割が終了したとき（登記以外の分割手続が終了したときであって、債権者保護手続が終了していることを要する）は、本店所在地においては 2 週間以内、支店所在地においては 3 週間以内に分割会社について発行済株式数、資本の額等の変更登記を、又、新設会社については設立登記（商法 188 条）をすることが必要です（商法 374 条ノ 8 第 1 項）。これを怠ると、100 万円以下の過料の制裁があります（商法 498 条 1 項 1 号）。

(ホ) 事後開示

簡易な新設分割においても、分割会社の取締役は、事後開示の手続を行います。

(a) 商法 374 条の 4 に規定する債権者保護手続の経過、(b) 分割の日、(c) 新設会社が分割会社から承継した権利義務ならびに財産の価額および債務の額、(d) その他の分割に関する事項を記載した書面を分割の日から 6 か月間本店に備え置くこと

が必要です (商法 374 条ノ 11 第 1 項)。備置きを怠り、又は記載すべき事項を記載せず、あるいは不実の記載をしたときは、100 万円以下の過料の制裁があります (商法 498 条 1 項 19 号、20 号)。

(ヘ)簡易な新設分割において省略される手続

簡易な新設分割は、分割会社の株主が新設会社の株式を取得しない物的分割の場合にのみ許され、分割会社の株主総会は開催されません。したがって、通常の新設分割におけるような、株主総会招集の手続は必要ありません。又、簡易な新設分割は物的分割のみが認められ、分割会社の株主は、新設会社の株式を取得しませんから、人的分割を前提とする分割の公告や、株主、債権者に対する通知も発生する余地はありません。又、反対派株主による株式買取請求権もありません (商法 374 条ノ 6 第 3 項)。

5 新設分割無効の訴え

新設分割につき、その手続もしくは内容に瑕疵がある場合、一旦実行された新設分割を無効とすると、利害関係人に重大な影響が生じます。そこで、新設分割の無効の主張については、法的安定性の見地から、「新設分割無効の訴え」の制度が設けられ、主張方法、提訴期間、提訴権者等に以下のとおり一定の制限が加えられています。

(1) 手続

新設分割無効の訴えは、効力発生日から6か月内に提起しなければなりません（会社法 828 条 1 項 10 号）。ただし、株主総会決議の取消事由に基づくときは、決議後3か月以内に限定されています（会社法 831 条 1 項参照）。

新設分割無効の訴えは、当該行為の効力が生じた日において新設分割をする会社の株主等若しくは社員等であった者又は新設分割をする会社若しくは新設分割により設立する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは新設分割について承認をしなかった債権に限り提訴することができます（会社法 828 条 2 項 10 号）。

また、専属管轄、担保提供命令、弁論等の併合、原告が敗訴した場合に悪意又は重過失があったときの賠償責任について特別の規定がおかれています（会社法 835 条乃至 837 条、同法 846 条）。

(2) 判決の効力

新設分割を無効とする判決は第三者にもその効力が及び（会社法 838 条）また、将来に向かってのみその効力を生じることとされています（会社法 839 条）。

第3 吸収分割の実務

1 吸収分割の意義及び前提要件

(1) 新設分割・吸収分割

会社分割とは、1つの会社を2つ以上の会社に分ける制度です。会社分割の種類には、次のものがあります。

(イ) 新設分割

新設分割とは、分割をする会社（以下「分割会社」といいます）がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を、新しく設立した会社（以下「新設会社」といいます）に承継させる場合です（会社法2条30号）

(ロ) 吸収分割

吸収分割とは、分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を既存の会社（以下「承継会社」といいます）に承継させる場合です（会社法2条29号）

(2) 物的分割・人的分割

(イ) 物的分割（分社型分割）

会社分割の対価となる株式等が分割会社に交付される場合を、「物的分割」又は「分社型分割」と呼びます。

(ロ) 人的分割（分割型分割）

会社分割の対価となる株式等が分割会社の株主に交付される場合を「人的分割」又は「分割型分割」と呼びます。

(ハ) 新会社法における構成

新会社法は、上記（ロ）の人的分割の場合には、対価はいったん分割会社に交付され、それが分割会社からその株主に剰余金として配当（金銭以外の場合には現物配当）されるものと構成しています。つまり、

$$\text{人的分割} = \text{物的分割} + \text{剰余金（現物）配当}$$

と構成しているのです。

その意味で、「新会社法における会社分割はすべて物的分割である」といえます。

(3) 会社分割の対象

(イ) 「事業」の意義

平成17年改正前商法の規定における「営業」の文言は、新会社法では「事業」という文言に置き換えられました。

しかし、これは用語の整理を行ったものにすぎません。平成17年改正前商法における「営業」概念の内容と新会社法における「事業」概念の内容は同じです。

「事業」概念の内容については、事業譲渡の制度における「事業」概念が参考になります。

最高裁判例（最判昭和40.9.22）によれば、事業譲渡とは、一定の事業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産の全部又は重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社はその譲渡の限度に応じ法律上当然に競業禁止義務を負うもの、ということになります。

(ロ)「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」の意義

平成17年改正前商法では、会社分割の対象は「営業の全部又は一部」と規定されていたことなどから、会社分割の対象はそれ自身が「営業」としての内容を備えている必要があるという見解も存在しました。

しかし、会社分割において承継されるものは、あくまで吸収分割契約や新設分割計画において定められた権利義務であり、それ以外の権利義務は承継されません。したがって、単に承継すべき営業を特定するだけでは、具体的に承継される権利義務の内容を特定することはできないといえます。

そこで、新会社法は、会社分割の対象は「事業」概念に縛られないものとするとし、会社分割の対象を「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」と規定しました(会社法2条30号及び同条31号)。新会社法は、会社分割の対象が「事業」としての内容を備えている必要があるとの解釈は採用しないこととしたのです(相澤哲=細川充「新会社法の解説(14)組織再編行為〔上〕」商事法務1752号5頁)。

(4)当事者

平成17年改正前商法では、分割会社、承継会社又は新設会社のいずれについても、株式会社又は有限会社に限定されていました。

新会社法では、会社分割をすることができる会社の種類の制限は、以下のとおりとなりました。

(イ)分割会社

株式会社・合同会社は、分割会社となることができます（会社法 757 条、同法 2 条 29 号、同法 762 条 1 項、同法 2 条 30 号）。

これに対し、合名会社・合資会社は、分割会社となることができません。

(ロ)承継会社・新設会社

株式会社・合同会社・合名会社・合資会社のすべての種類の会社が承継会社又は新設会社となることができます。

2 吸収分割の手続

(1) 吸収分割契約の作成

会社が吸収分割をする場合、吸収分割契約を作成しなければなりません（会社法 757 条・同法 758 条）。

この吸収分割契約により、分割会社から承継会社へ承継される権利義務の内容、範囲等が特定されることとなります。

吸収分割契約で定めなければならない事項は、以下のとおりです（会社法 758 条。分割会社が株式会社である場合）。

(イ) 分割会社及び承継会社の商号及び住所

(ロ) 承継会社が分割により分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（分割会社及び承継会社の株式並びに分割会社の新株予約権に係る義務を除く）に関する事項

(ハ) 分割により分割会社又は承継会社の株式を承継会社に承継させるときは、当該株式に関する事項

(ニ) 承継会社が吸収分割に際して分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

(a) 当該金銭等が承継会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

(b) 当該金銭等が承継会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

(c) 当該金銭等が承継会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(d) 当該金銭等が承継会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についての(b)に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての(c)に規定する事項

(e) 当該金銭等が承継会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

(ホ) 承継会社が吸収分割に際して分割会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該承継会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

(a) 当該承継会社の新株予約権の交付を受ける分割会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「吸収分割契約新株予約権」という）の内容

(b) 吸収分割契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する承継会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(c) 吸収分割契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、承継会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

(ヘ)(ホ)の場合には、吸収分割契約新株予約権の新株予約権者に対する(ホ)の承継会社の新株予約権の割当てに関する事項

(ト) 吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）

(チ) 分割会社が効力発生日に次に掲げる行為をするときは、その旨

(a) 全部取得条項付種類株式（会社法 171 条 1 項）の取得

(b) 剰余金の配当

(2) 事前の開示

各当事会社において、吸収分割契約その他法務省令事項を事前に開示し、株主及び会社債権者等の閲覧に供することが要求されています（会社法 782 条、同法 794 条）。

(3) 株主総会における吸収分割契約の承認

原則として、新設分割計画について、効力発生日の前日までに、各当事会社において株主総会の特別決議による承認を得ることが必要です（会社法 783 条、同法 784 条、同法 795 条、同法 796 条）。

(4) 株式買取請求権

反対株主や新株予約権者には公正な価格での買取請求権が認められます（会社法 785 条乃至 788 条、同法 797 条・798 条）。

(5) 会社債権者保護手続

各当事会社は、会社債権者保護手続を実施しなければなりません（会社法 789 条、同法 799 条）。

(6)効力発生

吸収分割は、吸収分割契約で定めた効力発生日に効力が発生します（会社法 759 条 1 項）。

(7)事後の開示

分割会社については会社法 791 条により、承継会社については会社法 801 条により、吸収分割に関する一定の情報を開示する制度が設けられています。

開示する情報の具体的な内容は、法務省令で定められます。

3 吸収分割の効果

(1)対価柔軟化

平成17年改正前商法では、吸収分割に際して分割会社の株主に対して交付される財産は、原則として、承継会社の株式に限定されることを各種の規律が設けられていました。

しかし、近年、事業の再構築の必要性の高まり等を背景として、経済界を中心として、金銭その他の財産をもその対価とすることができるようになり、いわゆる三角合併やキャッシュ・アウト・マージャー等の選択肢を増やしたいという要望が強くなっています。

新会社法は、このような状況を踏まえて、吸収合併における存続会社や吸収分割における承継会社の株式を交付することなく、金銭その他の財産を交付することや、対価を交付しないことができることとしています。これを「対価柔軟化」といいます。

(2)会社の支配関係

分割会社は分割後も存続します。この点は合併と異なるところです。

典型的には、分割により、承継会社の新株その他の財産が分割会社に交付され、分割会社が承継会社の株式の交付を受けた場合は、分割会社は承継会社の株主となります。

分割と同時に、又は分割後に、分割会社は交付を受けた対価（例えば承継会社の株式）を分割会社の株主に交付することができますが、これは剰余金の配当であり、一定の条件を満たす場合を除いて、剰余金配当規制に服します。

(3)株式の交付と分割比率

分割によって承継会社に承継される資産（債務を含む）との関係で分割により交付される対価が定められ（「分割比率」といいます）、それに応じて分割会社に承継会社の株式等が交付されます。

承継会社の株式を交付する場合には、新株・自己株式のいずれを交付することも可能です。

(4)事業に関して有する権利義務の移転

分割により、吸収分割契約で定められた「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」を承継会社が承継します。

債務も債権者の同意がなくても原則として承継会社に移転します。

合併と異なり、分割会社は分割後も存続するので、資産の移転については第三者対抗要件の具備が必要です。

なお、分割により移転するものは実質的な資産であって、計算上の数字である資本金や準備金が移転するわけではありません。

4 簡易な吸収分割

(1) 意義

新設分割におけると同様、吸収分割についても簡易な分割手続が設けられています。ただ、新設分割は、分割会社が分割計画書を作成して、株主総会の承認を得るか否かが問題となるのに対し、吸収分割では、分割会社と承継会社の間で分割契約書が作成され、双方の株主総会で承認されるのが原則です。

したがって、簡易な吸収分割においては、いずれの会社において株主総会の承認を省略するかという観点から、「分割会社における簡易な吸収分割」と「承継会社における簡易な吸収分割」を考えることができます。

そして、分割会社の側から見ると、その営業部門を切り離すという点で、新設分割も吸収分割も同じであり、切り離された営業部門が新設会社となるか、既存の会社に吸収されるかが違うだけです。そこで、「分割会社における簡易な吸収分割」は、要件、手続とも簡易な新設分割と共通です。即ち、物的分割において、分割会社から承継会社に移転する資産が、分割会社の資産の 20 分の 1 以下である場合にのみ、株主総会の承認を得ることを省略できます（商法 374 条ノ 22 第 1 項）。手続については、簡易な新設分割の解説を参照して下さい。

(2) 承継会社における簡易な吸収分割の要件

次に、承継会社における簡易な吸収分割について、法は、承継会社が分割に際して発行する新株の総数が、承継会社の発行済み株式総数の 20 分の 1 を超えず、且つ、分割会社又は分割会社の株主に支払いをなすべき金額（分割交付金）を定めた場合においては、その金額が最終の貸借対照表により承継会社に現存する純資産の 50 分の 1 を超えないときは、承継会社は、株主総会による承認を得る必要はない旨定めています（商法 374 条ノ 23 第 1 項）。

(イ) 人的分割を排除しないこと

法の定めは、承継会社が発行する株式又は承継会社が支払う分割交付金について、それが分割会社が取得するか、分割会社の株主が取得するかについて、区別を設けていません。つまり、「承継会社における簡易な吸収分割」は、人的分割の場合にも行えます。

(ロ)承継会社の発行する新株が発行済み株式総数の20分の1以下であること

簡易な新設分割及び分割会社における簡易な吸収分割では、株主総会の承認を省略できるか否かは、分割会社から切り離されて移転する資産の額によって決まりました。これに対し、承継会社における簡易な吸収分割は、上記のとおり承継会社が発行する株式数又は承継会社が支払う分割交付金の額が基準となります。

「承継会社における簡易な吸収分割」は、承継会社が分割に際して発行する新株の総数が、承継会社の発行済株式総数の20分の1を超えないことが必要です。

承継会社が取得する資産が、承継会社の規模に対して小さいものであれば、経営環境にとって特に大きな変動があるとはいえませんから、企業再編の迅速性を優先させ、承継会社の経営陣に判断を委ね、株主総会の承認を省略することを許すものです。

なお、承継会社が分割に際し、新株の発行にかえて所有する自己株式を分割会社または分割会社の株主に移転する場合には、その株式は分割に際して発行する株式と見做して株数を計算し、株主総会の承認を省略できるか否かを判断することになります(商法374条ノ23第2項)。

(ハ)承継会社の支払う分割交付金が純資産の50分の1以下であること

承継会社が分割会社または分割会社の株主に対し、分割交付金を支払うことを決めた場合、簡易な吸収分割の手続を利用するには、その金額が最終の貸借対照表により承継会社に現存する純資産の50分の1を超えないことが必要です。分割交付金が多額であれば、承継会社の資産にとって重大な変動ですから、株主による監視が必要であり、株主総会による承認は省略できないのです。

(ニ)反対株主が発行済株式総数の6分の1未満であること

「承継会社における簡易な吸収分割」は、株式買取請求権の前提としての書面による「反対の意思の通知」をした株主が、承継会社の発行済株式総数の6分の1未満の場合でなくてはすることができません(商法374条ノ23第8項、5項)。

反対の意思の通知が発行済株式総数の6分の1以上となった場合に、吸収分割をしようとする場合は、改めて株主総会を開催して分割に対する承認を要することになり、簡易な吸収分割の手続は使えません。

(3) 承継会社における簡易な吸収分割の手続の流れ

(イ) 分割契約書上の記載

簡易な吸収分割においては、分割契約書に株主総会の承認を得ないで分割する旨を記載することが必要です（商法 374 条ノ 23 第 3 項）。尚、吸収分割に際して、承継会社の定款変更や取締役の変更をする場合には、別途株主総会の承認が必要であり、分割契約書に記載して簡易な吸収分割の手続に含めて済ませることはできません。

(ロ) 分割契約書等の事前開示

分割契約書作成後、分割契約書等の事前開示が必要となります。その始期は、債権者保護手続たる異議を申し述べるべき旨の公告又は催告（商法 374 条ノ 20 第 1 項）の日と会社分割の公告又は株主に対する通知（商法 374 条ノ 23 第 4 項）の日のうち早い方です（商法 374 条ノ 23 第 9 項）。事前開示において備え置くべき貸借対照表は、この「公告、催告又は通知の日のうち最初の日」の前 6 か月以内に作成されたものでなくてはなりません（商法 374 条ノ 23 第 9 項）。

(ハ) 株主の株式買取請求権

「承継会社における簡易な吸収分割」においては、通常の吸収分割と同様、反対株主による株式買取請求権が認められています（商法 374 条ノ 23 第 5 乃至 7 項）。これは、承継会社が分割に際し発行する株式が、少なくとも経営判断の誤りにより株主に損害が生じると考える株主を救済するためです。即ち、承継会社は分割契約書を作成した日より 2 週間以内に、分割をなす会社の商号および本店、分割をなすべき時期ならびに株主総会の承認を得ないで分割をする旨を公告し、または株主に通知します（商法 374 条ノ 23 第 4 項）。そして、会社分割は望ましくないとする株主は、2 週間以内に書面をもって反対の意思を通知し、その 2 週間経過後 20 日以内に書面をもって自己の有する株式を買い取るべき旨を請求できます（商法 374 条ノ 23 第 5 項、6 項）。株式買取請求に関する手続の進め方については、商法 245 条ノ 2、同法 245 条ノ 3 第 2 項乃至 6 項及び同法 245 条ノ 4 の規定に従うことになります（商法 374 条ノ 23 第 7 項）。

(ニ) 債権者保護手続

承継会社は、分割契約書を作成した日から 2 週間以内に債権者に対して異議申出の公告または催告を行わなければなりません（商法 374 条ノ 23 第 9 項）。

異議のある債権者に対しては、承継会社が弁済、担保提供、財産の信託のいずれかを行います（商法 374 条ノ 20 第 2 項、同法 100 条 3 項）。

(ホ)分割の登記

会社の分割について、登記以外の手続が終了したときは、分割会社および承継会社の双方で、本店所在地においては 2 週間以内、支店所在地においては 3 週間以内に変更の登記をします（商法 374 条ノ 24）。これを怠ると、100 万円以下の過料が科されます（商法 498 条 1 項 1 号）。

5 吸収分割無効の訴え

吸収分割につき、その手続もしくは内容に瑕疵がある場合、一旦実行された吸収分割を無効とすると、利害関係人に重大な影響が生じます。そこで、吸収分割の無効の主張については、法的安定性の見地から、「吸収分割無効の訴え」の制度が設けられ、主張方法、提訴期間、提訴権者等に以下のとおり一定の制限が加えられています。

(1)手続

吸収分割無効の訴えは、効力発生日から6か月内に提起しなければなりません（会社法 828 条 1 項 9 号）。ただし、株主総会決議の取消事由に基づくときは、決議後3か月以内に限定されています（会社法 831 条 1 項参照）。

吸収分割無効の訴えは、吸収分割の効力が生じた日において吸収分割契約をした会社の株主等若しくは社員等であった者又は吸収分割契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは吸収分割について承認をしなかった債権者に限り提訴することができます（会社法 828 条 2 項 9 号）。

また、専属管轄、担保提供命令、弁論等の併合、原告が敗訴した場合に悪意又は重過失があったときの賠償責任について特別の規定がおかれています（会社法 835 条乃至 837 条、同法 846 条）。

(2)判決の効力

吸収分割を無効とする判決は第三者にもその効力が及び（会社法 838 条）また、将来に向かってのみその効力を生じることとされています（会社法 839 条）。

第4 会社分割の税制と会計処理

1 会社分割の税制

(1) 適格組織再編税制の概要

平成 13 年度の税制改正においては、企業が組織再編した場合に、法人や株主に対する課税を実体に合わせて行うように法整備が行われました。その概要は以下のとおりとなります。

(イ) 法人に対する課税の取扱い

(a) 移転資産等の譲渡損益の取扱い

法人が分割等の「組織再編」によりその有する資産等を他に移転した場合には原則としてその移転資産等は時価により移転したものと譲渡損益が認識されることとなります。しかし、「組織再編」により資産等が移転されても、その移転資産等に対する支配が継続している場合など一定の要件を満たす場合には、税法上「適格組織再編」として、移転資産等はその帳簿価額により移転されたものとして譲渡損益の計上は繰り延べられることとなります。

なお、「適格組織再編」となる会社分割（以下「適格分割」といい「適格分割型分割」と「適格分社型分割」にそれぞれ分かれます。）とは次のいずれかに該当することが要件とされます。

ただし、分割に伴って分割承継法人の株式のみが交付され、かつ、分割型分割（人的分割）にあつては、分割法人に対する持株の割合に応じて分割承継法人の株式が交付されるものに限ります。

1) 企業グループ内の組織再編成

イ. 完全支配関係がある法人間で行う分割

次のいずれかに該当する分割をいいます。

a. 分割前に、分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の 100% を直接又は間接に保有する関係があり、かつ、分割後に、分割法人と分割承継法人との間に当事者間の完全支配関係が継続することが見込まれている場合の分割（b. に該当するものを除きます。）

b.分割前に、分割法人と分割承継法人との間に同一の者によってそれぞれの法人の発行済株式等の100%を直接又は間接に保有される関係があり、かつ、分割後に、同一者による完全支配関係が継続することが見込まれている場合の分割

ロ.支配関係にある法人間で行う分割（イ.に該当するものを除きます。）

次のa.又はb.のいずれかの分割のうち、あ～うの要件に該当するものがこれに該当します。

a.分割前に、分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の50%超の株式を直接又は間接に保有する関係があり、かつ、分割後に、分割法人と分割承継法人との間に当事者間の支配関係が継続することが見込まれている場合の分割（b.に該当するものを除きます。）

b.分割前に、分割法人と分割承継法人との間に同一の者によってそれぞれの法人の発行済株式等の50%超の株式を直接又は間接に保有される関係があり、かつ、分割後に、同一者による支配関係が継続することが見込まれている場合の分割

あ.分割により分割事業に係る主要な資産等が分割承継法人に移転していること。

い.分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね80%以上の者が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。

う.分割事業が分割後に分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること。

2)共同事業を営むための分割

上記1)の分割以外の分割で、次のイ.からへ.要件のすべてに該当するものをいいます。（分割型分割に係る分割法人の株主等が50人以上である場合には、この要件からへ.が除かれます。）

イ.分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業（分割承継法人の分割前に営む事業のうちのいずれかの事業）とが相互に関連するものであること。

ロ. 分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業（分割事業と関連する事業に限られます。）のそれぞれの売上金額、従業者の数若しくはこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね5倍を超えないこと又は分割前の分割法人の役員等のいずれかと分割承継法人の特定役員の内いずれかが分割後に分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること。

この役員等とは、役員又は社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役に準ずる者で法人の経営に従事している者をいいます。

ハ. 分割により分割法人の分割事業に係る主要な資産等が分割承継法人に移転すること。

ニ. 分割法人の分割の直前の分割事業に係る従業員のおおむね80%以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。

ホ. 分割法人の分割事業（分割承継法人の分割承継事業と関連する事業に限られます。）が分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること。

ヘ. 分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式の全部を継続して保有することが見込まれていること（分割型分割の場合には、分割の直前の分割法人の株主等で分割により交付を受ける分割承継法人の株式の全部を継続して保有することが見込まれる者が有する分割法人の株式の数の合計数が分割法人の発行済株式等の80%以上であること）。

この場合の株式及び発行済株式等から議決権のないものが除かれます。

(b) 資本の部の取扱い

1) 分割型分割

適格分割型分割の場合には、分割法人の利益積立金額の一部が分割承継法人に引き継がれるとともに、分割法人の移転した資産及び負債等の簿価純資産価額から当該引き継がれた利益積立金及び分割により減少した資本金額を控除した金額を資本積立金から減少させます。一方、非適格分割型分割の場合には、利益積立金額の引き継ぎは行われません。

2) 分社型分割

適格分社型分割の場合には、分割承継法人は、移転受けた資産及び負債の簿価純資産価額から分割により増加した資本金額等を減算した金額を資本積立金

額とすることとなります。なお、分社型分割においては、利益積立金額の引き継ぎは行われません。

(ロ)株主等における課税の取扱い

(a)みなし配当課税

分割型分割による金銭その他の資産の交付については、基本的に合併による金銭等の交付と同様に取り扱われており、分割法人の株主等はその分割型分割が非適格分割である場合には、交付を受けた金銭等の額のうち一定の金額を超える部分の金額についてはみなし配当とされます。なお、金銭等の交付が行われない場合には、みなし配当課税は行われません。

(b)旧株式の譲渡損益

適格分割型分割により、分割法人の株主が分割承継法人の株式のみ交付を受けた場合には、旧株式（分割法人の株式）は帳簿価値による譲渡を行ったものとして譲渡損益の計上が繰り延べられます。

(ハ)その他引当金等の取扱い

組織再編が行われた場合における各種引当金等の取扱いについては、基本的には、その組織再編が税法上適格組織再編である場合には、その引き継ぎが行われ、他方非適格組織再編である場合には、その引き継ぎは出来ないこととなります。

(2)適格分割が行われた場合の取扱い

(イ)分割法人における取扱い

(a)移転資産等の譲渡損益

1)適格分割型分割（適格人的分割）

適格分割型分割により分割法人が分割承継法人に資産及び負債の移転を行なった場合には、当該移転資産等の分割前事業年度終了の時の帳簿価額による引き継ぎをしたものとして、移転資産等の譲渡損益の計上が繰り延べられることとなります。

この場合において、分割法人は、資産等の移転の対価として分割承継法人の株式を移転資産等の簿価純資産価額に相当する金額により取得し、直ちにこれを分割法人の株主等に交付したものとされます。

2)適格分社型分割（適格物的分割）

適格分社型分割により分割法人が分割承継法人に資産及び負債の移転を行った場合には、当該移転資産等の適格分社型分割の直前の帳簿価額による譲渡があったものとして移転資産等の譲渡損益の計上が繰り延べられることとなります。

(b)資本の部の金額の取扱い

1)適格分割型分割（適格人的分割）

適格分割型分割の場合には、分割法人の利益積立金額の一部が分割承継法人に引き継がれ、分割承継法人に移転する資産及び負債の分割の日の前日の属する事業年度末の簿価純資産価額から分割承継法人に引き継がれる利益積立金及び分割により減少した資本金額を控除した金額を分割法人の資本積立金から減少させます。

2)適格分社型分割（適格物的分割）

分社型分割の場合には、分割法人においては、資産及び負債の移転を行い、その対価として分割承継法人の株式等を取得することから、利益積立金額の引き継ぎは行われません。

(c)欠損金の繰越控除

合併類似適格分割型分割が行われた場合において、分割法人の当該分割の日前5年以内に開始した各事業年度（前5年内事業年度）において生じた欠損金額（未処理欠損金額）があるときは、当該未処理欠損金額は分割承継法人の前5年内事業年度開始の日の属する各事業年度に生じた欠損金とみなして分割事業年度以後の各事業年度において繰越控除することとなります。

したがって、合併類似適格分割型分割が行われた場合に分割法人における分割の日の属する事業年度以後の各事業年度における未処理欠損金額の繰越控除については、当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額はないものとされます。

なお、合併類似適格分割型分割とは、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいいます。

- ・ 分割法人の分割型分割前に営む主要な事業が分割承継法人において分割型分割後に引き続き営まれることが見込まれていること。
 - ・ 分割法人の分割型分割の直前に有する資産及び負債の全部が分割承継法人に移転すること。
 - ・ 分割法人を分割型分割後直ちに解散することが分割型分割の日までに分割法人の株主総会又は社員総会において決議されていること。
- 平成 16 年度の税制改正によると、平成 13 年 4 月 1 日以降開始事業年度で生じた青色欠損金の繰越控除期間が 5 年から 7 年へと延長されました。これに伴い当該規定についても、同様の改正がされるものと予想されます（以下、欠損金の繰越控除の取扱いについて同じ）。

(ロ) 分割承継法人の取扱い

(a) 移転を受けた資産等の取扱い

1) 適格分割型分割

適格分割型分割により分割法人が分割承継法人に資産及び負債の移転を行った場合には、当該移転資産等の分割事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、移転資産等の譲渡損益の計上が繰り延べられることとなります。

この場合において、分割承継法人における分割法人からの資産等の引継価額は、分割法人におけるその資産等の帳簿価額となります。

2) 適格分社型分割

適格分社型分割により分割法人が分割承継法人に資産等の移転を行った場合には、当該移転資産等の適格分社型分割の直前の帳簿価額による譲渡があったものとして、移転資産等の譲渡損益の計上が繰り延べられることとなります。

この場合において、適格分社型分割により分割法人が分割承継法人に資産等の移転を行った場合の分割承継法人における分割法人からの資産等の取得価額は、分割法人におけるその資産等の帳簿価額に相当する金額（取得費用がある場合にはその取得費用を加算した金額）となります。

(b) 資本の部の取扱い

1) 適格分割型分割

適格分割型分割の場合、分割承継法人が移転を受けた資産及び負債の分割の日の前日の属する事業年度末の簿価純資産価額から、分割により増加した資本金額及び交付した自己株式の帳簿価額ならびに分割法人から引継を受けた利益積立金額を控除した金額の合計額を、分割承継法人の資本積立金額とします。

2) 適格分社型分割

適格分社型分割の場合、分割承継法人が移転を受けた資産及び負債の分社型分割直前の簿価純資産価額から、分割により増加した資本金額及び交付した自己株式の帳簿価額を控除した金額の合計額を、分割承継法人の資本積立金額とします。

なお、分社型分割においては、利益積立金額の引き継ぎは行われません。

(c) 欠損金の繰越控除

合併類似適格分割型分割が行われた場合において、分割法人の当該分割の日前5年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額（未処理欠損金額）があるときは、当該未処理欠損金額は分割承継法人の前5年内事業年度開始の日の属する各事業年度に生じた欠損金とみなして分割事業年度以後の各事業年度において繰越控除することとなります。

なお、合併類似適格分割型分割とは、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいいます。

- ・ 分割法人の分割型分割前に営む主要な事業が分割承継法人において分割型分割後に引き続き営まれることが見込まれていること。
- ・ 分割法人の分割型分割の直前に有する資産及び負債の全部が分割承継法人に移転すること。
- ・ 分割法人を分割型分割後直ちに解散することが分割型分割の日までに分割法人の株主総会又は社員総会において決議されていること。

(d) 代用自己株を交付する場合

分割に際し分割承継法人は新株の発行に代えて、自己株式を分割法人又は分割法人の株主に交付することが商法上認められています（代用自己株式）。

この場合、分割承継法人は当該自己株式を帳簿価額により譲渡したものとして譲渡損益は認識されないこととなります。

(3)非適格分割が行われた場合の取扱い

(イ)分割法人における取扱い

(a)移転資産等の譲渡損益

非適格分割（分割型分割・分社型分割）により分割法人が分割承継法人に資産等の移転を行った場合には、当該移転した資産等の分割の時の価額（時価）による譲渡があったものとして、移転資産等の譲渡損益の計算を行います。

この場合において、非適格分割型分割により資産等を移転した分割法人は、分割承継法人から新株等をその時の価額により取得し、直ちに当該新株等を分割法人の株主等へ交付したものととなります。

(b)資本の部の取扱い

1)非適格分割型分割

非適格分割型分割の場合には、分割により移転した分割の日の属する事業年度終了の時の資産及び負債の時価純資産価額相当額が分割法人の資本の部の減少額となります。

なお、非適格分割の場合には利益積立金の引き継ぎはされません。

2)非適格分社型分割

非適格分社型分割の場合には、分割法人においては時価により資産及び負債を分割承継法人に移転し、その対価として分割承継法人の株式の交付を受けることから、資本の部の変動はありません。

(c)欠損金の繰越控除

非適格分割により分割が行われた場合には、分割法人の分割の日前5年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は、分割承継法人には引き継がれません。

(ロ)分割承継法人における取扱い

(a)移転を受けた資産等の取扱い

非適格分割（分割型分割・分社型分割）により分割法人が分割承継法人に資産及び負債の移転を行った場合には、当該移転した資産等の分割の時の価額（時価）による譲渡があったものとして、移転資産等の譲渡損益の計算を行います。

したがって、この場合の分割承継法人における分割法人からの移転資産等の取得価額は時価により計上することとなります。

(b) 資本の部の取扱い

非適格分割（分割型・分社型）の場合には、分割により移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額から、分割により増加した資本金額及び分割交付した自己株式の価額ならびに分割交付した株式等以外の資産の価額の合計額を控除した金額を資本積立金額とします。

なお、非適格分割の場合には利益積立金額の引き継ぎはされません。

(c) 欠損金の繰越控除

非適格分割により分割が行われた場合には、分割法人の分割の日前5年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は、分割承継法人には引き継がれません。

(d) 代用自己株を交付する場合

分割に際し分割承継法人は新株の発行に代えて、自己株式を分割法人又は分割法人の株主に交付することが商法上認められています（代用自己株式）。

この場合、分割承継法人は当該自己株式を帳簿価額により譲渡したものとして譲渡損益は認識されないこととなります。

ただし非適格分割において、分割法人が有していた分割承継法人株式を交付した場合には、自己株式を分割時の時価で譲渡したものとされます。

(4) 株主等の取扱い

(イ) みなし配当課税

(a) 金銭その他の資産の交付がない場合

金銭その他の資産の交付がない場合には、みなし配当課税はされません。

(b) 金銭その他の資産の交付がある場合

1) 適格分割型分割

適格分割型分割が行われた場合には、分割法人の資産等が帳簿価額で分割承継法人に引き継がれ、また分割法人の利益積立金が分割承継法人に引き継がれることとなるため、分割法人の株主等においてはみなし配当は生じません。

2)非適格分割型分割

非適格分割型分割においては、分割法人の株主等が交付を受けた株式・金銭等のうち次の算式により計算した金額を超える部分の金額については、みなし配当の金額とされます。

(算式)

$$\begin{array}{l} \text{分割法人の} \\ \text{分割事業年度} \\ \text{終了の時の} \\ \text{資本等の金額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{分割事業年度終了の時の移転資産の} \\ \text{簿価から移転負債の簿価を控除した金額} \\ \text{(分母の金額を限度とする)} \\ \text{分割法人の分割事業年度又はその前事業} \\ \text{年度終了の簿価純資産価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \\ \\ \\ \\ \end{array}} \quad \begin{array}{l} \\ \\ \\ \\ \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{(小数点以下} \\ \text{1位切り上げ)} \end{array}$$

(ロ)旧株式の譲渡損益

(a)分割承継法人の株式のみの交付を受ける場合

分割型分割において、分割法人の株主等が分割承継法人の株式のみの交付を受けた場合には、分割法人の株主等は分割法人の株式(旧株)をその帳簿価額による譲渡を行ったものとして譲渡損益の計上は繰り延べられることとなります。

(b)分割承継法人の株式以外の資産の交付を受ける場合

分割型分割において、分割法人の株主等が分割承継法人の株式以外の資産の交付を受けた場合には、分割法人の株主等は、分割法人の株式(旧株)を時価により譲渡を行ったものとして譲渡損益の計算を行うこととなります。

(c)非按分型分割の場合

分割型分割において、分割承継法人の株式が分割法人の株式の数の割合に応じて交付されないいわゆる「非按分型分割」の場合には、分割法人の株主等に分割承継法人の株式のみが交付される場合であっても、旧株の譲渡損益の計上を行なうものとされます。

2 会計処理

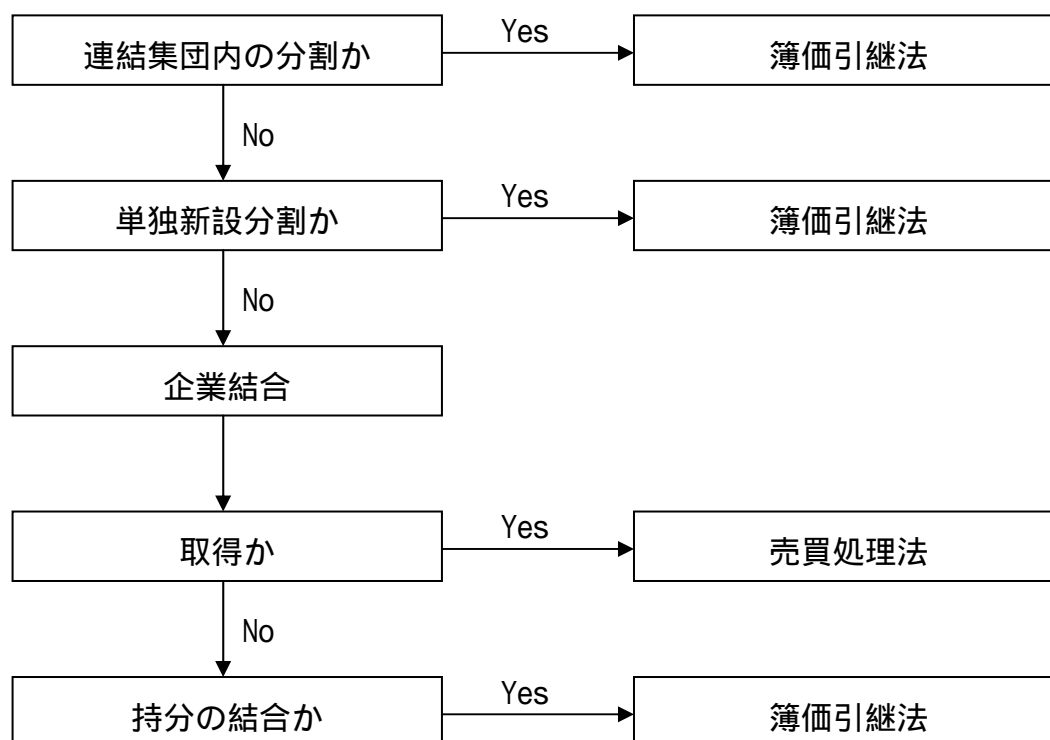
(1)根拠

会社分割に関する会計処理につきましては、平成13年3月30日付日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第7号において公表されています。

(2)概要

会社分割に当たり、分割会社が移転する営業に対する支配を喪失して承継会社が支配を獲得する場合（支配の移転）と、分割会社が引き続き（又は他社と共同で）支配を維持する場合（支配の継続）とがあるが、前者の場合には、分割会社及び承継会社において、移転する資産及び負債を売買処理法により、後者の場合には、簿価引継法により会計処理する。

(3)会計処理方法の判定図



(注)按分型の分割を前提としている。非按分型の分割の場合は、売買処理法となる。

(4)定義

(イ)企業結合

ある会社が他の会社の純資産や経営に対する支配を獲得するか又はある会社と他の会社が合体して両社に対する持分を結合する結果、独立した会社同士が一体とな

って一つの経済企業体となることをいう。企業結合の具体例には合併、企業買収、営業譲受、株式交換・移転等がある。

この「独立した会社」とは、支配・被支配の関係又は共通の支配下の関係にない会社をいう。

(ロ)取得

ある会社（取得会社）が他の会社（被取得会社）の純資産や経営に対する支配を獲得する企業結合をいい、具体的には、結合当事会社のうち、いずれかの会社について取得会社を識別できるものをいう。

(ハ)持分の結合

ある結合前会社の株主と他の結合前会社が、それぞれの結合前会社の純資産及び経営のすべて（又は事実上すべて）に対する支配を結合し、結合後会社のリスクと便益を継続的に共同して負担及び享受する場合であって、かつ、結合前会社のいずれかが取得会社か識別できない企業結合をいう。

(二)売買処理法

会社分割により移転する資産及び負債が売買されたものとして会計処理を行う方法であり、会社分割が「取得」と判定される場合に適用される。この方法によると、原則として、承継会社は分割日に取得した資産及び負債を投資原価（取得の対価と取得の費用の合計）により評価し、承継会社が分割前に有していた資産及び負債については従来 of 支配が継続しているため、帳簿価額を維持する。

(ホ)簿価引継法

会社分割において、それぞれの結合当事会社の支配が継続しているため、各会社が保有する資産及び負債を、帳簿価額で結合する方法である。

3 会計処理と税務処理のケース分け

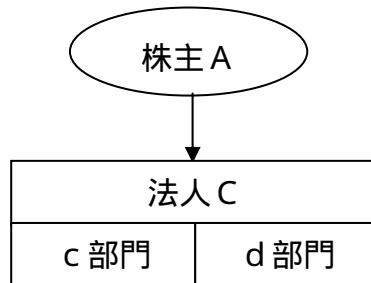
ケース分け	分割方法	会計処理	税務上の適用
1 - 1 - 1	分割型分割	簿価引継法	適格分割
1 - 1 - 2			非適格分割
1 - 2 - 1		売買処理法	適格分割
1 - 2 - 2			非適格分割
2 - 1 - 1	分社型分割	簿価引継法	適格分割
2 - 1 - 2			非適格分割
2 - 2 - 1		売買処理法	適格分割
2 - 2 - 2			非適格分割

4 具体的処理

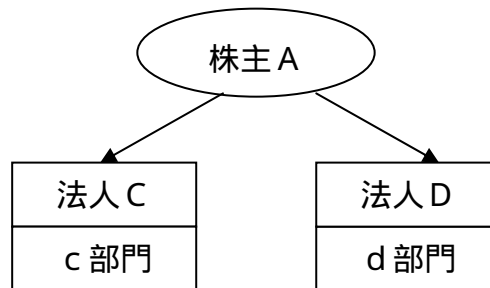
(1)分割型分割

(イ)図

分割前



分割後



(ロ)法人 C の分割前の貸借対照表

c 事業資産	1000	c 事業負債	500
d 事業資産	500	d 事業負債	250
(含み益	200)		
		資本金	300
		資本準備金	150
		利益準備金	150
		剰余金	150

(八) 会計上の処理

(a) 簿価引継法

1) 分割法人Cの仕訳

d 事業負債	250	d 事業資産	500
資本金	100(*)		
資本準備金	50(*)		
利益準備金	50(*)		
剰余金	50(*)		

(*) 分割計画書、契約書による

2) 分割承継法人Dの仕訳

d 事業資産	500	d 事業負債	250
		資本金	100(*1)
		資本準備金	50(*3)
		利益準備金	50(*2)
		剰余金	50(*2)

(*1) 分割計画書、契約書による

(*2) 分割法人Cが取崩した範囲内で引き継ぐ

(*3) $500 - 250 - 100 - (50 + 50) = 50$

3) 税務上の処理

イ. 適格分割

a. 分割法人Cの税務上の仕訳

d 事業負債	250	d 事業資産	500
資本金	100		
資本積立金	50(*2)		
利益積立金	100(*1)		

(*1) $(150 + 150) \times \frac{250}{750} = 100$

(*2) $500 - 250 - 100 - 100 = 50$

b. 分割承継法人Dの税務上の仕訳

d 事業資産	500	d 事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	50
		利益積立金	100

c. 税務調整

・ 分割法人C

なし

・ 分割承継法人D

なし

□. 非適格分割

a. 分割法人Cの税務上の仕訳

d 事業負債	250	d 事業資産	500
資本金	100	譲渡益	200
資本積立金	50(*1)		
利益積立金	300(*2)		

$$(*1) (300 + 150) \times \frac{250}{750} - 100 = 50$$

$$(*2) (500 + 200) - (250 + 100 + 50) = 300$$

b. 分割承継法人Dの税務上の仕訳

d 事業資産	700	d 事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	350

c. 税務調整

・ 分割法人 C

利益積立金	200	譲渡益	200
-------	-----	-----	-----

・ 分割承継法人 D

B 事業負債	200	資本積立金	300
利益積立金	100		

(b) 売買処理法

1) 分割法人 C の仕訳

d 事業負債	250	d 事業資産	500
資本金	100	営業移転利益	200
資本準備金	50		
利益準備金	50		
剰余金	250		

2) 分割承継法人 D の仕訳

d 事業資産	700	d 事業負債	250
		資本金	100
		資本準備金	250
		利益準備金	50
		剰余金	50

3) 税務上の処理

イ. 適格分割

a. 分割法人 C の税務上の仕訳

d 事業負債	250	d 事業資産	500
資本金	100		
資本積立金	50		
利益積立金	100		

b. 分割承継法人Dの税務上の仕訳

d 事業資産	500	d 事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	50
		利益積立金	100

c. 税務調整

・ 分割法人C

営業移転利益	200	利益積立金	200
--------	-----	-------	-----

・ 分割承継法人D

資本積立金	300	B 事業負債	200
		利益積立金	100

□. 非適格分割

a. 分割法人Cの税務上の仕訳

d 事業負債	250	d 事業資産	500
資本金	100	営業移転利益	200
資本積立金	50		
利益積立金	300		

b. 分割承継法人Dの税務上の仕訳

d 事業資産	700	d 事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	350

c. 税務調整

・ 分割法人C

なし

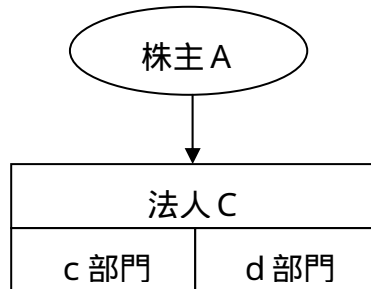
・分割承継法人 D

利益積立金	100	資本積立金	100
-------	-----	-------	-----

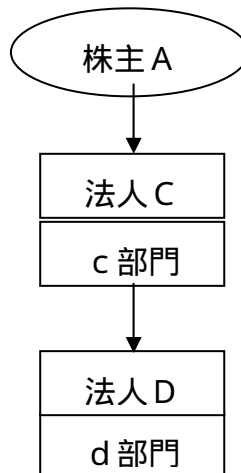
(2)分社型分割

(イ)図

分割前



分割後



(ロ)法人 C の分割前の貸借対照表

C 事業資産	1000	C 事業負債	500
d 事業資産	500	d 事業負債	250
(含み益	200)		
		資本金	300
		資本準備金	150
		利益準備金	150
		剰余金	150

(八) 会計上の処理

(a) 簿価引継法

1) 分割法人 C の仕訳

d 事業負債	250	d 事業資産	500
D 社株式	250		

2) 分割承継法人 D の仕訳

d 事業資産	500	d 事業負債	250
		資本金	100(*1)
		資本準備金	150(*2)

(*1) 分割計画書、契約書による

(*2) 分社型分割の場合は利益準備金の引継はできない

3) 税務上の処理

イ. 適格分割

a. 分割法人 C の税務上の仕訳

d 事業負債	250	d 事業資産	500
D 社株式	250		

b. 分割承継法人 D の税務上の仕訳

d 事業資産	500	d 事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	150

c. 税務調整

・ 分割法人 C

なし

・ 分割承継法人 D

なし

ロ.非適格分割

a.分割法人Cの税務上の仕訳

d 事業負債	250	d 事業資産	500
D 社株式	450	譲渡益	200

b.分割承継法人Dの税務上の仕訳

d 事業資産	700	d 事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	350

c.税務調整

・分割法人C

D 社株式	200	譲渡益	200
-------	-----	-----	-----

・分割承継法人D

d 事業資産	200	資本積立金	200
--------	-----	-------	-----

(b)売買処理法

1)分割法人Cの税務上の仕訳

d 事業負債	250	d 事業資産	500
D 社株式	450	営業移転利益	200

2)分割承継法人Dの税務上の仕訳

d 事業資産	700	d 事業負債	250
		資本金	100
		資本準備金	350

3)税務上の処理

イ.適格分割

a 分割法人Cの仕訳

d 事業負債	250	d 事業資産	500
D 社株式	250		

b. 分割承継法人Dの仕訳

d 事業資産	500	d 事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	150

c. 税務調整

・ 分割法人C

営業移転利益	200	D社株式	200
--------	-----	------	-----

・ 分割法人D

資本準備金	200	d 事業資産	200
-------	-----	--------	-----

□. 非適格分割

a. 分割法人Cの税務上の仕訳

d 事業負債	250	d 事業資産	500
D社株式	450	営業移転利益	200

b. 分割承継法人Dの税務上の仕訳

d 事業資産	700	d 事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	350

c. 税務調整

・ 分割法人C

なし

・ 分割承継法人D

なし

第5 書式

1 分割計画書

分 割 計 画 書

当社（以下、甲という）は、事業の合理化を目的として、 部門を分離し、新設会社（以下、乙という）に承継させる会社分割（以下、「本件会社分割」という）の内容を次のとおり定める。

（設立会社の定款）

第1条 乙の定款は、別紙「定款」（省略）記載のとおりとする。

（本件会社分割に際して発行する株式及び株式の割当て）

第2条 乙が、本件会社分割に際して発行する株式及びその割当てについては、次のとおりとする。

- (1)発行する株式 普通株式
- (2)発行総数 株
- (3)割当ての対象 平成 年 月 日の甲の最終の株主名簿に記載された株主に対して割当て交付する。
- (4)割当比率 甲の普通株式 株に対し、乙の株式 株を割当てる。

（乙の資本の額及び準備金）

第3条 乙の資本金、資本準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1)資本金 円
- (2)資本準備金 上記(1)の資本金に組み入れなかった額から下記の利益準備金、その他の留保利益を控除した額
- (3)利益準備金 円
- (4)留保利益 円

(承継する権利義務)

第 4 条 甲は、別紙「承継する権利義務一覧表」(省略) 記載の権利義務を乙に承継させる。

但し、乙が承継する債務は、甲とともに負担する重畳的債務引受とする。

(甲の資本減少及び株式の消却)

第 5 条 甲は、本件会社分割に伴い、その資本金 円を 円に減少する。

2. 前項の資本減少は、甲の株主が有する甲株式 株に対し、1 株の割合により、甲株式を無償消却する方法により行う。

(分割承認総会)

第 6 条 甲は、平成 年 月 日、株主総会を開催し、本計画書の承認及び本件会社分割に必要な事項の承認決議を求める。

但し、上記の総会期日は、本件会社分割手続の進行に応じ、必要があるときは、予めこれを変更することができる。

(分割をなすべき時期)

第 7 条 本件会社分割の時期は、平成 年 月 日とする。

但し、上記期日は、本件会社分割手続の進行に応じ、必要があるときは、予めこれを変更することができる。

(利益配当)

第 8 条 甲は、第 6 条による株主総会の承認を得て、平成 年 月 日の甲の最終の株主名簿に記載された株主に対して、総額 円を限度として、利益配当を行う。

(役員の就任)

第 9 条 乙の取締役及び監査役に就任する予定者は、次のとおりである。

(1) 取締役

(イ) 氏 名

経歴等

(ロ) 氏 名

経歴等

(2)監査役

(イ)氏名

経歴等

(ロ)氏名

経歴等

以上

平成 年 月 日

株式会社

代表取締役

印

2 分割契約書

分 割 契 約 書

株式会社 A（以下、甲という）及び株式会社 B（以下、乙という）は吸収分割に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、第 6 条記載の営業を乙に承継させることとし、乙は右営業を甲から承継する（以下、「本件会社分割」という）。

（定款変更）

第 2 条 乙は本件会社分割により、その定款を別紙「定款」（省略）記載のとおりに変更する。

（本件会社分割に際して発行する新株及び新株の割当て）

第 3 条 乙が、本件会社分割に際して発行する新株及びその割当てについては、次のとおりとする。

- (1)発行する新株 普通株式
- (2)発行総数 株
- (3)割当ての対象 平成 年 月 日の甲の最終の株主名簿に記載された株主に対して割当て交付する。
- (4)割当比率 甲の普通株式 株に対し、乙の新株 株を割当てる。

（乙の増加すべき資本の額及び準備金）

第 4 条 本件会社分割により乙の増加すべき資本金、資本準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1)資本金 円
- (2)資本準備金 上記(1)の資本金に組み入れなかった額から下記の利益準備金、その他の留保利益を控除した額
- (3)利益準備金 円

(4)留保利益 円

(分割交付金)

第5条 乙は、平成 年 月 日の甲の最終の株主名簿に記載された株主に対し、下記の割合による金員を本件会社分割をすべき時期の経過後遅滞なく支払う。

甲の株式1株につき金 円

(承継する権利義務)

第6条 甲は、別紙「承継する権利義務一覧表」(省略)記載の権利義務を乙に承継させる。

(甲の資本減少及び株式の消却)

第7条 甲は、本件会社分割に伴い、その資本金 円を 円に減少する。

2.前項の資本減少は、甲の株主が有する甲株式 株に対し、1株の割合により、甲株式を無償消却する方法により行う。

(分割承認総会)

第8条 甲及び乙は、平成 年 月 日、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件会社分割に必要な事項の承認決議を求める。

但し、上記の総会期日は、本件会社分割手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、予めこれを変更することができる。

(分割をなすべき時期)

第9条 本件会社分割の時期は、平成 年 月 日とする。

但し、上記期日は、本件会社分割手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、予めこれを変更することができる。

(利益配当)

第10条 甲は、第8条による株主総会の承認を得て、平成 年 月 日の甲の最終の株主名簿に記載された株主に対して、総額 円を限度として、利益配当を行う。

(役員の就任)

第11条 本件会社分割に伴い、新たに乙の取締役及び監査役に就任する予定者は、次のとおりである。

(1)取締役

(イ)氏名

経歴等

(ロ)氏名

経歴等

(2)監査役

(イ)氏名

経歴等

(ロ)氏名

経歴等

(分割対象財産の善管注意義務)

第 12 条 甲は、本件会社分割の時期まで、乙に承継させる営業を真摯に遂行するとともに、分割対象にかかる財産を善良なる管理者の注意義務をもって管理することを要する。

2. 万一、甲が前項の注意義務を怠ったため、本件会社分割を実行することが不可能もしくは著しく困難となった場合には、乙は本契約を解除することができる。

(事情変更による解除)

第 13 条 本契約締結後、本件会社分割の時期に至るまでの間に、天災地変その他契約当時予期しえなかった事由により、甲又は乙の財産内容もしくは経営状況に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議の上、本件会社分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(規定外事項)

第 14 条 本契約に記載なき事項について疑義が生じたときは、関係法規その他本契約の趣旨に従い、甲、乙誠実に協議の上、これを決定する。

以上のとおり契約が成立したので、本契約の証として、本契約書 2 通を作成し、甲、乙各記名捺印の上、各 1 通宛保有する。

平成 年 月 日

甲 株式会社 A

代表取締役

印

乙 株式会社 B

代表取締役

印